

令和 3 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 檢 評 價 書
[日本高等教育評価機構]

令和 3(2021) 年 6 月
神戸国際大学

目 次

| | |
|---|-----|
| I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 ······ | 1 |
| II. 沿革と現況 ······ | 4 |
| III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価 ······ | 8 |
| 基準 1. 使命・目的等 ······ | 8 |
| 基準 2. 学生 ······ | 17 |
| 基準 3. 教育課程 ······ | 41 |
| 基準 4. 教員・職員 ······ | 55 |
| 基準 5. 経営・管理と財務 ······ | 67 |
| 基準 6. 内部質保証 ······ | 76 |
| IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価 ······ | 83 |
| 基準 A. 国際交流 ······ | 83 |
| V. 特記事項 ······ | 91 |
| VI. 法令等の遵守状況一覧 ······ | 93 |
| VII. エビデンス集一覧 ······ | 108 |
| エビデンス集（データ編）一覧 ······ | 108 |
| エビデンス集（資料編）一覧 ······ | 108 |

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 神戸国際大学の建学の精神・基本理念

神戸国際大学（以下、本学という）の創立者八代斌助師はキリスト教の精神に基づき、「神を畏れ、人を恐れず、人に仕えよ」(DEUM TIMETE, NORITE TIMERE POPULUM ET SERVITE EI.) を建学の精神として掲げた。

最初の「神を畏れ」とは、神を恐怖すべきものとしてではなく、畏れ尊ぶべきものであることを示しており、真理・真実に対する謙虚さをあらわしている。

次の「人を恐れず」とは、人間は神によって平等につくられた存在であるから、誰をも恐れることもなく誰にもへつらうことなく、対等に交際することが大切であるという意味である。いかなる権力者に対しても、また相手の数が多くても、恐れることなく立ち向かっていかなければ何事も成し得ることができない。平等を基盤とする国境をこえた同胞・兄弟意識をあらわしている。

最後の「人に仕えよ」とは、打算的利己主義からではなく、相手のためにという“愛”を動機として行うものでなければならないという意味である。『新約聖書』の「ルカによる福音書」によると、主イエス・キリストは「あなたがたの中でいちばん偉い人は、いちばん若い者のようになり、上に立つ人は、仕える者のようになりなさい」（『新約聖書』「ルカによる福音書」第22章26節）と言われ、隣人への愛に生きる人間となるよう求めたのである。

このような意味を持つ建学の精神は、キリスト教主義を基本的視点とした全人格教育を行おうとする本学のバックボーンである。急速に社会のグローバル化が進展する一方、物質的豊かさの増大に反比例するかのように精神的貧しさが深刻化している状況の中で、この建学の精神の持つ意味がますます重要になってきている。本学はこの建学の精神を基本理念とし、国際性と良識を備えた有為な人材を育成することを目標にしている。

2. 本学の使命と目的

1990年代中頃に始まったIT革命は世界の様相を一新した。インターネットは世界の知を一瞬に結集することができ、誰もが新しい知を得ることができる新しい情報社会、あるいは知的社会の誕生である。これは狩猟社会、農耕社会、工業社会を経て、人類が新たな段階である情報社会に入ったことを意味している。しかし変化はこれに止まらなかった、その後20年も経過しない内に、新しい「ポスト情報化時代」、あるいは「ポスト知的社会」へと発展した。それを引き起こしたのはさらなる情報化の進展である。今日我々が扱う情報はビッグデータと呼ばれ、その量と質はこれまで人類が経験したことのないものとなっている。ビッグデータの処理や解析は、人類の能力を超えたAI（人工知能）によりなされ、その結果、新しい知がこれまで以上の速度で生まれている。ポスト情報化社会は何よりも変革の社会であり、新しい情報を取り込み、さらに新しい価値を創造した者が勝者となる社会でもある。ポスト情報化社会は、この意味でも競争社会でもある。

しかし、情報化やインターネットが社会をリバニアサン的な万人の万人に対する闘争社会へと進むのではなく、情報を全人類のために用いる共生社会への動きも強まっている。ヒト、モノ、カネの移動は国境等の障壁により押しとどめられるが、情報の流れは国境という障害をものともしない。全世界が情報を瞬時に共有できるのであり、これを基礎にあら

ゆる国民が連携し、共通の課題の解決に向けて協働することができる。この成果の一つが、現在地球規模で取組まれている SDGs である。このようにポスト情報化社会は、全市民が協働するグローバルな社会でもある。この社会で必要とされるのは、豊かな人間性やグローバルな視野を持ち、人々とのふれあいや出会いの中から、自ら課題を見出し、その解決策を見出し、多くの人と協働してアクションをおこすことができる人である。現在は、まさにこのような人材が求められている。

創立者八代斌助師は早くからこのような状況を見通しており、グローバル社会における有為な人材育成の重要性に言及してきた。そのことは彼の著作や講演、日々の言動等の中に見受けられ、その思いが学校法人の設立へと結びついていった。「建学の精神」に込められた創立者の思いを守り、人間主義的立場を基本的視点とした全人格教育を行い、神戸から世界へ飛び立っていく若き国際人を養成することを本学の使命としている。

1968（昭和 43）年、理事会で承認された八代学院大学（現、神戸国際大学）の設立趣旨は、「主として経済学に即した経済理論と実践を研究教授し、国際大学として国際社会に役立つ有為な人材育成を目的とする」ことであった。

設立から 20 年あまり、建学の精神をより明確に具現化するため、1992（平成 4）年に校名を神戸国際大学に変更した。

また、2009（平成 21）年にリハビリテーション学部を設置した。医療における高度な知識や技術の習得だけでなく、豊かな人間性を持ち、特に人間性あふれる理学療法士を育成するものであり、これはまさに建学の精神の実践そのものであると言えよう。

このような変遷を通して、神戸国際大学学則第 1 章第 1 条において、本学の設立目的を以下のように規定している。

本学は、聖公会キリスト教の精神に基づき、全人格的人間形成をめざすとともに教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に従い、経済学とリハビリテーション学の理論並びに実践について研究教授することを目的とする。

3. 本学の個性と特色

本学は、すでに述べた「建学の精神」や使命と目的の具現化を目指して、経済学と医療を主な分野として、学生一人ひとりの個性を重視する「student first」をモットーに教育やその基礎となる研究を行ってきた。本学が重視しているのは、以下の 3 点である。

① Humanity—一人ひとりを大切にする教育

少人数教育による教育を基本とし、教員と学生の対話の中から真理（あるいは神）の前に謙虚であり、豊かな人間性と創造性を持った人材を育成する。激動の時代に立ち向かい、自らの課題を見出し、それを解決する力、つまり「生き抜く力」を涵養する。

②Community—地域・社会に開かれた大学

地域や社会を生きた学びの場として取り入れるとともに、講義や施設をコミュニティに広く開放し、自由な雰囲気の中で人や文化が交流する場を提供することにより地域に貢献する。

③Glocality—神戸から世界への情報発信

国際化が進む 21 世紀にふさわしい、グローバルに考えローカルに行動できる人材を育成する。神戸から世界へ向かって様々な情報を発信し、これから社会をリードしていく。

具体的には、「教育の質保証」を教育・研究の柱としている。入学した学生が 4 年間で激動の経済やビジネスで生き抜く力を備わった人材に育って卒業することを、制度的に担保している。つまり、豊かな人間性をもち、学生自らが考え、対応できる「生き抜く力」を備えた人材の育成を、本学の新しい教育目標とした。生き抜く力とは、自らが課題を見つけ、その解決法を見出し、それを実践できる能力である。つまり、全学での学修者本位の教育を実現するものである。これを次の 3 つシステムで実現している。(i) 期待される人材を育むカリキュラム、(ii) 学生の学びをサポートする教職員の学生支援、(iii) 組織・体制を PDCA により改善を図る評価、これら 3 つである。まず、(i) カリキュラムでは、経済学部の名にふさわしい充実した専門科目、経済学の基礎から応用までの継続的に切れ目なく学習できる講義編成、学生自らが自発的に学習や研究ができる AL (Active learning)、教室での座学だけでなく、大学の外で地域の人々との交流により学ぶ PBL (Project-based learning)、一人ひとりの学生の学習進度や理解に合わせたきめ細かい指導、丁寧で分かりやすい講義、国際大学にふさわしい各種の海外留学や研修プログラム、希望する職業や入社したい企業への就職を実現させるキャリア形成、これらを体系的に組み込んだカリキュラムを編成している。(ii) 学生支援では、履修から毎日の生活までの手厚い充実した支援策を持っている。奨学金、キャリアデザイン、就職、保健やメンタル面での相談等、障がい者を含め様々な学生の問題に対して教職員が親身で真摯に対応している。IR に基づく個別指導 (アカデミックガイダンス)、就職ガイダンス、さらには FD・SD 等の実施により、教職員の学生支援の能力を高めている。(iii) 評価では、(i) や (ii) での組織や活動が十全に機能しているか、課題はないのか、これらを PDCA サイクルにより常時改善している。受講生による講義評価、学生満足度アンケート、教員自身による教育・研究・社会貢献・学内管理に関する自己評価、各事務部署の自己点検、学外の有識者による外部評価、さらには日本高等教育評価機構による認証評価、このような様々な自己や外部評価により、学びの質の向上が実現しているのかどうかを絶えず確認し、改善している。

「教育の質保証」には、個々の教員の研究力の向上が求められるが、これを担保するのが教育と研究のバランスである。「良質の研究の上に良質の教育が生まれる」を目指して、研究力の充実を図っている。その集大成として、2024 (令和 6) 年度に経済学研究科修士課程の設置を目指して準備を行っている。

さらに国際大学ということから、海外研修や留学にも力を入れ、協定大学を利用した海外体験短期プログラムと中長期の交換留学・セメスター留学を実施し、留学先で取得した科目の単位を本学の単位として認定している。これにより、長期留学に行っても 4 年間で卒業ができるよう配慮している。教学センター国際交流担当においては、留学に関する情報提供やカウンセリングなどのきめ細かなサポートを実施している。各国からの留学生を受け入れる環境も整え、国際大学の名にふさわしい国際色豊かなキャンパスを実現している。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

学校法人八代学院（以下、本学院）は、日本聖公会（日本に伝道された英國国教会）主教八代斌助師によって、1963（昭和 38）年に創立された。師は、キリスト者として 17 歳の若さで聖職者の道へと入り、以後世界を舞台にその生涯を宗教活動に捧げた。1948（昭和 23）年、戦後の日本人として初めて海外渡航の許可を受け、国際会議に出席し、当時のイギリス国王ジョージ 6 世に昭和天皇のメッセージを手渡すなど、日本と世界との外交関係が絶たれていた中で民間大使として貢献した。その活動は全世界においてもよく知られており、今日でも高く評価されている。

1963（昭和 38）年、学校法人八代学院によって八代学院高等学校が設立された。「人間主義に基づき徹底した生活指導、全生活的養成」を目指した高等学校教育を行おうとするもので、師の宗教的・福祉的活動を基盤にする教育構想の実践であった。開設資金の募金を広く海外にまで募り、また、学校施設建設に有志ボランティアが数多く参加したことは特徴的である。

1968（昭和 43）年には、八代学院大学が神戸市垂水区に設立された。「主として経済学に即した経済理論と実践を研究教授し、国際大学として国際社会に役立つ有為な人材育成」を行うことを目的とした。設立準備委員会は、当初「人間学部」を、後に「社会福祉学部」を構想したが実現には至らず、人間主義を基底に置いた経済学を標榜し、経済学部の設置となった。人間主義的立場を基本的視点として、全人格教育を通じ国際性の涵養を重視し、敬虔で国際人たる能力を備えた経済活動家、実務者の養成を行ってきた。

創立者八代斌助師は、1946（昭和 21）年に「聖ミカエル国際学校」を創設しており、国際社会で活躍できる人材の育成を図ってきた。また師自身も、留学や国際会議への参加、貧民街でのセツルメント活動を行うなど国際的活動で活躍してきたが、そのような人材を育成するために大学設立を行ったのである。その意志を受け継ぎ、さらに発展充実させるため、1992（平成 4）年に、八代学院大学を神戸国際大学と名称変更を行った。

さらに、1995（平成 7）年には、経済学部の理念をより発展させるために、都市文化経済学科を設置し 1 学部 2 学科体制とした。経済学における都市学や観光学の必要性に着目し、当時としては、国内でも画期的な、学際的な学問構築を行った。

折しも申請が認可された直後、神戸は阪神・淡路大震災に見舞われ、防災の遅れや都市機能の麻痺がどれほど人間生活を圧迫し、経済活動を混乱に陥れるか目の当たりにした。

また、観光都市でもある神戸は、交通や宿泊施設等への打撃により、国内外からの観光客の激減も深刻な影響を与えた。しかしながら、この体験により、NPO や個人によるボランティア活動や地域社会の絆の大切さを実感するとともに、復興の営みの中で、単に元の状態に戻すのではなく、災害に強く人間にやさしいまちづくりを行うべきであると認識されるようになった。

2002（平成 14）年、国際都市・神戸の独自性を創出していく拠点として誕生した六甲アイランド（神戸市東灘区）へ本学は全面移転を行った。六甲アイランドは、豊かな自然と住宅・公共施設・医療施設・生活利便施設などを備えた海上文化都市へと成長し、全国でも稀に見る都市開発の成功例となった。このような環境は、人間中心の経済活動や国際

理解、人間交流・コミュニケーション等を教育研究するのに最適である。

しかし、急速な社会の変化や大学を取り巻く環境の変化、価値観の多様化などにより、大学に求められるものも変わってきました。1998（平成 10）年には中央教育審議会が「我が国の高等教育の将来像」を答申し、大学の個性や特色を明確化するとともに、今後の大学の在り方について提言が行われた。そのような状況の中で、本学の社会的役割や在り方について検討がなされ、2008（平成 20）年に経済学部のカリキュラムの大幅改訂を行い、経済学部を構成する二つの学科名称を変更した。

経済学科は、経済学と経営学を融合して経済経営学科とした。

都市文化経済学科については、環境の視点に立った都市学・観光学を展開するために、都市環境・観光学科と名称変更した。

両学科は経済学部の二つの柱として互いに補完する学問体系とし、学生が両学科の科目を有機的に履修できるプログラムを提供するようにした。

2009（平成 21）年には、リハビリテーション学部理学療法学科を設置した。医学・医療の原点である「全人的復権」のもとに、「人間の保健・福祉」を追求する学問的基盤に立って、特にリハビリテーションの中核的な担い手である高い専門的知識と技術、及び豊かな教養と人間性を持つ有能な理学療法士を養成することを目的とした。

医療における高度な知識や技術の習得だけでなく、豊かな人間性を持ち、特に人間性あふれる理学療法士を育成するものであり、これはまさに建学の精神の実践そのものであると言えよう。

2009（平成 21）年には併せて経済学部に国際別科を設置した。1878（明治 11）年に、キリスト教日本聖公会神戸教区の英國宣教師は、神戸にキリスト教主義国際学校の「乾行義塾」を創設した。当時、小笠原諸島に住む人々はスペイン語か英語を常用語としていたが、乾行義塾ではその子どもたちに日本語教育と中等教育を行った。その流れを受け継ぐ本学が、日本留学を希望する海外学生に、より良い日本語・日本理解教育を行うことは、真に建学理念に沿うものである。

2016（平成 28）年 4 月には社会の要請にこたえる形で都市環境・観光学科を国際文化ビジネス・観光学科に学科名称を変更した。観光や国際文化に関わる基礎知識をはじめ、社会人として必要な能力を身につけることができるようホテル・ブライダル・旅行・コミュニケーション・ファッショント・生活デザインなど専門分野に特化した知識の修得を目指すものである。

年表

| | | |
|--------|------|----------------------------------|
| 1963 年 | 1 月 | 学校法人八代学院設立認可 |
| | 4 月 | 八代学院高等学校開校 |
| 1968 年 | 2 月 | 八代学院大学設置認可（神戸市垂水区） |
| | 4 月 | 八代学院大学開学 (経済学部経済学科入学定員 100 人) |
| 1970 年 | 10 月 | 創立者八代斌助師逝去 |

| | | |
|-------|-----|---|
| | 12月 | 教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程認定 (経済学科：中学校教諭1級普通免許状<社会>、高等学校教諭2級普通免許状<社会>) |
| 1980年 | 3月 | 教育職員免許状取得のための聴講生課程認定 |
| 1983年 | 1月 | 経済学部経済学科入学定員変更認可（入学定員150人） |
| 1985年 | 12月 | 経済学部経済学科期限付入学定員変更認可（臨時入学定員100人増、合計250人） |
| 1991年 | 12月 | 経済学部経済学科期限付入学定員変更認可（臨時入学定員50人増、合計300人） |
| 1992年 | 4月 | 神戸国際大学に校名を変更 |
| 1994年 | 12月 | 経済学部都市文化経済学科認可 |
| 1995年 | 4月 | 経済学部に都市文化経済学科設置（入学定員120人） 経済学部経済学科入学定員変更（入学定員180人） |
| 1999年 | 3月 | 教育職員免許状授与の所要資格を得させるための再課程認定 (経済学科：中学校教諭1種免許状<社会>、高等学校教諭1種免許状<公民>、都市文化経済学科：中学校教諭1種免許状<社会>、高等学校教諭1種免許状<公民、地理歴史>) |
| | 4月 | 経済学部経済学科恒常定員変更（入学定員180人、収容定員720人） 経済学部都市文化経済学科恒常定員変更（入学定員120人、収容定員480人） |
| 2002年 | 4月 | 神戸市東灘区（六甲アイランド内）に移転 |
| 2007年 | 6月 | 経済学科から経済経営学科へ、都市文化経済学科から都市環境・観光学科への名称変更を届出 |
| 2008年 | 4月 | 経済学科を経済経営学科に、都市文化経済学科を都市環境・観光学科に名称変更 |
| | 7月 | 経済学部に国際別科設置届出 |
| | 12月 | リハビリテーション学部理学療法学科設置認可 |
| 2009年 | 4月 | リハビリテーション学部理学療法学科設置（入学定員80人） 経済学部に国際別科設置（入学定員1年課程50人、1年6ヶ月課程30人） |
| 2016年 | 4月 | 都市環境・観光学科を国際文化ビジネス・観光学科に名称変更 |

2. 本学の現況（2021年5月1日現在）

- ・大学名 神戸国際大学
- ・所在地 兵庫県東灘区向洋町中9丁目1番6
- ・学部構成

| 学 部 | 学 科 |
|------|--------|
| 経済学部 | 経済経営学科 |

| | | |
|-------------|--|---------------|
| | | 国際文化ビジネス・観光学科 |
| リハビリテーション学部 | | 理学療法学科 |
| 別 科 | | |
| 経済学部 | | 国際別科 |

・学生数、教員数、職員数

学部の学生数（2021年5月1日現在）

(人)

| 学部 | 学科 | 入学定員 | 収容定員 | 在籍者数 | 年次別在籍者数 | | | | |
|--------------------|---------------|------|-------|------|---------|-----|-----|-----|------|
| | | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 過年度生 |
| 経済学部 | 経済経営学科 | 180 | 720 | 1006 | 241 | 214 | 274 | 236 | 41 |
| | 国際文化ビジネス・観光学科 | 120 | 480 | 508 | 125 | 116 | 124 | 128 | 15 |
| リハビリテーション学部 理学療法学科 | | 80 | 320 | 335 | 90 | 91 | 79 | 59 | 16 |
| 合 計 | | 380 | 1,520 | 1849 | 456 | 421 | 477 | 423 | 72 |

教員数（2021年5月1日現在）

(人)

| 学科 | 専任教員数 | | | | | 助手 | 兼任教員 | 兼任教員 |
|---------------|-------|-----|----|----|----|----|------|------|
| | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 合計 | | | |
| 経済経営学科 | 10 | 8 | 3 | 0 | 21 | 0 | 0 | 69 |
| 国際文化ビジネス・観光学科 | 10 | 1 | 3 | 0 | 14 | 0 | | |
| 国際別科 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 15 |
| 理学療法学科 | 7 | 4 | 5 | 2 | 18 | 3 | 0 | 20 |
| その他の組織 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 合 計 | 27 | 13 | 11 | 2 | 53 | 3 | 0 | 105 |

職員数（2021年5月1日現在）

(人)

| | 正職員 | 嘱託 | パート（アルバイト含む） | 派遣 | 合計 |
|------|-----|----|--------------|----|----|
| 事務職員 | 34 | 13 | 16 | 20 | 83 |
| 合 計 | 34 | 13 | 16 | 20 | 83 |

III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、1968（昭和 43）年 4 月に八代学院大学として建学（1992（平成 4）年に神戸国際大学に名称変更）され、経済学部一学部でスタートした。設立に際し、「主として経済学に即した経済理論と実践を研究教授し、国際大学としての役立つ有為な人材育成を目的とする」という理念を掲げた。

2009（平成 21）年 4 月にリハビリテーション学部が新設された。その理念は、「リハビリテーションの中核的な担い手である理学療法の高い専門的知識と技術および、豊かな教養と人間性を持つ有能な理学療法士の養成」である。

上記に示された理念を明確に示し具体的に実行するために、以下のとおり本学の教育目的を明示している。

1)学校法人八代学院寄附行為第 3 条

「この法人は、聖公会キリスト教の精神に基づき、教育基本法及び学校教育法に従って教育事業を行い、国際社会に通用する人材を育成することを目的とする」と法人の目的を明示している。【資料 1-1-1】

2)神戸国際大学学則第 1 条

「聖公会キリスト教精神に基づき、全人格的人間形成をめざすとともに教育基本法及び学校教育法に従い、経済学とリハビリテーション学の理論並びに実践について研究教授する」という目的を明確に示している。また、経済学部及びリハビリテーション学部の教育目的、人材育成の方針を具体的かつ明確に示している。【資料 1-1-2】

3)大学ホームページ・大学案内

ホームページでは受験生をはじめとする外部閲覧者に対し、建学の精神に基づく大学の使命、教育理念を示すとともに、人材育成の方針とその内容を分かりやすく明確に示している。【資料 1-1-3】

大学案内では建学の精神とともに、経済学部及びリハビリテーション学部の教育目標や教育体制を具体的に分かりやすく示している。【資料 1-1-4】

4)その他

建学の精神を、チャペルにおいて明確に示している（チャペルの写真）。



また、新入生に対しては、チャペル・ウィークで建学の精神に基づく大学の使命、教育理念を示している。【資料 1-1-5】

建学の精神等は、大学公式ホームページにも公表しており、この建学の精神に基づいた本学の教育目的である「聖公会キリスト教の精神に基づき、全人格的人間形成をめざすとともに教育基本法及び学校教育法に従い、経済学とリハビリテーション学の理論並びに実践について研究教授すること」を使命として設定している。

建学の精神を念頭に各学部の教育目的および、「アドミッション・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、そして「ディプロマ・ポリシー」を設定しており、大学の目的として明確であり適切であると判断している。【資料 1-1-6 および以下、大学 HP から抜粋】

経済学部の目的

経済学部の目的は、建学の精神に基づき、物中心から人間中心へと主軸を移した経済学を学問的基盤に据え、経済学の理論と実践力を備え、グローバルな視野と豊かな教養、人間性を持った有能な人材を育成することとする。

▶ 経済経営学科の目的

経済経営学科の目的は、経済学・経営学に関する知識を修得し、現代の複雑な経済社会においてグローバルな視点を持って活躍できる人材を育成することとする。

▶ 国際文化ビジネス・観光学科の目的

国際文化ビジネス・観光学科の目的は、国や地域の文化と結合したより良き人間生活を実現するビジネスについて学び、グローバルな視点を持って現代社会の発展に貢献できる人材を育成することとする。

リハビリテーション学部の目的

リハビリテーション学部理学療法学科の目的は、建学の精神に基づき、リハビリテーション医療の原点である「全人的復権」の基に「人間の保健・福祉」を追求する学問的基盤に立って、特にリハビリテーションの中核的扱い手である、高い専門的知識と技術、及び豊かな教養と人間性を持つ有能な理学療法士を養成することとする。

ディプロマ・ポリシー

カリキュラム・ポリシー

アドミッション・ポリシー

<エビデンス集・資料編>

【資料 1-1-1】学校法人八代学院寄附行為 第3条 【資料 F-1】と同じ

【資料 1-1-2】神戸国際大学学則 第 1 条 【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-3】ホームページ <http://www.kobe-kiu.ac.jp>（大学紹介→建学の精神・教育目標）

【資料 1-1-4】Kobe International University キッカケはここから 【資料 F-2】と同じ

【資料 1-1-5】チャペルニュース

【資料 1-1-6】ホームページ https://www.kobe-kiu.ac.jp/about/educational_policy/

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的及び教育目標については、上記の寄附行為第 3 条及び学則第 1 条において簡潔に文章化されている。また、大学ホームページ・大学案内で公表しており、さらに、学生便覧、新入生の手引き（First Step Guide～新入生の皆さん～2021）において、上記の内容を分かりやすく簡潔に説明している。

明示されている使命や教育目的は、具体的かつ明確であり、その表現も簡潔であると判断している。【資料 1-1-1～8】

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 1-1-7】2021 年度 学生便覧 3～7 頁 【資料 F-5】と同じ

【資料 1-1-8】First Step Guide～新入生の皆さん～2021 29 頁

1-1-③ 個性・特色の明示

本学は建学の精神に基づき、全人格教育を通して豊かな教養と確かな専門性を身につけることを教育目的としている。各学部の具体的な教育目的を示し、学生に周知させている。「アドミッション・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」及び「ディプロマ・ポリシー」も各学部で具体的に規定されており、教職員、在学生はもとより、受験生や社会一般に認識されている。

また、本学の教育の特色は、少人数教育によるきめ細かい指導、および学生の体験を重視した実践型教育である。その学修成果として、「21 世紀の社会作りに貢献する人材」の育成を目指している。このような特色は、今後も本学の個性・特色として強化していく。

個性・特色についても、ホームページや大学案内、或いは学生便覧等で建学の精神や教育目標などが明示されており、その内容は特色が反映されていると判断している。【資料 1-1-3～8】

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 1-1-3】ホームページ <http://www.kobe-kiu.ac.jp>（大学紹介→建学の精神・教育目標）

【資料 1-1-4】Kobe International University キッカケはここから 【資料 F-2】と同じ

【資料 1-1-5】チャペルニュース

【資料 1-1-6】ホームページ https://www.kobe-kiu.ac.jp/about/educational_policy/

【資料 1-1-7】2021 年度 学生便覧 3～7 頁 【資料 F-5】と同じ

【資料 1-1-8】First Step Guide～新入生のみなさん～2021 29 頁

1-1-④ 変化への対応

創立以来 50 年の歴史をもつ本学は、「神を畏れ、人を恐れず、人に仕えよ」を建学の理念として、社会に対して貢献できる人材の育成に努め、最高学府としての使命を果たしてきた。様々な取組の中でも、特に力点を置いているのが、海外の提携校を通じた数多くの留学生の受け入れである。様々なネットワークを通じて提携校を増やし、他大学に先駆けて新しい連携のあり方を求めてきた。学生や教員の相互交流、国際別科による入学前の日本語教育、留学生の希望に応じた受入体制などにより、海外の提携校は現在 13ヶ国 62 大学にのぼっている。このような国際化の活動が評価され、2020 年 5 月の週刊東洋経済では、国際力の分野で全国の私学の中で第 30 位にランクされている。また、河合塾の偏差値では 42.5 とワンランクアップした。リハビリテーション学部では、理学療法士の国家試験においては良好な成績や就職率も 100% 近くを維持するなど一定の成果を挙げている。しかし、国際化戦略のみでは、本学が生き残れない状況が生まれている。その一つが、多くの私学が、本校が先鞭を付けた提携校との連携に参入しはじめ、競争が激化していることである。いま一つは今回の新型コロナウイルスである。これにより、本学に合格した留学生の多くが来日できなくなり、留学生に依存するリスクが大きくなっている。

以上のような本学を取り巻く環境の変化により、本学がさらに発展していくためには、今一度本学での教育のあり方を再検討すべき時期にきている。今後は、豊かな人間性をもち、学生自らが考え、対応できる「生き抜く力」を備えた人材の育成を、本学の新しい教育目標とすべきである。生き抜く力とは、自らが課題を見つけ、その解決法を見出し、それを実践できる能力である。そのためには、「学修者目線」への転換による学びの質の向上、つまり、学生のニーズや関心に応えることができる授業内容や方法を取り入れた教育、カリキュラムや授業科目の見直し、学修成果・教育成果の把握・可視化が必要である。これらの具体化のために、経済学部としての専門教育の充実を中心におき、現実の経済やビジネスで生き抜く力を育む専門教育を重視すべきである。リハビリテーション学部では、国家試験合格率や卒業率の向上を目指すきめの細かい、学生一人一人の進展度にあった指導の充実である。

建学の精神に基づき、上記のような大学を取り巻く大きな環境変化や社会のニーズに対応すべく「アドミッション・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」及び「ディプロマ・ポリシー」の見直しに着手した。また、本学の学長メッセージとして明確に「現代社会を生き抜く力を育む」ことを明示し、まさにコロナ禍によって急激に変化する現代社会に対して「生き抜く力」を備えた人材育成を行うこととしている。【資料 1-1-6】【資料 1-1-9】
【資料 1-1-10】

<エビデンス集・資料編>

【資料 1-1-6】ホームページ https://www.kobe-kiu.ac.jp/about/educational_policy/

【資料 1-1-9】ホームページ <https://www.kobe-kiu.ac.jp/about/message/> (学長メッセージ)

【資料 1-1-10】学長の新 3P

(3) 1-1 の改善・向上方策(将来計画)

今後も常に時代と社会の変化を見据え、「建学の精神」と使命・目的及び教育目的との関連を注視しながら、社会からの要請や学生のニーズに応えられる教育体制を確立し、それをPDCAサイクルを徹底しながら継続的に改善・向上させていくことが最重要である。今後は、新しい中期計画及び単年度の事業計画を策定し、時代の要請に応えられる目標を設定しその完遂を図っていく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び教育目的は、学則に明記されている。学則の制定については学校法人八代学院理事会で承認されたもので、学則変更など重要事項については評議員会に諮問し、理事会で決定される。このように理事の理解を得ており、決定された学則についてはホームページに掲載し学内外に周知している。【資料1-2-1】【資料1-2-2】

<エビデンス集・資料編>

- 【資料1-2-1】神戸国際大学学則 【資料F-3】と同じ
- 【資料1-2-2】ホームページ <http://www.kobe-kiu.ac.jp> (大学紹介)

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的の策定については、役員及び教職員が関与・参画しており、承認された内容はホームページに建学の精神、使命・目的及び教育目的、さらには学則を明示して学内外に公表し、周知している。また、学生には「学生便覧」を配布して周知している。【資料1-2-2】【資料1-2-3】

<エビデンス集・資料編>

- 【資料1-2-2】ホームページ <http://www.kobe-kiu.ac.jp> (大学紹介)
- 【資料1-2-3】2021年度 学生便覧 3~7頁 【資料F-5】と同じ

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学の中長期的な事業計画の策定にあたっては、本学の使命・目的及び教育の目的に基

づいた検討がなされている。現在 2017（平成 29）年度からスタートしたグローバルキャンパス構想（5 年計画）に基づき運営をしているが、2021（令和 3）年度に最終年度を迎えるにあたって、次期の中長期計画策定には、本学の使命・目的及び教育の目的を基礎として、大学を取り巻く社会の構造変化を見据え、計画に反映させていく。特に、2021（令和 3）年度よりこれまでの将来計画検討委員会を改め、「中長期計画策定・推進会議」として、大学のみならず法人が設置する学校全体の中長期計画について審議策定することとなっている。【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 1-2-4】「グローバルキャンパス構想」事業計画

【資料 1-2-5】神戸国際大学中長期計画策定・推進会議規程

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

教育の基盤となる三つのポリシーとして学生が卒業時に具備すべき能力を示す「ディプロマ・ポリシー」、それを実現させる教育課程である「カリキュラム・ポリシー」、入学者の受入方針としての「アドミッション・ポリシー」については、建学の精神及び使命・目的並びに教育目的を踏まえて策定されている。【資料 1-2-6】【資料 1-2-7】

2021（令和 3）年に、本学の教育の基本を経済・ビジネス社会で生き抜く力を育むと転換し、この力をディプロマ・ポリシーに明示した。これに従って、カリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーを策定した。【資料 1-1-10】

今後新 3P は、外部評価委員会で学外識者の意見を聴取した上で運用していく。

＜エビデンス集・資料編＞

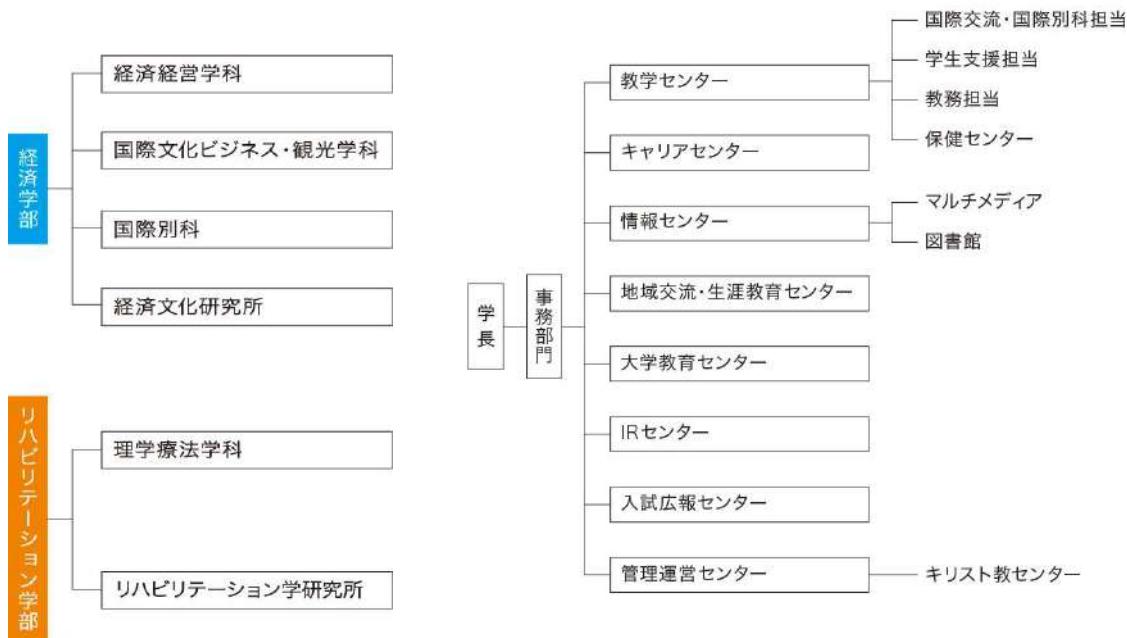
【資料 1-2-6】ホームページ https://www.kobe-kiu.ac.jp/about/educational_policy/ 【資料 1-1-6】と同じ

【資料 1-2-7】2021 年度 学生便覧 32、55 頁【資料 F-5】と同じ

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

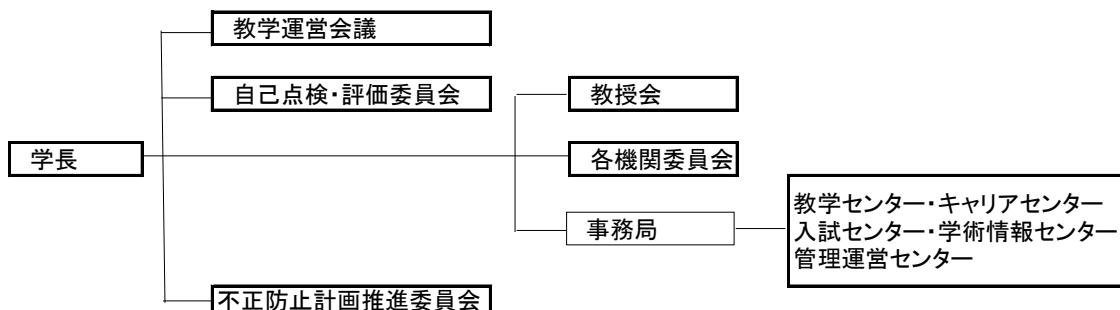
本学の使命・目的を遂行するために図表 1-2-1 のとおり教育研究組織としての学部・学科及び附属機関と教育研究組織を支援する事務組織を設置している。

図表 1-2-1 教育研究組織



また、教育研究を支える各種委員会は教職員が参加しており、図表 1-2-2 に示す通り、学長のガバナンスのもとに教職協働に基づく教学マネジメント体制が整っている。【資料 1-2-8】【資料 1-2-9】

図表 1-2-2 大学運営（2021（令和3）年5月1日現在）



よって教育研究組織は、本学の使命・目的を実現させるという意味で整合性が取れている。【資料 1-2-8】【資料 1-2-9】【資料 1-2-10】

<エビデンス集・資料編>

【資料 1-2-8】ホームページ <https://www.kobe-kiu.ac.jp/> (学部・学科)

【資料 1-2-9】ホームページ <https://www.kobe-kiu.ac.jp/> (教育・研究)

【資料 1-2-10】学校法人八代学院事務組織規程

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

大学の存在理由である建学の精神、さらにはそれを具現化する本学の使命や目的といつ

た根幹は堅持しつつ、その一方で、社会変化等の大学を取り巻く環境の変化に対応し自己変革を遂げる必要がある。さらにこのような大学の中核が変革されると、それに対応して教育内容や教学マネジメント体制も改革される必要がある。この変革の基礎は、PDCAサイクルである。継続的にPDCAサイクルを回して、課題を見出し、その解決のための手段を考え出し、実行し、その効果を評価していくのである。本学は、これまで幾度となく困難に直面してきたが、自己変革により切り抜けてきた。今後は、まず現行の中期計画は2021年で終了するが、それに接続する新しい中期計画を作成する。この中期計画は、これまで培ってきた改革の手法や精神に則り策定していく。

現代社会が激変し、将来を予測することが困難な時代になっている。このような状況下においては、本学は教育の基本方針として、激動の社会や経済を「生き抜く力」を育む教育体制の確立においている。そのためには、すでに3Pを策定し、これらを実現するための教育上の戦略として、「教育の質保証」、「研究と教育のバランス」、「大学のブランド化」の3つを策定した。今後、これらの具体的な詳細を固め、社会の変化に対応し社会の負託に応えていきたい。

[基準1の自己評価]

本学の建学の精神・基本理念に関しては、本法人の「寄附行為」の目的に「聖公会キリスト教の精神に基づき、教育基本法及び学校教育法に従って教育事業を行い、国際社会に通用する人材を育成する」と掲げ、教育基本法に従った「学則」の第1条においても建学の精神・基本理念を謳っている。

教育、研究および社会貢献に関わる本学のすべての組織は、相互に連携をとりつつ社会の趨勢に柔軟かつ迅速に対応し、建学の理念と大学の使命・目的に基づき、教育及び研究の改善や一層の充実を図ってきた。

大学の基本理念や目的といった根幹は不変のものであるが、それを実現する手段や組織は時代や社会の構造変化に対して継続的に改革し、向上して行く必要がある。本学の変革の基盤は、継続的なPDCAサイクルの活用にある。情報化の進展により、第5世代の「ポスト情報化社会」あるいは「ポスト知的社会」に移行し、経済や社会のグローバル化は一層進展し、リーマンショックや新型コロナショックのように、一国や一地域の事件が世界を揺るがしている。予想もつかない激動の時代、不確実の時代へと移行してきた。その中で、我々は生き抜いて行かなくてはならない。大学は、このような社会でも生き抜く力を備えた人材を育む必要があり、本学もこれまでの豊かな人間性やグローバル性に加えて、設置者が建学時に望んだ経済学の専門教育にも重点を置く変革を行った。

今ひとつ変革の事例は、2020（令和2）年以降現在まで、コロナ禍である。このパンデミックによって本学も未曾有の事態に陥った。これまでの対面での授業に加えて、オンラインやオンデマンドでの授業形態をとるなど、教育手法を大きく変えざるを得なかつた。2020（令和2）年度前期が始まった折には、オンライン授業システムの不備や、学生の経済状態の悪化に伴う課題が発生した。これらの教育のみならず、生活のあらゆる問題に対して、教職員挙げて真摯に対応した。その結果、学生の講義への満足度や理解度を対面とほぼ同様にすることことができた。これは小さな例示であるかもしれないが、ヒト、モノ、カネといった教育資源が十分でない小規模の本学が曲がりなりにもコロナ禍を乗り切れたの

も、これまでの困難に対する経験が蓄積されていて、それが未曾有の変化への対応として活かされたからである。ウィズコロナあるいは感染終息後のポストコロナでも、これまで蓄積したノウハウを活用して講義を行い、学びの質の向上が最大限発揮できる仕組みを構築して行く所存である。【資料 1-2-11】

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 1-2-11】オンライン講義受講生アンケート

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学では建学の精神、教育理念に基づき、学生受け入れ方針を「アドミッション・ポリシー」として策定し、求める人物像を示している。この「アドミッション・ポリシー」は入学試験要項のほか、ホームページや大学案内（QR コード掲載）でも明示している。また受験生・保護者を対象としたオープンキャンパス、進学相談会にて周知し説明を行っている。また、高等学校に対しては入試広報センター職員が訪問し、本学の教育に関する取り組み、求める学生像等について説明し、理解を深めてもらえるよう努めている。

このことにより、アドミッション・ポリシーは明確に策定され、それらの周知についても適切に行われているものと判断している。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-1-1】2022（令和 4）年度 入学試験要項 表紙裏

2022（令和 4）年度 経済学部特別入学試験要項 表紙裏

2022（令和 4）年度 リハビリテーション学部特別入学試験要項 表紙裏

【資料 2-1-2】ホームページ <http://www.kobe-kiu.ac.jp>

（公表情報→アドミッション・ポリシー）

【資料 2-1-3】Kobe International University キッカケはここから 3 頁 【資料 F-2】
と同じ

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

アドミッション・ポリシーに基づき、多面的な人材の受け入れを目的に各種入学試験制度を設けている。

本学で実施する入学者選抜試験は、下記のとおりである。

AO 入学試験、グローバル型特別入試、公募制推薦入学試験、一般入学試験、大学入学共通テスト利用試験、社会人入学試験、編入学・転入学試験、外国人留学生入学試験、外国人留学生編入学試験、指定高等学校推薦入学試験、附属高等学校特別推薦入学試験、教会推薦入学試験、国際別科生特別推薦入学試験、海外入学試験。

なお、選考方法、試験科目は入学試験要項に定めている。【資料 2-1-4】

また、受験生の利便性を考慮して、地方会場での受験を実施している。本学では、地方入試として高松と広島に試験会場を設けている。公募制推薦入試では 2017（平成 29）年度から 2019（令和元）年度まで、一般入試では 2017（平成 29）年度から 2021（令和 3）

年度まで実施している。出願者数は、多い入試会場で 15 名程度、会場別の平均は 6 名と決して多くはないが、遠方の高校生の受験機会を増やす目的を重視し、実施している。

入試問題の作成では、受験生の能力が正しく把握できる問題作成に心掛けている。問題の作成過程においては、複数名の点検者によるチェックを必須としている。さらに作成した全ての問題を入学試験委員全員で担当別にチェックを行い、印刷製本直前にも複数名の入学試験委員でチェックする三重の体制を敷いている。なお、一部入学試験問題については外注により作成しているが、作成担当者が積極的に関与し、上記チェック体制の下、出題ミスを防止している。

面接を選考に課している試験では、受験生間で質問の差異が出ないように質問例を作成して取り組んでいる。また学科試験の問題作成については、入試広報部長を主催者とする入学試験作成者会議（5 月）を開催し、文部科学省の「大学入学者選抜における出題ミス等の再発防止」通知を全員に配布している。

入試制度での PDCA サイクルは、まず入試センター職員が進学説明会や高校訪問時に進路指導教員から情報収集を行い、それに加えて教育関係企業からの当年度入試動向について説明を受けている。そして年度の入学試験終了後、入試結果（入試別の出願者数、受験者数、合格者数、手続者数等）を集計し入試センターにおいて分析、入試制度の検討や改善案を作成している。入試センターからの報告や改善案は入試委員会やアドミッションオフィス会議で検討され、最終的には学部教授会において次年度の入試制度を決定している。

教職員全員に対して入試の重要性を認識させるために、SD・FD 研修を行い、教育関係企業による当年度の入試動向や入試結果について説明を受けている。

アドミッション・ポリシーは、教育改革に関連する事項の検討結果を念頭に検討される。多面的な入学試験を実施することで、アドミッション・ポリシーに沿った多様な学生を受け入れられる工夫がなされているものと判断する。

＜エビデンス集・資料編＞

- 【資料 2-1-4】 2022（令和 4）年度 入学試験要項
2022（令和 4）年度 経済学部特別入学試験要項
2022（令和 4）年度 リハビリテーション学部特別入学試験要項 【資料 F-4】と同じ

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

過去 5 年間における入学定員に対する学生受け入れ数（入学者数）の比率は経済学部において 112%～125% と定員充足は例年安定している。また、リハビリテーション学部では、95%～118% で推移しており、2018（平成 30）年度の 95% 以外は入学定員を充足している。【資料 2-1-5】

学生募集活動ではオープンキャンパス、高校訪問、進学相談会の参加等により積極的に周知活動を行っている。オープンキャンパス等については年間 10 回程度開催しており、昨年度までの来場者は年々増加していたが、2020（令和 2）年度は新型コロナウイルス感染拡大により、完全予約制、人数制限を行い開催したため、前年度に比べ、低い数値となった。【資料 2-1-6】

このように入学定員に対する入学者数については、適切な学生受入れが維持されているものと判断している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-1-5】学部・学科別の入学定員、入学者数、定員充足率（過去 5 年間）

【資料 2-1-6】2020（令和 2）年度オープンキャンパス参加者数資料（過去 5 年間）

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も本学の基本理念に共感し多面的な能力をもつ人材の受け入れを目指して、入試制度を継続的に改善して行く。その例として、以下のものが挙げられる。

2019（令和元）年度入学試験からネット出願制度を導入し、志願者の利便性を向上させている。2020（令和 2）年度では学費減免対象となる指定校推薦入試において、評定平均値条件を 3.5 から 4.2 と厳しくした。財政的な負担の軽減を図るためである。2022（令和 4）年度入試では、同様に指定校推薦入試において、学費減免以外に評定平均値条件 3.0 を設定する。この導入により、指定校推薦による入学者の質の向上が期待される。

今後も継続的に入学試験を含めた学生募集活動について検証を行っていく。特に学生の受入れについては、アドミッション・ポリシーや教育内容などをより広く周知していくために、ホームページの強化を図るほか、高等学校・予備校との繋がりを重視した広報活動によって、入学者数の確保と受け入れの適正な維持に努めていきたい。以下はその例である。

(1) 高校進路担当者へのヒアリング調査

高校現場における本学の印象や評価を把握する。また、進路指導を行う上で必要な本学の特徴や、競合校と比較し改善が必要なポイントを把握する。

(2) 高大接続のプラットフォーム（システム）の構築と利用

コロナの影響により高校訪問等ができない中、直接訪問の代替として高校教員との接点を持つためのツール（web サービス）を活用する。これにより、効率的に高校へ情報提供を行うことができる上に、進路指導教員だけでなく、クラス担任にも情報提供が可能となる。

(3) 高大連携による教育提供・協定

個別の高校を対象に出張講義や大学見学会等の高大接続プログラムを実施し、より関係性を強めるために連携協定を結ぶ。この協定には入試面での優遇措置を講じることも含まれる。

以上、本学は今後も各学部・学科の特性を考慮した多面的な入学試験を実施し、アドミッション・ポリシーで定める人材確保の実現に向けて努力を行っていく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学の学修支援は、各学部の教育目的の達成に向けて、教員と職員が協働しながら学修支援を推進しており、主に演習科目担当教員と学生を支援する事務職員（教学センター、キャリアセンター、保健センター、障がい学生支援室）が学修面のみならず学生生活から就職まで総合的に支援している。

学生から専任教員へのアクセス・相談機会を確実にするオフィスアワー制度を設けており、両学部とも学生に積極的活用を促している。2020（令和2）年度においてはコロナ禍ではあったが、延べ151名の学生がオフィスアワーを利用し、専任教員への相談を行った。

【資料 2-2-1】

障がいを持つ学生への対応も個別事情に応じて、ゼミや科目担当教員、教学センター、保健センターが関与しながら、きめ細かく行ってきたが、2018(平成30)年度から「神戸国際大学障がい学生支援室規程」を策定し、障がいを持つ受験生への対応、障がいを持つ学生への手厚い支援のための受け皿づくり、支援対象学生に対する授業や試験等に関する合理的配慮の実施体制整備などを次々と実施している。【資料 2-2-2】

〔経済学部〕

経済学部については、2020（令和2）年12月に立ち上げた「退学抑止タスクフォース」では1年生を中心に教員と職員がペアになり、学生面談とのフォローを行っている。【資料 2-2-3】

また、学習支援の一環として、教員と職員が連携して演習出席状況をチェックし、出席不良者情報を文書にて保護者と共有している。さらに年に2回保護者相談会を開催し、演習担当教員・職員が日常の学修状況について保護者と連携した支援も行っている。また毎期ごとに保護者に成績通知を行うとともに単位修得状況が思わしくない保護者には標準取得単位数不足警告を郵送している。【資料 2-2-4】

1年生においては演習科目あるいはクラスごとに担当教員同席のもとPC教室を使用した履修指導を入学前に行い、履修登録の漏れを未然に防いでいる。2年生以上においては履修登録を行っていない学生に対する個別に支援を、また卒業見込みが出ない4年生については個別に卒業要件を満たす履修変更の指導を行っている。【資料 2-2-5】

また、2020（令和2）年11月には全学年を通じて取得単位が少ない学生を洗い出し、少人数教育の利点を活かした支援とフォローを教職員連携のもと実施している。

〔リハビリテーション学部〕

リハビリテーション学部については、1・2年次の必修科目等の受講単位となる「理学療法基礎論A・B・C・D」においては、少人数（ゼミ）担当教員が設定されており、各学生の学修・学生生活全般の一次相談先として機能している。また、3・4年次は「理学療法学演習A・B」、「卒業研究」で同様の学習支援を行っている。出席不良や成績不良の学生については教務担当職員が呼び出し面談を行って学修継続を促すよう個別に支援しており、2013（平成25）年に設置された修学支援委員会では主に試験の成績が伸び悩む学生には

補習を開催している。その目的は 1、2 年次の早期から学習習慣を身につけること、教員に質問しやすい環境を提供することにあり、学生の自発的参加を促すよう講義の復習を中心にグループ学習また自主学習など学生が参加できるような形で行っている。【資料 2-2-6】

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学は大学院を有しないため TA (Teaching Assistant) の制度はないが、それに準ずるものとして SA (Student Assistant) 制度を整備している。

〔経済学部〕

経済学部では留学生サポーターとして、日本人学生が留学生研修旅行や学内行事の企画・運営・参加を行ったり、多言語カフェの参加や日本語授業のサポートなどをしたりして、国際教育の一環で留学生をサポートしている。【資料 2-2-7】

〔リハビリテーション学部〕

リハビリテーション学部では、オリター制度として 2014 (平成 26) 年度から各ゼミから選ばれた上級生が下級生を指導するシステムがあり、学生間、特に学年間を越えた交流を行なわせ、上級生からのアドバイスや援助により新生活や実習に対する不安をやわらげ、充実した大学生活を送ることを目的に支援を行っている。また、国家試験に対する対策の学習について、修学レベルにバラつきが認められるので、修学支援が必要と認められた場合には、既に優秀な成績を修得している学生の中から、担当教員が選考・指導し、修学レベルの低い学生のサポーター役として活動させる SA 制度を整備している。【資料 2-2-8】

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 2-2-1】オフィスアワー記録

【資料 2-2-2】神戸国際大学障がい学生支援室規程

【資料 2-2-3】「退学抑止タスクフォース」議事録

【資料 2-2-4】保護者相談会記録

【資料 2-2-5】新入生履修指導予定表

【資料 2-2-6】修学支援委員会記録

【資料 2-2-7】留学生サポーター

【資料 2-2-8】オリター制度資料

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の課題となっている相対的に高い退学率の抑止には、まず学習意欲を高めるような講義の質を高める必要がある。その一方で出席不足や学業不振により中途退学の恐れのある学生を早期に把握し、的確で建設的な助言・指導を行うことが必要である。そのためには出席状況調査のさらなる運用上の工夫（実施時期・頻度等）と円滑な運用に引き続き努めていく。

課題のある学生の早期把握に加えて、初年次教育やリメディアル教育について両学部とも積極的に取り組んでいるが、今後も大学での学習の動機付けやモチベーションの維持の

観点から、入学後の学修内容への関心付けのための支援を一層拡充する必要がある。そのための一年生での「基礎演習」の導入や、講義に関する相談にも応じるオフィスアワー制度の拡充を行っていく。これまで実施している入学期には e-learning を活用し、リメディアル教育をさらに推進する。

入学期から卒業までの継続的な成長課程に対応した学修支援体制の充実には、学びの全習過程での DX を確立する必要がある。現在の授業支援システム「キャンパスプラン」と学習管理システム「Moodle」を連携させることで、現在の学生の履修・出席状況を把握し、支援に活用することができる。さらに、入学時からの学修状況や学力の向上は学生カルテや学生ポートフォリオから学生一人ひとりの学びの過程を把握することができる。今後はこのようなシステムを構築し、学修支援を継続していく。

障がいを持つ学生に対する学修支援制度の円滑な運用に向け、全学体制のもと、教職員の対応力向上に資する取組みを一層強化していく。特に教職員の温度差のない連携が重要であることから、全学的な障がい学生の支援に関する FD・SD 研修の実施を今後も継続して、改善していく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

キャリア教育・支援のための組織

本学では、学生の就職活動の支援及び実践的なキャリア教育を支援し、社会の要請に応える人材育成に寄与することを目的として、本学事務局にキャリアセンターを設置している。教授会の下部組織であるキャリア委員会と連携しながら、多彩な人間性を持つ学生の卒業後の進路・自己実現に明確な方向性を持たせ、就職へ結びつくよう支援を行っている。

キャリアセンターには、キャリア教育・支援部長（教員）、室長、室員の計 8 名が配置されている。職員は常勤 6 名、非常勤職員 1 名で組織しており、うちキャリアカウンセラ一有資格者は 2 名である。【資料 2-3-1】【資料 2-3-2】【資料 2-3-3】

キャリア教育の概要

〔経済学部〕

<教育課程内>

4 年間一貫したキャリア教育・支援を行うため教務委員会において、教育課程内キャリア教育を実施している。1 年次では「キャリア・プランニング」を必修とし、ビジネス能力検定 ジョブパス（学内・団体受験）の全員受験を義務付けている。また、自らのキャリアアップを積極的に目指している学生のために、共通教育ユニットに「ビジネススキル関連科目」（選択科目）として、「インターンシップ I・II」「キャリア形成と社会」「キャリ

ア英語」などを設け、単位を付与している。

その他、授業の一環として一般常識試験の受験及びそのフォローと外部講師を招いてのビジネスマナー講習、SPI模擬試験受験を実施している（ただし2020（令和2）年度はコロナ禍により中止）。

3年次には、キャリアセンター職員によるプレガイダンスを実施している。【資料2-3-4】

<教育課程外>

本学では4年間一貫したキャリア教育・支援を行っているが、3～4年次においてキャリアセンターにて就職支援を実施している。3年次生全員を対象に原則毎週一回開催する就職ガイダンスをメインに、筆記試験対策講座や面接対策講座も行い、就職活動の実践力を向上させており、インターンシップ参加支援も行っている。

またキャリアカウンセリング（就職・進路相談）においては、3年、4年次のゼミナールごとに担当者（キャリアセンター職員）を配置し、個人別相談の形式により学生一人ひとりに対して細やかなカウンセリング・相談に応じ、内定獲得・進路決定へと導いている。

[リハビリテーション学部]

本学部理学療法学科は医療人である理学療法士を育成する学科であり、国家試験合格を目指している。各学生は入学時に既に卒業後のキャリアに対する意識が確立されていることが多い、講義カリキュラムは1年次から臨床現場の見学等を含む実践的な編成になっている。

また、各学年でマナー研修講座を開講しており、低学年から学外の実習科目を円滑に遂行することや大学生活を円満におくることに必要となるコミュニケーション・スキルの向上を目指すとともに、さらに卒業後の仕事や社会人生活においても良好な対人関係構築ができるようになることを期している。

各学年行われる臨床実習（インターンシップ）では実際の臨床現場を経験することで将来像をより明確に意識するように指導を行っている。

また理学療法士への理想と臨床現場で感じる現実との間に大きなギャップが生じないように、理学療法士の金銭面や就業時間等の生活を維持していく上で必要な情報については求人票等を用いて情報の提供を行っている。

教育課程外ではあるが、今後の高齢社会に伴う地域リハビリテーションを担う療法士の需要に対応するため、福祉住環境コーディネーター2級の対策講座も夏季休暇に行い、希望する学生のキャリアアップへの意識付けを行っている。

キャリア支援活動

[経済学部]

3年次生を対象に5月～翌年1月まで約20回以上の就職ガイダンスを実施している。これは、自己PR作成や面接練習のみならず、適職検査や業界研究、インターンシップ説明会、スーツ着こなしセミナーからマイクアップ講座まで、就職活動に関する内容を幅広く網羅したガイダンスとなっている。2020（令和2）年においては、コロナウィルス対策のためリモートで実施した。【資料2-3-5】

1～3年次生を対象に9月の夏休みを活用した「筆記試験・SPI対策講座」、3年次生を対象に春休みに「面接対策講座」を実施している。また就職活動で内定が取れない学生向きに「就職活動リスタートセミナー」を実施している。【資料2-3-6】

3年次生を対象に12月の週末を活用した「冬季就活合宿講座」を実施している。就職活動本番を目の前に1泊2日による集中的な就職対策を行っており、その成果として早期内定取得者はこの合宿に参加している学生が多い傾向にある。2020（令和2）年においては、コロナウイルス対策のため「冬季就活合宿講座」は中止とし、ガイダンスに面接対策を取り入れた。【資料2-3-7】

3年次生の留学生を対象に約20回程度の「留学生向け就職応援プログラム」を実施している。2020（令和2）年においては、コロナウイルス対策のためリモートで実施した。【資料2-3-8】

また、日本企业文化に疎遠な傾向のある外国人留学生に対し、就職活動支援、合同企業説明会を行っている。ただし、2020（令和2）年度はコロナ禍の影響で実施できなかった。

【資料2-3-9】

3年次生を対象にゼミナールごとの担当者（キャリアセンター職員）が各ゼミを単位として、プレキャリアガイダンスを実施し、現在の就職環境や就職活動準備に関して指導している。またその担当者はその後、担当学生全員に個別にカウンセリングを実施している。

【資料2-3-10】【資料2-3-11】

主に3年次生を対象に企画運営しているインターンシップには、2019（令和元）年度はのべ86名、2020（令和2）年度はのべ31名が参加した。大学が直接扱うものから兵庫県経営者協会、大学コンソーシアムひょうご神戸の紹介によるもの等幅広い企業の受け皿があり、例年は多くの学生が参加しているが、2020（令和2）年度はコロナ禍の影響で縮小せざるを得なかった。なお参加学生には事前説明会、事後研修会の参加を義務付けている。

【資料2-3-12】

また、2018（平成30）年12月に「神戸国際大学×神戸ファッション美術館 協定プロジェクト」を結び、その一環としてインターンシップを実施。2019（令和元）年8月のインターンシップは3年次を中心に学内全体で公募し参加者を選抜した。その結果17名の応募者があり5名を選抜し実施した。2019（令和元）年9月に本協定による合同科目「国際文化産業特集講義E（美術館の仕事）」を開講したため、2020（令和2）年8月のインターンシップ参加者は本科目の履修学生より選抜。科目履修者数54名のうち20名の希望者がでて、5名を選抜した。【資料2-5-13】

3年次を対象に2018（平成30）年度タイでの海外インターンシップを実施した。7日間のスケジュールで計4～7社の協力を得て、協定大学PIM（Panyapiwat Institute of Management）と連携しながら実施した。2019（令和元）年と2020（令和2）年度はタイに加えベトナムが追加されたが、コロナウイルス対策のため中止となった。ただし2020（令和2）年度においてはその代替として、「海外エンターテイメント業界研究inベトナム」と題したオンラインでの講演会を実施。（インターンシップ受け入れ先予定であった企業の取締役社長の講演会）、また協定大学HUFLIT（Ho Chi Minh City University of Foreign Language and Information Technology）と連携しながら学生交流会も実施した。本講演会&学生交流会は学内全体で参加者を公募した結果、本学約100名、HUFLIT約

50名が参加した。【資料2-3-14】

4年次生を対象に後期を中心にハローワークと連携し、学内で就職相談（求人情報の紹介等）を実施している。【資料2-3-15】

未内定卒業生のうち希望する学生には就職情報の提供を含め継続的に支援を行っている。

【資料2-3-16】

〔リハビリテーション学部〕

キャリアセンターでは各学年で必要となる支援活動を展開している。1年次生には入学直後に大学生活スタートマナー講座を行い、主体的に行動を変えるきっかけづくりに、こころの知能指数と呼ばれる「スチューデントEQ」を導入している。さらに、各学年の学外実習前にも同様に研修を行い、病院および施設での社会人としての振る舞いについて学習を促している。3年生からは就職活動に関するガイダンスを実施し、早期から小論文や一般教養の対策を開始している。4年生では就職対策講座だけでなく、学内で行われる合同就職説明会へ学生の積極的な参加を促し、各施設の特徴を把握するとともに、早期に就職内定を獲得することを目標に支援している。【資料2-3-17】

キャリアセンターの就職活動への援助として、各種求人の管理や対象学生への求人情報のメール配信、履歴書の添削、面接試験に向けた指導等の個別対応を日常的に行っている。進路状況を用いて点検・評価を行っている。【資料2-3-18】【資料2-3-19】

2020（令和2）年度はコロナウイルス対策のため、就職説明会（4年）、スチューデントEQ（1年）はオンラインにて実施し、大学生活スタートマナー講座（1年）、社会人基礎力講座（2年）、一般教養対策講座・小論文対策講座（3.4年）は動画配信にて対応した。社会人スタートアップ講座及び面接および履歴書対策講座（4年）はZoomにて実施し、現場実習のための～医療接遇マナー講座（3年）は対面にて実施した。【資料2-3-20】

また卒業生による理学療法士の就業の実際についての講演会や、学外講師を招聘し理学療法のトピックスに関する講演会を開催している。

リハビリテーション学部における過去5年間の就職率は、2016（平成28）年度から2018（平成30）年度まで100%、2019（令和元）年度は98.6%、2020（令和2）年度は97.2%となった。

卒業時のアンケートにおいても、職員の面倒見の良さや熱心さに高い評価を得ている。

【資料2-3-21】【資料2-3-22】

さらにキャリアセンター内にパソコンを8台配置しているほか、求人票はインターネットで学外からも閲覧できるように運用するなど、学生が就職活動を行いやすいよう環境も整備している。

2020（令和2）年度は新型コロナ感染症拡大に伴い、キャリアセンターの活動もオンライン（動画配信、Zoom）と対面を併用し活動している。

以上の事実説明から、学生の就職に関する情報の集約、各種対策講座の開講、そして何よりも個人別相談の形式による学生一人ひとりに対する細やかな対応により学生の就職活動を支援できているものと判断する。

＜エビデンス集・資料編＞

- 【資料 2-3-1】神戸国際大学キャリアセンター規程
- 【資料 2-3-2】神戸国際大学経済学部キャリア委員会規程
- 【資料 2-3-3】神戸国際大学リハビリテーション学部キャリア委員会規程
- 【資料 2-3-4】神戸国際大学 キャリア教育・支援のモデル
- 【資料 2-3-5】2019・2020年度就職ガイダンススケジュール
- 【資料 2-3-6】就職活動リストアセミナー
- 【資料 2-3-7】冬季就活合宿講座
- 【資料 2-3-8】留学生向け就職応援プログラム
- 【資料 2-3-9】合同企業説明会
- 【資料 2-3-10】2020年度ゼミ担当表
- 【資料 2-3-11】経済学部 CAREER GUIDE BOOK
- 【資料 2-3-12】インターンシップ受入先一覧
- 【資料 2-3-13】神戸ファッション美術館インターンシッププログラム
- 【資料 2-3-14】海外エンターテイメント業界研究 in ベトナム
- 【資料 2-3-15】ハローワーク出張就職相談会
- 【資料 2-3-16】就活継続アンケート
- 【資料 2-3-17】2020年度各種対策講座・行事
- 【資料 2-3-18】リハビリテーション学部就職ハンドブック
- 【資料 2-3-19】2020年度就職に関するアンケート
- 【資料 2-3-20】2020年度キャリア支援関連講座と参加状況
- 【資料 2-3-21】経済学部卒業時アンケート集計
- 【資料 2-3-22】リハビリテーション学部卒業時アンケート集計

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

〔経済学部〕

今後も1年次生から4年次生まで、継続的に一貫的なキャリア形成を行っていく。例えば、1学年次では就職やキャリア意識の醸成、さらにはその動機付けのための講義やガイダンスを行う。2年生次には仕事をしたい産業や企業を特定化し、またそこでのインターンシップに誘導できるようなガイダンスを導入する。3年生次には、実際の就活で必要なエントリーシートの書き方や面接の受け方を行う。これらのキャリア形成過程では、教員や教学組織との連携を密にするよう図る。

年々増加している日本での就職を希望する留学生に対しては、「留学生向け就職応援プログラム」等を活用し、指導を徹底していく。他方、帰国して母国で就職希望の留学生には、在学中に現地での就活の情報が得られるような提携校等との国際的なネットワークの構築に着手していく。

今後も、個人面談をより一層重視し、学生の特性や個別ニーズに沿った就職支援を強化していく。

〔リハビリテーション学部〕

本学部のキャリア支援体制はかなり充実してきたが、今後も現在の体制を活用しながら改善に務め、さらに対面とリモートを使い分けながら学生の満足が得られる支援体制を確立する。この課題としては、理学療法士が増加する一方で、減少する就職先に対して、新規求人施設の獲得や公的機関への入職に関する情報収集とその提供、さらに就職試験対策の充実が挙げられる。この実現には教職員間の連携を強め情報収集に努めるとともに、医療施設や介護・福祉施設が求める人材を的確に把握して、それに対応できる学生教育を行っていく必要がある。

また、新入学生にも入学早期からキャリアへの関心を喚起し、学外実習や学外でのボランティア活動等に積極的に参加するように指導を行い、就職に関するキャリア意識の醸成やその動機付けを高める必要がある。今後も、個人面談をより一層重視し、学生の個性やニーズに沿った支援を強化していく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生支援のうち、学生生活の安定のための支援として次の通り取り組んでいる。

- ア. 学生の経済生活上の困難に対する支援
- イ. 学生の健康面・精神面の困難・悩みに対する支援
- ウ. 課外活動における支援
- エ. 学生サービス支援
- オ. 障がいのある学生に対する支援
- カ. 留学生の生活上の支援

以下、順次説明していく。

ア. 学生の経済生活上の困難に対する支援

1) 奨学金制度

- ・神戸国際大学奨学金制度

勉学意欲旺盛かつ成績優秀な学生が就学困難な者で学業を継続できることを目的とし、奨学金を支給している。採用人数は若干名で、選考は家計状況、学業成績、人物（面接）によって行う。支給期間は当該年度限りとし、希望者は毎年度出願するものとしている。

【資料 2-4-1】

- ・外部奨学金

日本学生支援機構奨学金は、本学学生の経済的支援の中心的な役割を担うものである。貸与奨学金と給付奨学金があり、在学生 2 人に 1 人が採用されている状況である。【資料 2-4-2】

地方公共団体・民間団体の奨学金は大学の推薦に基づくもので、成績及び経済状態を勘案して推薦者を決定している。その他の奨学金は、基本的に学生自身が申し込み、大学は推薦書の作成や在籍確認の対応等を行っている。

2) 授業料減免制度

①経済学部入学時特待生

一般入試（A）または大学入試センター試験利用入試において経済学部入学時特待生および経済学部入学時準特待生として選抜され入学した者を対象としており、特待生の減免額は入学金の半額および授業料の半額とし、準特待生の減免額は授業料の30%としている。【資料2-4-3】

②経済学部進級時特待生

経済学部に1学期以上在学したうえで年度末の特待生選抜試験を受験した者のうち、GPAが2.6以上の者を対象としている。特待生選抜試験において1位であった者を特待生として選抜し、減免額は授業料の半額とし、2位であった者を準特待生として選抜し、減免額は授業料の30%としている。【資料2-4-4】

③経済学部AOI期等入学生授業料減免

経済学部AO入試（I期）で選抜され入学した者および神戸国際大学附属高等学校特別推薦入試において特待生として選抜され入学した者を対象としており、減免額は入学金の半額および授業料の半額としている。【資料2-4-5】

3) スポーツ特待生制度

硬式野球部、サッカーチーム、ハンドボール部、バレー部、女子バレー部を強化クラブに指定し、スポーツ特別推薦制度で優れた能力を持つ学生に授業料の一部を減免している。毎年度終了時にスポーツ特別推薦事業審査会において、対象者の学業成績やクラブ活動状況を検討し、継続の適否を審査している。【資料2-4-6】【資料2-4-7】

4) 海外語学研修費用への支援

本学における海外語学研修希望者に対して、早期の海外研修により学生生活のモチベーションを高め、また学生への経済負担の軽減を目的として学術研究会に支援を要請している。これにより海外研修の参加者は増加傾向にある。【資料2-4-8】【資料2-4-9】【資料2-4-10】

イ. 学生の健康面・精神面の困難・悩みに対する支援

健康管理と健康相談のために、保健室と学生相談の機能を合わせ、保健センターを設置している。保健センターの専任職員は、看護師（健康心理士、禁煙支援者）1名、養護教員1名である。非常勤職員は、臨床心理士3名、修学支援1名、校医1名である。

非常勤職員の勤務体制は、臨床心理士は5日／週、4～5時間／日、校医（内科）は毎週1日2時間である。【資料2-7-14】

4月の定期健康診断と未受診者への受診指導、受診結果による再検査指導、必要な学生へ健康管理指導・支援を実施している。怪我や急病などへの救急対応は、保健センターにおいて救護するとともに、大学周辺の医療機関への紹介を行っている。健康相談について看護師が随時対応しているが、必要に応じて内科医（週1回医師）による相談を実施している。また、学内に健康管理に関する掲示をして、健康に関する啓蒙活動を行っている。

心理相談は、3人が交代で月曜日から金曜日まで待機し、学生が相性の良いカウンセラ

一を選べるようにしている。また、1年次生全員（心身の健康状態に問題のない留学生を除く）に面接をしている。面接は、健康診断書や調査票に所見の有るグループは看護師・養護教諭、UPIと社会性に関するアンケートに所見の有るグループは公認心理師・臨床心理士・コーディネーターが担当している。面接記録は、通学時間・住居・授業の登録数、友人関係・高校の出席状況およびアルバイト状況を聞き取り、面接者の見立てを記入している。必要に応じて、保健センターおよび教学センター（教務担当）や担当教員と連携して大学に適応できるようサポートしている。

2020（令和2）年度については、コロナ禍で対面アンケートの実施ができず、オンラインアンケートをおこなった。回答率は30%であった。健康問診票の結果から、コロナの心理状況の把握と支援が必要な学生には電話とメールで相談を行った。その中で特に不調を訴える学生には、Zoomを活用して相談を行い、受診する病院を紹介した。また、各種相談の年間利用者は、オンライン授業となったことにより例年に比べ約50%減少した。次年度に向けては、入学前のしおりにアンケートを同封し入学前に提出してもらうことで、早い時期に状況の把握ができ、入学前の面談ができるよう工夫した。

また、健康調査シートを活用し入学前に障がいのある学生を把握しサポートにつなげた。

ウ. 課外活動における支援

大学において人間形成の場でもある課外活動は大きな役割を果たしている。学生の自主的活動は、集団生活にともなう責任と義務を自覚させ自主性・指導性・協調性を養い、友情を培い豊かな人間性を育てることを目標としている。

課外活動組織として、学生会が存在している。学生会は、クラブ組織の自主的な活動を支援するとともに、クラブリーダー・後継者の育成、クラブ活動上の問題点や大学への要望等を討議することで相互の研鑽と親睦を深める「リーダーズ研修会」を毎年度末に実施している。【資料2-15】【資料2-4-16】【資料2-4-17】【資料2-4-18】

学生生活を豊かにするための学生会の代表団体が組織され、毎年学生大会が開催され、活動の企画が提案され、それに対する助成金の配分を決定している。【資料2-4-19】【資料2-4-20】

また、本学の教育事業とクラブ活動の向上発展を後援するため、後援会が組織されていて、その会費や寄附金からクラブ活動の学外施設賃貸料や指導員の報酬、交通費等が援助されている。【資料2-4-21】【資料2-4-22】

エ. 学生サービス支援

① 「学生の居場所」確保

学生生活（卒業生）アンケートの結果から2020（令和2）年度は「学生の居場所」確保のため「ユニゾン」（2号館1階から4階）スペース等を改装した。【資料2-4-23】【資料2-4-24】

② 地域におけるイベント参加

その他、本学では産官学連携プロジェクト、地域におけるイベント運営・出演スタッフ、各種ボランティア活動、その他自治体等が公募する催しものに学生を募り、地域との連携を図っている。【資料2-4-25】

③ 食堂、売店の営業について

食堂、売店の営業についても4月から3月までコロナ感染拡大防止のために感染率の高い学内食堂・売店の営業を停止した。施設開放場所の席を間引き飛沫防止シートを設置し、感染防止対策をして感染状況を考慮して、再開を検討する。

オ. 障がいのある学生に対する支援

本学では、障がいをもった学生が入学している。具体的には、自閉スペクトラム症、注意欠陥・多動性障がい、知的障がい、気分変調症、過呼吸症候群、先天性感音性難聴、右膝関節機能全廃等を抱える学生が在籍している。障がいのある学生に対する支援は、障がい学生支援室、保健センターと連携を取りながらおこなっている。また、障がいをもった学生への支援方法を充実させるために、以下の取り組みを行っている。

①大学HP上で、障がい学生支援相談窓口、申し出・申請方法、支援内容決定までの過程の公開、2) さまざまなセミナー等への職員派遣による情報収集をおこなっている。【資料2-4-31】

②障がいをもつ学生への具体的な支援方法としては、当該学生が履修している科目担当者に対して授業内での配慮依頼文書を配付して周知するほか、障がい学生支援室で個別面談をおこなった上で障がいの状況に合わせて、履修支援等のきめ細やかな支援もおこなっている。授業内での配慮は、(i) 板書の写真撮影許可、(ii) 録音機器の使用許可、(iii) 授業中の課題発表等の考慮、(iv) 座席指定の考慮、(v) 授業中の中座および飲料摂取の許可、(vi) 実習先への情報提供等である。また、車いすを必要とする学生に対しては、教学センター(保健センター)職員の指導のもと、バリアフリー化された大学構内において、クラスの学生達による介助を配置する措置をとっている。【資料2-4-32】

カ. 留学生の生活上の支援

留学生には、日本人学生とは異なる生活安定への特別の支援が必要となる。私費外国人留学生を対象に入学生全員に授業料の30%を減免している。2年生以降については学業成績を基準に授業料の30%、20%、10%、5%の授業料減免を行っている。【資料2-4-33】

【資料2-4-34】【資料2-4-35】【資料2-4-36】

住居に関しては特殊な配慮が必要となり、日本での生活を初めてする留学生に対しては、最初の1年間は留学生用に設けられた学生寮に入居できるようにしている。【資料2-4-37】

【資料2-4-38】

2020(令和2)年度に発生した新型コロナウイルスは本学学生にも大きな影響を与えた。その対応として本学が実施した特別支援を以下で要約する。

ア. 学生の経済生活上の困難に対する支援

① KIU緊急学生支援金

神戸国際大学保護者会および同窓会の協力により、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、本学学生が負担するオンライン講義受講のための環境整備等の費用を軽減することを目的に申請のあった1,428名の学生に一律30,000円給付をした。【資料2-4-11】

② KIU授業料減免

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、経済的に修学困難となった39

名の学生に 2020（令和 2）年度授業料の納付額の全額を減免した。【資料 2-4-12】

③ 学生支援緊急給付金（日本学生支援機構）

政府による「学生支援緊急給付金」は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でアルバイト収入の減少などにより、大学等での修学継続が困難となっている学生に 奨学金貸与、主たる家計者の減額率、住民税非課税、自宅外通学、1人保護者、学業成績（留学生 GPA）をポイント制で選考し、392 名の申込者全員が 10 万円もしくは 20 万円が支給された。【資料 2-4-13】

イ. 課外活動の支援

新型コロナウイルスの影響による停止、中止となった課外活動に対する支援は、以下の通りである。まず、緊急事態宣言や学内危機管理委員会の審議決定により、感染拡大防止のため、2020（平成 2）年 3 月から 6 月の期間、学内での課外活動を禁止した。7 月から 12 月は、感染予防策、熱中症対策徹底を条件に再開した。また、第 2 次緊急事態宣言の発令により、2 月から 3 月下旬まで活動を停止とした。コロナウイルスの影響のためオンラインで実施した行事としては、例年行っていたキャンパスライフ充実のための計画が軒並み中止となつたが、それには新入生レクリエーションプログラム、ウェルカムパーティ、スポーツ大会、七夕祭、留学生と日本人との交流等が含まれる。その代替処置として、オンラインで各種手続きの説明に加えて、大学祭、国内、海外ツアーやオンラインセミナーを実施した。以下はその例である。

奨学金募集説明会

1年生対象出身地別学生による Zoom 座談会 【資料 2-4-26】

大学祭 【資料 2-4-27】

在学生企画新入生向けオンライン・バーチャル・ツアーリング 【資料 2-4-28】

KIU English Salon（附属高校）【資料 2-4-29】

東北バーチャルツアーリング 【資料 2-4-30】

ウ. 留学生の支援

2020（令和 2）年度は、コロナウイルスの影響により、入国できない留学生の寮費賃借料を大学で負担した。【資料 2-4-39】

また、生活困窮となった留学生への学内アルバイト紹介や売店の協力による飲食セット 30 食を支給した。

<エビデンス集資料編>

【資料 2-4-1】 神戸国際大学奨学金規程

【資料 2-4-2】 奨学金給付・貸与状況

【資料 2-4-3】 経済学部入学時特待生規程

【資料 2-4-4】 経済学部進級時特待生規程

【資料 2-4-5】 経済学部 A0 I 期等入学生授業料減免規程

【資料 2-4-6】 スポーツ特別推薦入学者授業料減免規程

【資料 2-4-7】 スポーツスクラップ奨学生一覧

- 【資料 2-4-8】神戸国際大学海外研修援助金支給規程
- 【資料 2-4-9】神戸国際大学海外交換留学(派遣)奨学金支給細則
- 【資料 2-4-10】2020 年度海外留学プログラムに係る補助申請について
- 【資料 2-4-11】KIU 学生支援緊急給付金採用者数一覧
- 【資料 2-4-12】新型コロナウイルス感染症授業料減免採用決定者
- 【資料 2-4-13】政府による学生支援緊急給付金について
- 【資料 2-4-14】保健センター相談利用者数
- 【資料 2-4-15】学生会会則
- 【資料 2-4-16】2020 年度リーダーズ研修会の開催について
- 【資料 2-4-17】リーダーズ研修会アンケート①
- 【資料 2-4-18】リーダーズ研修会アンケート②
- 【資料 2-4-19】学生団体決算・予算
- 【資料 2-4-20】2020 年度学生団体部員統計一覧表
- 【資料 2-4-21】神戸国際大学後援会会則
- 【資料 2-4-22】2020 年度神戸国際大学後援会収支予算概要
- 【資料 2-4-23】学生生活（卒業生）アンケート集計結果
- 【資料 2-4-24】学生サービス向上のための 2 号館 3 階スペース等改装完了について
- 【資料 2-4-25】2020 年度本学学生の地域貢献活動への参加・応募状況
- 【資料 2-4-26】新入生向け出身地別オンライン座談会
- 【資料 2-4-27】2020 年度大学祭開催の報告について
- 【資料 2-4-28】在学生企画新入生向けオンライン・バーチャル・ツアーレポート
- 【資料 2-4-29】KIU English Salon 附属高校
- 【資料 2-4-30】東北バーチャルツアーレポート
- 【資料 2-4-31】神戸国際大学障がい学生支援室規程 【資料 2-2-2 と同じ】
- 【資料 2-4-32】障がい学生支援数
- 【資料 2-4-33】神戸国際大学経済学部私費外国人留学生授業料減免規程
- 【資料 2-4-34】神戸国際大学経済学部私費外国人留学生授業料減免規程内規
- 【資料 2-4-35】2020 年度神戸国際大学私費外国人留学生授業料減免【春期入学者対象】
- 【資料 2-4-36】2020 年度前期神戸国際大学私費外国人留学生授業料減免【秋期入学者対象】について
- 【資料 2-4-37】神戸国際大学学生寮規程
- 【資料 2-4-38】2020 留学生用寮の入居状況
- 【資料 2-4-39】2020 年度留学生用寮収支まとめ

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学の学生支援については学生の意見に耳を傾け、具体策に取り組むことを軸として取り組んできた。多様化する学生をいかに柔軟に受け入れ、社会的自立を促すことができるかが課題であると考えている。特に産官学連携プロジェクト、地域交流、各種ボランティア活動、その他自治体との連携は重要な役割と捉えており、学生の参加を募り、地域との連携を図っていく。そのために大学全体としての学生支援策の検討はもちろん、小規模大

学の特性を生かし学生毎にカスタマイズされた学生支援を強化する方向で取り組んでいく予定である。

障がいのある学生に対する支援での課題は、自閉スペクトラム症、知的障がい等の自覚がない学生に対する支援である。障がいのある学生に対する支援は原則として、本人および保護者の申告によるものと、保健センター等への相談がありカウンセリング等を経て、本人が受容した場合にのみおこなわれるものがある。本人が障がいを自覚している場合は、障がいの状況に応じた対応が取りやすく、本学においても、学生本人、保護者、障がい学生支援室職員、科目担当者間で適切な連携を取って学習成果が向上した事例がある。

一方で、障がいの自覚がない学生への対応は難しい。このような学生への対応には、(i) 教員および他部署の職員の障がいに対する理解度の向上、(ii) 教員および他部署の職員と障がい学生支援室および保健センター職員との連携の向上が必要になると思われる。そのためには、教職員が障がいに対する理解を深めるための FD・SD 研修会等を実施するとともに、引き続き各種セミナー等へ職員を派遣してより高度な専門知識の情報収集をおこなう。

さらに、障がいの自覚がない学生でも容易に相談できる環境を構築するために、「障がい学生支援室」の名称を「学生サポート室」に変更する。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学習環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 2-5-① 校地、校舎等の学習環境の整備と適切な運営・管理

本学は、六甲アイランドに立地しており、校舎を中心として、周辺にグラウンド、緑地が広がっている。校地面積は 38,797 m²、校舎の面積は 15,845.5 m²あり、いずれも大学設置基準上必要とされる面積を上回っている。「教員研究室」、「教室等施設」、「実習施設」、「体育館その他の施設」も同様である。

また、本学の教育目的を実現するための十分な施設を有している。また、アクティブラーニングなど新しい教育方法に適合する教育環境の充実にも力を入れ、電子黒板等の器材を揃え活用している。講義室でのグループワーク等、室内を自在に活用出来るよう、一部の講義室では可動式机・椅子をしている。

教育環境の管理・運営としては学院の施設設備の管理・運営は管理運営センターが統括している。具体的な執行においては、必要に応じて委託等により建築・設備の専門家による知識・技術を活用して適切に管理し、電気設備、給排水・衛生設備、空調設備、消防設備及びエレベーター等については、関係法令に基づき法定検査・点検・補修整備を実施し

ている。【資料 2-5-1】

災害の予防及び人命の安全並びに被害の拡大防止を図るため、「神戸国際大学危機管理基本マニュアル」を定め、「危機管理委員会」を置き、安全の確保に努めている。全学的な防災対策としては、2016（平成 28）年度より「防災委員会」を設置し、防災訓令と防災教育を行っている。

2020（令和 2）年度は、新型コロナウイルス感染症が確認され、感染地域が拡大されるに伴い、1月から学生・教職員の感染症対策及び留学生対応等を行ってきたが、2月 13 日（木）付に「危機管理委員会」を招集し、感染拡大を防止するための様々な対策を講じ、適切に対応している。【資料 2-5-2】

<エビデンス集資料編>

【資料 2-5-1】検査・点検報告書

【資料 2-5-2】2020 年度第 1 回危機管理委員会議事録

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

[実習室]

リハビリテーション学部理学療法学科の実習施設について、6号館 1 階に「日常生活動作学実習室」、「義肢装具・基礎医学実習室」、「評価学実習室」、「物理治療学実習室」、「運動治療学実習室」、「動作解析室」、「水治療実習室」を設置している。本学学生の実技・技能練習としても使用しているほか、学生は申し出れば自習等で使用することができる。また「心肺蘇生法と AED」「ケガの手当て」等の講習会で地域の方にも利用されている。

[図書館]

図書館（延床面積 1710.3 m²）は 2 号館 1、2 階にあり、教育研究活動の拠点として学生など利用者からもアクセスしやすい場所にある。

現在、約 20 万冊の図書資料を所蔵し、一部の資料を除き開架式の図書館となっており、利用者が自由に図書資料を手に取れる環境が整っている。また、地域住民を受け入れる会員制システムであるフレンドシップ会員の受け入れも行い、地域住民へも幅広くサービスを提供している。図書館の開館状況は、年間 270 日程度開館しており、平日は 9:20～20:00、土曜日は 9:20～17:00（休業期間を除く）の開館となっている。図書館システムにより、利用者は本学蔵書の検索から文献複写の申込、利用者個人の利用状況確認等のサービスを学内外より利用できるようになっている。ただし、2020（令和 2）年度においては、新型コロナウイルス感染症対策として開館時間を短縮、フレンドシップ会員については館内利用不可で、移動図書館のみの利用などといった制限があった。また 2020 年度の開館日数は 210 日程度であった。【資料 2-5-3】

図書・資料の収集整備については、専任教員がそれぞれの教育・研究に沿った選書を行い、学生や利用者からの図書購入希望調査、また、書店からの新刊情報、新聞や社会情勢等の時事を参考に選書を行っている。

学術情報提供サービスとして、図書館ホームページから電子ジャーナル 95 タイトルにアクセスできる。また、電子書籍については、現在は 12 タイトルを購入し閲覧が可能と

なっている。【資料 2-5-4】

図書館の施設設備および利用環境は以下のとおりとなっている。ただし、2021（令和3）年4月1日現在、新型コロナウイルス感染症対策として座席数を半分以下としている。

- ① 閲覧室 1階～2階に設置（総座席数 200 席）
- ② ブラウジングコーナー 2階（総座席数 10 席）
- ③ AV ブース

図書館利用者の促進および学修支援として、新入生を対象とした図書館利用ガイダンスを実施し、ガイダンス資料として「図書館利用案内」の作成・配布や、コロナ禍の構内立ち入り禁止に伴い、図書館利用ガイダンスの動画や新刊書籍の案内を WEB 公開している。

【資料 2-5-5】【資料 2-5-6】

また、図書館の広報活動として図書館広報誌「波のおと」を作成・発行し、学内配布・掲示ならびに図書館ホームページ等へも掲載し、様々な情報を発信している。【資料 2-5-7】

【情報サービス施設】

情報サービス施設として、コンピュータ教室を 5 室、コンピュータ自習室 1 室を設置している。（総計 262 台）また、学内は基幹スイッチ（10G/bps）、支線スイッチ（1G/bps）のネットワーク、学内の 87 箇所に配置している Wi-Fi アクセスポイント（1 台あたり同時接続数 50 台）を 2 本のインターネット回線（1G/bps）に接続している。学生は各自のパソコン、タブレット、スマホを自由に Wi-Fi 接続することができる。学生の必要な情報はクラウド形式で運用している学生ポータルを用いて入手することができる。また、緊急時の連絡事項においては大学ホームページや LINE を用いて配信を行っている。

コロナ禍の対応として、遠隔授業用として導入していた Moodle サーバをアップグレードし、教材をアップするとともに教員、学生からの問い合わせ対応、マニュアル整備を行っている。【資料 2-5-8】加えて Zoom（20 ライセンス、4000 接続）を運用しており、学生には遠隔授業緊急支援としてノートパソコン 60 台の貸与を行っている。【資料 2-5-9】また教員・職員が相談対応する「パソコン利用お悩み相談」も開始している。コンピュータ自習室については定員を半減の上、換気の徹底、入退出時の記録簿や手の消毒、マウス・キーボードの消毒を行っている。

＜エビデンス集資料編＞

- 【資料 2-5-3】情報センター（図書館）統計データ
- 【資料 2-5-4】所蔵電子書籍リスト
- 【資料 2-5-5】情報センター（図書館）利用案内
- 【資料 2-5-6】図書館オリエンエーション動画サイト・新刊図書案内
- 【資料 2-5-7】波のおと vol32
- 【資料 2-5-8】オンライン授業の手引き
- 【資料 2-5-9】2021 年前期パソコンの貸与について

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学は 2002（平成 14）年に六甲キャンパスに移転しており、阪神・淡路大震災を経験

したことにより、耐震性には問題がない。また、バリアフリーについても、設計段階から考慮されている。

キャンパス内はすべて車椅子で移動できるし、すべての教室へ車椅子で行くことが可能であり、すべての教室に車椅子スペースを確保している。また、最寄りの駅（マリンパーク駅）から大学まで、車椅子での移動も可能である。

キャンパス内の建物配置と建物周辺の空間、緑地の配置には適度な余裕を持たせており、災害時の避難、日照、通風等に十分配慮している。津波警報が出た場合は、2号館4階に避難するよう計画しており、毎年防災訓練を実施している。【資料 2-5-10】【資料 2-5-11】
【資料 2-5-12】

<エビデンス集資料編>

【資料 2-5-10】ハザードマップ

【資料 2-5-11】2号館施工図

【資料 2-5-12】非常用物品備蓄数

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学の講義室、演習室、実習室、PC 自習室は、全体に十分な規模をもつと考える。少人数で行う科目については上限を設定しており、語学授業においては必修科目 20 名、選択科目 30 名、コンピュータ関連科目は 24~50 名、体育科目は 30 名、実習科目 40 名としている。【資料 2-5-13】

それ以外の科目についても授業内容とその教育的効果を配慮して、必要に応じてクラス分けを行うようにしており、特に、1 年次必修科目の「大学基礎論」は専任教員が受け持つ。ゼミナールや卒業研究も必要に応じてクラス分けを行い、複数教員がグループ分けして指導に当たる場合もある。

<エビデンス集資料編>

【資料 2-5-13】科目別履修者数

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

「学生満足度アンケート」や「授業改善アンケート」、意見箱に投稿された意見等によって学生の要望・意見を精査し、必要に応じて環境整備を行い良質な学習環境を提供していく。

図書館の今後の課題としては、多様化する学習形態へ対応するために学生への学修支援体制を見直し、様々な側面からのサポート機能の向上と充実を図ることが必要と考えられる。利用者のニーズを調査し、環境の整備と情報発信、学術情報の収集を行い、レファレンスを中心とした人的側面からも質の向上を図る。情報化の進展により、学生や教員の図書館の利用形態も変化して、今後も情報化やデジタル化への対応を継続的に行っていく。また、地域へ開放された図書館としての機能についても、住民のニーズやデジタル化といった変化に対応できるように、今後も利活用の可能性を模索し活性化に努めていく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

教室内外の学修状況に関する資料として、「学修状況調査」および「授業改善アンケート」がある。「学修状況調査」は学生自身の学修についての調査であり年度末に一回、「授業改善アンケート」は各授業に対する学生の満足度等の調査であり、各学期の終了時に実施している。このアンケート結果は、本学の全講義が学生の満足や理解を得ているかを知ることができ、関連する委員会での改善の基礎資料として利用されていて、就学上の支援やカリキュラムの改正等で役立てられている。さらに、アンケート結果は当該教員にもフィードバックされ、各教員は担当授業の問題点、改善点などをまとめ、回答書を作成することが求められていて、授業改善に役立てられている。

「学修状況調査」は年度末に、「授業改善アンケート」は前期と後期の 13 週～15 週に全科目を対象として、ポータルシステムを利用して行われている。回答率向上の趣旨のもと、学生の自宅 PC からでも回答できるようにしている。

学修支援に対する学生の意見・要望の汲み上げについては、「学生の満足度調査」および「意見箱」に投稿された学生からの意見を活用している。意見箱の意見に対しては、学長が「改善策・対応・コメント」で回答することになっている。

また、授業担当専任教員がオフィスアワーを実施し、学修に関する質問や相談に応じることによって授業に対する要望や意見をくみあげる機会を設けている。【資料 2-6-1】【資料 2-6-2】【資料 2-6-3】

<エビデンス集資料編>

【資料 2-6-1】学修状況調査【経済】【リハ】

【資料 2-6-2】授業改善アンケート【経済】【リハ】

【資料 2-6-3】学修状況調査および授業改善アンケート回答率

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望についても、学生の「満足度調査」の結果を活用して、改善を図っている。

学生生活に関する意見・要望については、担任教員をはじめとする各教員、教学センタ

一 (学生支援)、保健センター、学生相談支援室等が連携して対応している。

担任教員による面談においても、学修状況とともに、健康状態や経済状態など生活状況についても把握し、学修支援につなげている。また、前期・後期の成績状況について、基準に基づいて成績不振であると認められる学生については、各担任教員が面談を行い、学生の意見・要望を把握して、学修支援につなげている。

なお、これらによって収集された学生に関する様々な情報は、学生カルテに統合され、厳格な情報の管理・保護を実施しつつ、支援に活用している。

さらに、心身に関する健康に関して配慮・支援が必要な学生については、各教員、教学センター(学生支援)、保健センター、学生相談支援室等との間で、定期的に情報交換を行っており、常に的確な対応ができる体制を構築している。

基準項目2-4でも触れているが、学生の心身に関する健康や学生生活支援のために、入学生に対して精神的健康調査である「UPIテストおよび発達検査」や「健康調査」を実施し、問題や悩みを抱えている学生の早期発見に努め、必要に応じて面談や電話連絡を実施している。学生から修学上の支援および配慮の申請があった場合には、「障がい学生支援室会議」を開催し、その委員会において配慮内容を決定し、教務・学生支援担当より学生本人と履修科目担当の教員へ通知を行い配慮している。【資料2-6-4】

<エビデンス資料集>

【資料2-6-4】障がい学生支援室会議議事録

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

これまで記述してきたように、本学では多様な手段やネットワークにより学修環境に関する学生の意見・要望を収集し、分析し、改善に役立てている。これまで長年実施してきて知見が蓄積されているフォーマルなものとして、①「学修状況調査」および「授業改善アンケート」がある。【資料2-6-5】

②講義等から教員による意見把握として、1年生が全員履修する「大学基礎論」、2年生の「プロゼミ」、3・4年生の「ゼミナール」、さらには各教員が講義ごとに実施する「オフィスアワー」がある。さらに③各種委員会、例えば、2020（令和2）年の「退学抑止タスクフォース」、さらには「意見箱」による学長への直接的な意見・要望の収集が挙げられる。このようにして得られた意見・要望は、担当する教学センター、保健センター、学生相談支援室等で集約され、定期的に情報交換を行い、常に的確な対応ができる体制を構築している。

上記で得られた意見・要望は、講義の改善、カリキュラムの改正で活用されている。具体的な例としては、施設・設備に関する主な意見・要望として、①2号館のスペースに設置されている机・椅子の増設、②暖房便座の設置、③Wi-Fi、④喫煙所の移動、⑤パウダールームの設置などがあった。これらについては、即座に対応を行った。

<エビデンス集資料編>

【資料2-6-5】学生の満足度調査

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

「学修状況調査」や「授業改善アンケート」の実施にあたっては、2020 年度より CampusPlan や START といった学内ポータルを使っているが、これまでの最終講義時に紙媒体で行うアンケート質問票と比較すると、回答率が約 20~30% と低いものになっている。これには新型コロナウイルスという特殊事情による可能性があるかもしれないが、今後学生の意見・要望をより的確に捉え適切に対応する、さらには「教育の質保証」を実現するための基礎資料となるデータであるので、回答率をいかに高めるかが課題となる。学生への周知徹底をはじめ、これまでの紙ベースでのアンケートと併用するなどの実施方法を見直し、その向上に努める必要がある。

また、寄せられた意見・要望、分析結果について、学部ならびに各部署へのフィードバックを充実させるとともに、改善をより具体的に進めていく。学生からの意見・要望の把握については、上記の調査の他にも、担任との面談、オフィスアワー、各部署の窓口などの体制が整備されているが、今後も学生の声に耳を傾け、支援のさらなる向上を図っていく。

[基準 2 の自己評価]

本学の学生受け入れについては、本学が求める入学者像をアドミッション・ポリシーにより策定し、それを HP や広報誌、パンフレット等のあらゆるメディアを通じて、志願者や高校関係者、一般の方々に全員に広く周知している。

入学者選抜については、アドミッション・ポリシーに沿った多様な入学者が獲得できるように、入試問題や試験方法、さらには受験場所を決定している。また、入試や教育制度の改正、高校等での教育の変化に対して、あるいは入試上で課題が生じた場合には、入試委員会等で即応できる組織体制や PDCA サイクルを構築しており、入学試験は適切に実施されている。特に、入試委員会では、毎年入試種別ごとに結果に基づいて検証し、入試方法をより適切に改善している。

入学後の学修支援については、教職員の組織が全学的に様々な形で協働しながら、学修支援に関する取組みを計画・立案し、実施する体制を整備している。学生の学修状況については、「学修状況調査」および「授業改善アンケート」を実施し、前者は年度末に一回実施する学生自身の学修についての調査であり、後者は各学期末での授業に対する学生の評価である。このアンケート結果は、今後の学修支援やカリキュラムの改正等で利用されている。また、アンケート結果は当該教員にもフィードバックされ、担当授業の改善に役立てられている。

学生からの意見・要望への対応については、講義に関する学修支援や、健康、就職、生活や経済、施設・設備等の学修環境に関する相談ごとや要望、意見に対応する窓口や「意見箱」、さらには web 上での窓口を設けていて、学生の意見を汲み上げている。寄せられた意見に対して適切に対応する体制が設けられ、これらは機能している。

社会的・職業的自立に関する支援体制については、入学から卒業まで整合的な様々なキャリア形成や就職サポートを含む各種の支援プログラムを組織的に展開し、適切に運用する体制を整えている。

学生生活の安定のための支援については、奨学金などの学生に対する経済的支援や課外

活動への支援、健康相談、心的支援、生活相談などを実施しており、例えば、コロナ禍での「KIU 緊急学生支援金」等が挙げられ、適切に対応をしている。

学修環境の整備については、本学の教育目的を実現するための十分な施設を有している。以上のことから、基準 2 を満たしている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の教育目的は、学則第 1 条において、「聖公会キリスト教の精神に基づき、全人格的人間形成をめざすとともに教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に従い、経済学とリハビリテーション学の理論並びに実践について研究教授することを目的とする。」と定めている。

本学の設置趣旨に沿って、経済学部及びリハビリテーション学部は、それぞれの専門性に応じて教育目的を定め、その教育目的を踏まえて、ディプロマ・ポリシーを設定している。

ディプロマ・ポリシーは、本学ウェブサイト、学生便覧等を通じて、本学の教育目的、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーとの関連を示す形で積極的に学内外に公表し周知している。【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 3-1-1】ホームページ https://www.kobe-kiu.ac.jp/about/educational_policy/ 【資料 1-1-6】と同じ

【資料 3-1-2】2021 年度 学生便覧 3～7 頁 【資料 F-5】と同じ

【資料 3-1-3】First Step Guide ~新入生の皆さんへ~ 26～27 頁 【資料 1-1-8】と同じ】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学学則には、学校教育法施行規則第 4 条の 4 に基づき、学修の評価及び課程修了の認定に関する事項を記載している。単位の計算方法については大学設置基準第 21 条に則り学則第 29 条に、授業科目及び単位数は学則の学則第 30 条の別表に、単位認定基準については学則第 32 条に定めている。これらに基づいて、学部ごとに定められた卒業要件及び学位の授与等については「履修規程」で定めており、学生便覧に掲載して配布している。新入生に対しては、「履修規程」に基づく履修指導を学期始めのオリエンテーションで詳しく行っている。【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】

・単位認定基準

本学で履修した授業科目の単位は、各科目の評価基準から算定される「評点」（0～100 点）及び、それに対応する「評価」（「S」「A」「B」「C」「D」「F」）において、評

点 60 点以上、評価「C」以上である場合に認定される。科目の評価、成績表示、評点、成績基準、合否の区分については、表 3-1-1 に示すとおりである。

表 3-1-1 成績評価基準

| | 成績評価 | GP (グレードポイント) | 点数 | 評価基準 |
|-----|------|------------------|----------|------------------|
| 合格 | S | 4 | 100点～90点 | 学習目標をほぼ完全に達成している |
| | A | 3 | 89点～80点 | 学習目標を十分に達成している |
| | B | 2 | 79点～70点 | 学習目標を相応に達成している |
| | C | 1 | 69点～60点 | 学習目標を最低限達成している |
| 不合格 | D | 0 | 59点以下 | 学習目標の最低限に達していない |
| | F | 0 | 未受験 | 未受験 |

各科目担当教員が、シラバスに明示した成績評価方法及び評価基準に則って評点を決定する。各科目のシラバスには、ディプロマ・ポリシーと到達目標との関連がそれぞれ明記されている。

学生自身が学修成果を自己管理する際に学修評価の総合的な尺度となるものとして、グレード・ポイント・アベレージ (Grade Point Average) (以下「GPA」という。) を採用しており、学期ごとの GPA を成績通知書に記載している。GPA は個々の学生への指導や、奨学生等の選考、各種表彰の際にも資料として活用されている。GPA についての説明は、その計算方法とともに履修要綱に記載されている。【資料 3-1-6】

・進級基準

経済学部では設けられておらず、修得単位にかかわらず 4 年次まで進級し、卒業単位が不足している場合は、足りるまで半期単位で留年が続く。累積単位数が少ない学生には、学生本人と保護者に標準取得単位数不足警告を郵送し、教職員連携のもと履修指導を実施している。

リハビリテーション学部理学療法学科では、進級基準は設けていないが、臨床実習科目を履修するための先修条件が設けられていて、その条件を満たさなければ臨床実習に行くことができないために、4 年間での卒業はできなくなる。また、GPA の低い学生に対して教務委員長及びゼミ担当教員との連携により指導を行っている。【資料 3-1-7】

・卒業認定基準

本学学則第 34 条に則り、卒業要件を満たした者を教授会での協議を経て学長が卒業を認定する。具体的には、本学に 4 年以上修学し、かつ学則第 31 条に規定する所定の授業科目の単位（経済学部 124 単位以上、リハビリテーション学部 128 単位以上）の修得が卒業要件となる。以上の卒業要件は、学生便覧及び 期始めのオリエンテーションを通じて、学生に周知している。

本学学則 35 条に則り、経済学部を卒業した者には「学士（経済学）」、リハビリテーション学部を卒業した者には「学士（理学療法学）」が授与される。【資料 3-1-8】

＜エビデンス集・資料編＞

- 【資料 3-1-4】経済学部履修規程
- 【資料 3-1-5】リハビリテーション学部履修規程
- 【資料 3-1-6】グレード・ポイント・アベレージ制度規程
- 【資料 3-1-7】臨床実習に係る内規
- 【資料 3-1-8】神戸国際大学学則【資料 F-3】と同じ

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定基準の厳正な適用を図る上では、シラバスに基づく評価基準の明確化と周知、試験等における不正行為への懲戒、成績照会制度が実施されている。シラバスの適正な整備は、単位認定基準と評価方法の明示・公表による透明性の担保及びシラバス作成プロセスにおける学内第三者チェックが実施されている。（基準 3-2-③で詳述）

成績評価のための筆記試験の監督体制については、試験監督マニュアルに沿って、科目担当教員を含めた複数教員による体制で実施されている。【資料 3-1-9】

試験における不正行為については、「神戸国際大学経済学部試験規程」第 9 条、「神戸国際大学リハビリテーション学部試験規程」の第 12 条に試験等における不正行為について処置を定めている。それに加え、教務上の措置として同規程第 12 条に「試験において不正行為を行った者については、その学期の全履修登録科目的成績を 0 点とする」としている。悪質な場合は、「学則」第 37 条により懲戒が行われることにより、不正行為の抑止を図っている。【資料 3-1-10】【資料 3-1-11】【資料 3-1-12】

学生からの成績問い合わせ制度は、成績評価基準の厳正な適用に疑義が生じた場合に、当事者である学生が科目担当教員から評価の根拠についての説明を受けることができる制度であり、単位認定及び評価基準の信頼性や透明性を保つ上で有効に機能している。【資料 3-1-13】【資料 3-1-14】

入学前に習得した単位の認定については、要領に基づき、厳格に取り扱っている。【資料 3-1-15】【資料 3-1-16】【資料 3-1-17】【資料 3-1-18】

卒業認定基準の厳正な適用は、学則第 34 条に基づき、教授会での判定会議を経て学長が認定を行っており、判定の適正性と透明性を確保している。

＜エビデンス集・資料編＞

- 【資料 3-1-9】定期試験監督マニュアル
- 【資料 3-1-10】神戸国際大学経済学部試験規程
- 【資料 3-1-11】神戸国際大学リハビリテーション学部試験規程
- 【資料 3-1-12】神戸国際大学学則【資料 F-3】と同じ
- 【資料 3-1-13】神戸国際大学経済学部試験内規
- 【資料 3-1-14】神戸国際大学リハビリテーション学部試験内規

【資料 3-1-15】編入学規程

【資料 3-1-16】神戸国際大学転入学規程

【資料 3-1-17】経済学部転入学生受け入れについての取扱要領

【資料 3-1-18】入学前取得単位認定についての取扱要領

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

進級に関する基準を定めていないため、履修状況が悪いまま進級していき、1年間の履修の上限を定めているため、4年での卒業が困難となる場合も生じている。進級に関する基準を定めるかどうか、現在検討中である。

単位の認定及び成績の評価に当たっては、各学部とも厳正な基準と体制で行っているが、成績の基準は教員によりばらつきがあり、学生はともすれば安易に単位を認める科目を履修する傾向にあり、カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーが意図するものから逸脱することになる。これは本学のみの課題ではないが、成績の透明性や教員間の公平性など検討する必要がある。今後はより公平で妥当な単位認定及び成績評価を行うための、学修評価に関する FD 活動のさらなる充実に努める。

単位認定基準や卒業認定基準については、今後も厳正な適用を継続しつつ、学生自身が学修意欲を高め達成感を持てるような提示の仕方を工夫する。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学の教育目的は、学則第 1 条において、「聖公会キリスト教の精神に基づき、全人格的人間形成をめざすとともに 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に従い、経済学とリハビリテーション学の理論並びに実践について研究教授することを目的とする。」と定めている。経済学部においては「建学の精神を基本理念として、経済社会に対する多様な知識をもち、グローバルな視野と人間性を備えた、地域社会に貢献できる人材を育成する」こと、リハビリテーション学部においては「建学の精神を基本理念として、積極的な実践学習をモットーに、豊富な臨床実習と国内外での研修の実施を通じて、理学療法士の国家試験の合格を目指します。さらにリハビリテーションの中核的な担い手となる高い専門的知識と技術および、豊かな教養と人間性を持つ有能な人材の育成」を目的として掲げている。これらの教育目的に基づき、各学部における

ディプロマ・ポリシーを定め、それに整合するカリキュラム・ポリシーを策定している。

カリキュラム・ポリシーは、基準3-1で示したディプロマ・ポリシーと共に同様の方法で学内外に広く周知しており、学生の履修選択にあたっては履修に関するオリエンテーションにおいても説明を行っている。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

[経済学部]

経済学部の教育課程は、ディプロマ・ポリシーに掲げた教育目標を達成するために、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性をもって、教育活動を行っている。【資料3-2-1】

経済学部でのディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性は、次のように図られている。まず、原則的にはディプロマ・ポリシーがまず策定され、それを具現化するカリキュラム・ポリシーとそれを基礎とするカリキュラムが編成される。しかし、実質的にはこれまでのカリキュラムを基本的に踏襲し、新たにディプロマ・ポリシーが追加された形を取っている。従って、シラバスでは当該科目が担う到達目標が明記され、その講義内容がディプロマ・ポリシーに示された5つの卒業時に備わっている能力や学位授与の方針、さらには学力の3要素や4つの知識や能力・技能等の関連を示す項目が設定されている。この項目には各科目が上記の達成項目をどれだけ具現化しているか、いずれも4段階で示すことになっている。つまり、これにより学生が取得した科目が、ディプロマ・ポリシーに示された4つの知識や能力・技能等を、どの程度身につけたのかが容易に確認することができる。またこの達成度は、学生カルテや学生ポートフォリオでのレーダーチャートによって可視化され、各種の学生の指導に用いられている。【資料3-2-2】【資料3-2-3】

経済学部には2つの学科が設定され、それぞれにディプロマ・ポリシーに照らした具体的な教育目的が設定されており、それを達成するためのカリキュラム編成は、前述のカリキュラム・ポリシーを具体化した「履修モデル」として履修要領により周知されている。つまり、具体的なカリキュラム・ポリシーは、この「履修モデル」で示されているといつてよい。【資料3-2-4】【資料3-2-5】【資料3-2-6】

[リハビリテーション学部]

リハビリテーション学部の教育課程は、ディプロマ・ポリシーに掲げた教育目標を達成するために、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性をもって、教育活動を行っている。【資料3-2-7】

両者の一貫性は、経済学部の場合と全く同様である。カリキュラムを構成する各科目のシラバスには、カリキュラム・ポリシーに基づき当該科目が担う到達目標が明記されている。また、ディプロマ・ポリシーに示された5つの卒業要件や学位授与の方針、さらには学力の3要素、4つの知識や能力・技能等を記載する項目が設定されている。この項目には各科目がそれらをどれだけ具現化しているか、いずれも4段階で示すことになっている。これによりその科目を受講することによりディプロマ・ポリシーに示された知識や能力・技能等を、学生がどの程度身につけたのか確認することができる。【資料3-2-8】【資料

3-2-9】

＜エビデンス集・資料編＞

- 【資料 3-2-1】経済学部カリキュラム・ポリシー
- 【資料 3-2-2】ディプロマ・ポリシーと各科目の関係マトリックス表（経済）
- 【資料 3-2-3】学生ポートフォリオの画面（経済）
- 【資料 3-2-4】経済経営学科カリキュラム・ポリシー【資料 3-2-1】と同じ
- 【資料 3-2-5】国際文化ビジネス・観光学科カリキュラム・ポリシー【資料 3-2-1】と同じ
- 【資料 3-2-6】履修モデル
- 【資料 3-2-7】リハビリテーション学部カリキュラム・ポリシー
- 【資料 3-2-8】ディプロマ・ポリシーと各科目の関係マトリックス表（リハ）
- 【資料 3-2-9】学生ポートフォリオの画面（リハ）

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

両学部のカリキュラム・ポリシーには、それぞれカリキュラム編成の体系がその教育趣旨と共に明示されている。さらに同ポリシーに明示される体系に基づき科目区分及びその区分名称が作成され、カリキュラム・ポリシーとカリキュラム編成との対応関係が明快に示されている。

[経済学部]

経済学部のカリキュラム・ポリシーに基づいて、学生の学びのステップを考慮し、授業科目は体系的な「積上げ方式」により構成されている。共通教育科目を「共通教育基本科目」と「共通教育ユニット科目」に分類し、各学科の専門科目を「学科基礎科目」「基幹ユニット科目」「応用ユニット科目」に分類し、基礎的な科目から応用的な科目へと体系的に学習を進めて行けるようにしている。また、中学校「社会科」、高等学校「地理歴史科」「公民科」の教員免許状取得を目指す学生に向けて「教職課程科目」も配置されている。

これらの授業科目を通じて、幅広い領域にわたる人文・社会・自然科学の教養と経済学関連の基礎と応用を学び、ミクロ経済学やマクロ経済学といったスタンダードな経済学に関する基本的理論と、経済事情や政策といった現実の経済問題を分析する応用理論や分析方法を習得する。さらに、変化の激しい社会に対応すべき問題解決能力を涵養するため、科学的視点からの分析力、プレゼンテーション技法などを多角的に学ぶことができる。以上のことを行なながら、経済学及び関連領域に対する向上心や探究心を養うことを、経済学部の教育課程編成方針としている。

1年生次では、大学での学びを深めることを目的とした初年次教育を重視している。少人数編成クラスによる「大学基礎論Ⅰ・Ⅱ」を必修科目として配置し、大学での学修プロセスや科学的思考方法の早期の習得を目指している。また、2014（平成 26）年度から基礎学力の強化（文章読解能力と数的処理能力の向上）を図るために、習熟度別クラス編成の「基礎学力クラス」を設け、1年次生全員が受講する体制をとっている。

グローバル化に対応できる幅広い教養と語学力を育成することを目的とする科目群とし

て、共通教育ユニット科目の中に「国際社会関連科目」「コミュニケーション関連科目」が配置され、異文化理解と外国語によるコミュニケーション能力の向上を目指す教育が実施されている。

留学生については、日本語習熟度の向上を図り日本社会文化への理解を深めることで本学部での学修効果を高めるため、「日本語中級」「日本語上級」「ビジネス日本語」「専門日本語」「日本社会文化論」等の科目が配置され学修効果の向上が図られている。

また、早期に明確なキャリア形成の意識を持たせることを目的として、1年次生には「キャリア・プランニング」が必修科目として配置され、2年次生から職域を明確にしたコース制が導入されている。

2年次以降、専門教育の中で希望する者のためにコース制を設け、卒業後の進路につながるようカリキュラムが設定され、これを達成した学生には「コース修了成証明書」を授与し、学生の学習意欲の向上を図っている。

また、少人数教育の礎として配置しているゼミナールなど演習形式の授業では、学生自らが課題を見付け出し、課題について調査・研究し、解決策等を提案するアクティブラーニング (Active learning: AL) を取り入れている。さらには、本学を挙げてプロジェクト・ベースド・ラーニング (Project-based learning: PBL) に取組んでいる。これは学内の座学とは異なり、学外に出て、自治体や地域企業と連携し、プロジェクトに学生自らが主体的に取組むことにより、現実の中から各種の体験や交流の中で学びの喜びを実感するものである。例えば、自治体と連携した地域おこしプロジェクト、商店街活性化プランの作成と実施、他大学ゼミと合同で行う研究発表会、旅行会社と連携した旅行プランの開発と販売等が行われている。

また、具体的な職業実務を通した学修機会として、航空業界での就職を目的とする「エアラインコース」、さらには「ブライダル実践論」「葬祭セレモニー実践論」等の科目が配置され、実務家による実践的教育指導が行われている。

さらに実践的教育の一環として、実務経験のある教員を専任や非常勤講師として採用し、その実務経験を十分に活かす授業も積極的に展開している。これに該当する講義では、それをシラバスで銘記している。実務経験のある教員が直接の担当でなく、オムニバス形式で企業等から講師を招いて実践的教育を行っている。起業論では、起業に関する技術開発、資金調達、税務等の個別の専門家がそれぞれの分野を担当して講義を行っている。

また、事前事後学習や教室外学習の指示、成績評価のフィードバック、アクティブラーニングの要素等についてもシラバスで記載し、実施している。**【資料 3-2-10】****【資料 3-1-4】**と同じ**【資料 3-2-11】**

[リハビリテーション学部]

リハビリテーション学部のカリキュラム・ポリシーに基づいて、学生の学びのステップを考慮し、授業科目は体系的に構成されている。具体的には、「教養科目」「専門基礎科目」「専門科目」の各科目群によって構成されている。

これらの授業科目を通じて、幅広い領域にわたる医学と理学療法関連科学の基礎を学び、スタンダードな理学療法学の理論と技術を習得するとともに、最新の理学療法領域関連やリハビリテーションに関する情報を学び、それらに関わる歴史的経緯や科学的検証・根拠

を理解する。以上のことと踏まえながら理学療法学および関連領域に対する向上心と探究心を養うことを理念としている。

「教養科目」は豊かな人間性・社会性及び豊かな教養をもち、また国際化、情報社会に対応できることを念頭におき、一般教養と専門教育への基礎を兼ねた科目を学習する。必修科目と、選択科目として「人間形成と思考」、「ことばと国際文化」の2分野を教育内容として位置づけた。人間の生命の尊厳を倫理面のみならず、哲学、社会面、健康科学的側面といった多角的な視点から理解する。また、「教養科目」の中には、経済学部の学生と共に学べる授業を配置し、相互理解と人間交流を深め、協調性に富む人間形成を目指している。

「専門基礎科目」は、「専門科目」における知識や技術を習得するための基盤となるもので、理学療法士という専門職を目指す動機付けにつながることをねらいとして、「人体の構造と機能及び心身の発達」「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」を教育内容として位置づけている。「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」においては、2020（令和2）年度指定規則の改定に伴い新たに、高度化する医療ニーズに対応し、保健・医療・福祉を取り巻く環境の変化に則した理学療法を実践するために「疾病の基礎知識A」と「疾病の基礎知識B」を設置した。「疾病の基礎知識A」では画像診断学・検査の幅広い知識を養う。また「疾病の基礎知識B」では患者の機能・活動・参加を促す栄養管理に関する広い知識および薬物療法の知識を養う。「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」では、「医療経営学」を必修科目として設け、医療専門職者の行動を規定する医療保険制度を含む現在の医療経済の現状と、その問題点や今後の課題を理解すると共に、近未来を視野に入れ、今後理学療法士に開業権が獲得された場合にも対応できるよう配慮した。

「専門科目」は、理学療法士としての専門性を高めるために必要とされる「基礎理学療法学」「理学療法管理学」「理学療法評価学」「理学療法治療学」「地域理学療法学」「臨床実習」を教育内容に位置づけた。

「基礎理学療法学」では、理学療法の概要と基本を学ぶとともに、理学療法士としての問題解決のための基本的な能力を養う。

「理学療法管理学」は、2020（令和2）年度の指定規則改定より新たに設けられたもので、この科目は、理学療法業務を遂行するために必要な理学療法管理能力を養うとともに、職業倫理について考える能力を養う。「理学療法評価学」では、理学療法の現場で必要とされる評価法の知識と評価技術を学ぶ。

「理学療法治療学」では、各種疾患、各種障害に対する理学療法の知識と理学療法技術を学ぶ。また、「スポーツ理学療法学演習」「運動器障害理学療法学・実習」の科目を設け、健康増進のための基礎的、臨床的な理学療法の展開能力を養う。

「地域理学療法学」では、高齢者、障害者、患者を取り巻く制度的環境や生活環境、地域における社会資源について修得し、地域社会に根ざした理学療法士としてのあり方を学ぶ。

臨床教育については、第2学年後期に検査測定実習として2週間の「臨床実習I」を配置し、第3学年後期に評価実習として「臨床実習II」を3週間配置、第4学年では総合実習として「臨床実習III・IV」を前期に各7週間配置している。2020（令和2）年度の指定

規則改正に伴い、新たに第3学年前期に1週間の地域理学療法学実習を配置し、生活期における理学療法士の役割、他職種や家族との連携、社会資源の活用・支援など地域理学療法活動における実践能力を養う。【資料3-2-12】【資料3-1-5】と同じ【資料3-2-13】

<エビデンス集・資料編>

【資料3-2-10】神戸国際大学経済学部履修規程【資料3-1-4】と同じ

【資料3-2-11】2020年度経済学部履修要綱【資料F-12】と同じ

【資料3-2-12】神戸国際大学リハビリテーション学部履修規程【資料3-1-5】と同じ

【資料3-2-13】2020年度リハビリテーション学部履修要綱【資料F-12】と同じ

3-2-④ 教養教育の実施

本学では、経済学やリハビリテーションといった専門教育に加えて、教養教育を重視している。ディプロマ・ポリシーにおいて、「教養」を備え、豊かな教養と人間性を備えた人材育成の目的を掲げ、教養教育を実施している。経済学部では「共通教育科目」、リハビリテーション学部では「教養科目」という科目群で教養教育を編成し、専門教育とバランス良く配置している。グローバルな視野をもった人材育成のため海外留学制度を設置している。初年次のゼミナールでは主にアカデミック・スキルの習得を図っている。また、他学部の学生との交流を図るため、全学共通科目を設けているのも特徴的である。

[経済学部]

「教養科目」は豊かな人間性・社会性及び豊かな教養をもち、また国際化、情報社会に対応できることを念頭におき、一般教養と専門教育への基礎を兼ねた科目を学習する。初年次には、大学での学びを深めることを目的とした授業が配置されている。

また、早期に明確なキャリア形成の意識を持たせることを目的として、1年次生には「キャリア・プランニング」が必修科目として配置され、2年次生から職域を明確にしたコース制が導入されている。【資料3-2-14】【資料3-2-15】

[リハビリテーション学部]

「教養科目」は豊かな人間性・社会性及び豊かな教養をもち、また国際化、情報社会に対応できることを念頭におき、一般教養と専門教育への基礎を兼ねた科目を学習する。必修科目と、選択科目として「人間形成と文化」、「ことばと国際文化」の2分野を教育内容として位置づけた。

人間の生命の尊厳を倫理面のみならず、哲学、社会面、健康科学的側面といった多角的な視点から理解する。【資料3-2-16】【資料3-2-17】

<エビデンス集・資料編>

【資料3-2-14】神戸国際大学経済学部履修規程【資料3-1-4】と同じ

【資料3-2-15】神戸国際大学経済学部履修要綱【資料F-12】と同じ

【資料3-2-16】神戸国際大学経済学部履修規程【資料3-1-5】と同じ

【資料 3-2-17】神戸国際大学経済学部履修要綱 【資料 F-12】と同じ

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

授業内容・方法の工夫、改善を進める組織体として大学教育センターを設置している。IRセンターは、以下の事業を実施している。

1. FD（授業改善向上）研修会
2. 学生による授業改善アンケートの実施とベストティーチャーの授業参観

1. FD（授業改善向上）研修会の開催

FD 研修会については、全専任教員が参加（非常勤講師は任意参加）することとなっている。内容は、学生の授業評価アンケートで評価の高い授業の教員からの講話やグループ・ディスカッション等を盛り込んだアクティブな研修会、各授業における教授方法の工夫と実践、アクティブラーニングの実施、これらに関する事例について、毎学期全教員に対して研修会を実施して情報交換を行っている。さらに、大学教育での「質保証」の改善・向上の考え方の研修や、ディプロマ・ポリシーに基づいた評価指針などの事例報告会等を実施している。2020（令和 2）年度は、遠隔（オンライン）授業の方法や工夫について、実践報告を実施した。【資料 3-2-18】

2. 学生による授業アンケートの実施

学生による授業改善アンケートについては、全教員（非常勤講師を含む）を対象とし、開講されている全科目において実施している。ただし、演習（ゼミナール）、実習指導などの科目については、教員の裁量にゆだねている。アンケートの項目は「授業準備・内容」「授業方法」「教員の意欲」「学ぶ意欲」「授業の難易度」である。教員は学生からの評価を受け、改善点などをコメントに対して回答することになっている。【資料 3-2-19】

ベストティーチャーの授業参観の実施

ベストティーチャーの授業参観については、教員の授業力向上を目指して、専任教員を対象として実施している。他者の授業の参考になる点を取り入れ、自らの授業実践を省察することが目的である。ベストティーチャーは、学生による授業評価アンケートで評価の高かった教員について、各学部 1 名ずつを毎年表彰している。【資料 3-2-20】

ただし 2020（令和 2）年度に関してはコロナ禍により実施せず、代わりに FD 研修会においてオンライン教育の事例発表をしてもらった。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 3-2-18】FD 研修会実施状況

【資料 3-2-19】学生による授業評価アンケート結果

【資料 3-2-20】神戸国際大学専任教員の教育業績評価に関する内規

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後の改善・向上方策として、まず、ディプロマ・ポリシーにおいて定めた卒業時に身

についておくべき資質・能力と、授業科目との関連性を定期的に点検していくことが挙げられる。特に、卒業時に修得すべき4つの知識や能力・技能等として、次のものが挙げられている。

(1) 教養

コミュニケーション・スキル、一般的ビジネススキル、情報リテラシーなどの汎用的技術や教養を身につけている

(2) 専門知識・技能

経済学をはじめとする専門的知識と理論を身につけている

(3) 思考力・判断力・行動力

外国人とのコミュニケーションを通じ、異文化を理解し行動することができる

(4) 主体的な態度

意見の違いや立場の違いを理解し、多様な人々とともに目標に向けてチームワークを発揮し、自ら問題を解決することができる。

しかし、資料3-2-2に記載されているシラバスで重要度を求める項目として、次のものが挙げられている。

DP1：経済学をはじめとする専門的知識と理論及びさらに幅の広い知識や理論を身に付けている。

DP2：コミュニケーション・スキル、一般的ビジネススキル、情報リテラシーなどの汎用的技術を身に付けている。

DP3：外国語の学習や外国人とのコミュニケーションを通じ、グローバルな視野を身に付けている。

DP4：意見の違いや立場の違いを理解し、多様な人々とともに目標に向けて協力することができる。

ディプロマ・ポリシーで掲げられている4つの知識や能力・技能等と、実際シラバスで講義内容が合致するディプロマ・ポリシーとして掲げられている項目に相違がある。また、シラバスでの記載された科目と、ディプロマ・ポリシーへの相対的関連度合いは、科目によって著しい相違が見られる。さらに、シラバスに記載される科目のディプロマ・ポリシーで掲げられている4つの知識や能力・技能等へのウエイトは担当者が決めることになっており、担当者が変わることにより学生の達成度も変化することになる。同じ科目を複数の講師により講義される場合も、同一科目であるにもかかわらず、講師によってウエイトが異なることになる。ウエイトは担当者よりもカリキュラム編成時に定めておくべきと思われる。これらの点は早急に見直しが求められる。見直しに当たっては、配当年次や他の科目との関連性、担当する教員の専門性等も考慮しなければならない。

また、教育課程全体についても、定期的に見直しを行う必要がある。特に、高等学校教育の改革や学生の変化等も考慮し、特に初年次教育の機動的な改革が必要である。教育方法・内容についても、より効果的な教育のあり方を追求していかなければならない。アクティブラーニングやPBL（問題解決学習）、遠隔（オンライン）授業、反転学習など、授業内容・方法の工夫・開発の取組を強化することが必要である。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、学長を委員長とする自己点検評価委員会が責任主体となり、以下に示す 1~4 の指標によって、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価が行われている。

1.標準年限卒業率

学位の授与に向けたカリキュラムを体系的に理解したうえで科目を履修し、4 年間の履修プロセスが計画的に進められているか、また個々の授業科目のシラバスに記載された目的を理解した科目選択が行われているか、さらに、これらに基づいて、確実に学修と単位修得が行われたかの指標である。

経済学部の標準年限卒業率は、過去 3 年間で 59~65% である。また、リハビリテーション学部の標準年限卒業率は、過去 3 年間で 56~70% である。【資料 3-3-1】【資料 3-3-2】。

2.学部・学科別の GPA 分布

ディプロマ・ポリシーの達成度は、その指標である 4 つの知識や能力・技能等が経年にどのように向上していったか、レーダーチャートで可視化するものである。本学はこのシステムである START の導入が遅れ、その運用は 2020（令和 2）年度から始まった。従って、学士の学力の向上を前年度との比較から検証することはできない。そこで、それに代替できるものとして、GPA の分布でもって検証する。

GPA 分布は、ディプロマ・ポリシーに掲げている「専門的知識・技能」修得状況の代理変数として考えることができ、かつ比較するデータも蓄積されている。GPA については、2017(平成 29)年度より評価算出方法が変更になった。すなわち、2016(平成 28)年度までは評価点 80 点以上を A 評価としていたが、2017(平成 29)年度より評価点 90 点以上を S 評価とするよう、評価方法を変更した。

2020 年度の経済学部の GPA の平均は 2.0 であり、「専門的知識・技能」の修得は標準といえる。また、リハビリテーション学部の GPA の平均は 2.6 であり、「専門的知識・技能」の修得は良好である。リハビリテーション学部は国家試験合格率も重要な指標であり、過去 3 年間で 72.5~100% である。【資料 3-3-3】【資料 3-3-4】【資料 3-3-5】

3.各種の免許、資格及び検定等の取得状況

免許、資格及び検定等の取得状況は、ディプロマ・ポリシーに掲げられた「専門的知識・技能」を修得したことの指標となるだけではなく、取得しようとする姿勢自体が「高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動する」ことの表れである。

【資料 3-3-6】各種資格の取得状況

4.就職状況、卒業生アンケート調査

就職状況は、ディプロマ・ポリシーに掲げる「社会に貢献しうる人材」育成の指標である。2020(令和2)年度の本学の就職率は経済学部89.9%、リハビリテーション学部97.3%である。業種は多岐にわたるが、「社会に貢献しうる人材」を育成しているといえる。【資料3-3-7】

＜エビデンス集・資料編＞

【資料3-3-1】経済学部標準年限卒業率

【資料3-3-2】リハビリテーション学部標準年限卒業率【資料3-3-1】と同じ

【資料3-3-3】経済学部GPA分布図

【資料3-3-4】リハビリテーション学部GPA分布図【資料3-3-3】と同じ

【資料3-3-5】リハビリテーション学部国家試験合格率

【資料3-3-6】各種資格の取得状況

【資料3-3-7】就職率の推移

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

3-3-①で述べたアセスメント指標に基づき、各学部はそれぞれの特性に応じて点検・評価を行い、改善に向けたフィードバックを行っている。

点検・評価データの分析を踏まえた教育改善へ向けたフィードバックは、主に調査等の実施担当委員会等から、教授会等を通じてなされており、情報共有を経て、要改善課題に関連する担当委員会等において改善への取組みが進められている。教育活動に関しては、教務を担当する各学部・全学の委員会が中心となり、他委員会等との連携・調整も含め、PDCAに則り改善策を検討している。原則全ての開講科目を対象に実施される「授業改善アンケート」には、学生が自由に意見を述べる箇所も設けられている。そこに記載された意見については、教員が文書で回答することが求められている。また、学生の意見が学長に直接届くよう、「意見箱」を設置している。

教育活動は教員と学生の相互作用により成り立つ活動であるため、今後も学生の声に耳を傾けながら、教育内容・学修指導等の充実と改善を図っていく。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

今後の改善・向上方策としては、「学修成果」の判定基準と、各種の指標や測定方法に基づく学修成果の点検・評価のあり方について、定期的な見直しを実施し、具体的に対応していく。特に、現行のディプロマ・ポリシーが国際性を過剰に重視し、外国人とのコミュニケーションや外国語の学習に偏重している。これでは経済学部として、経済やビジネスで活躍できる人材を育むことが不可能である。このような反省から、2020（令和2）年度から3Pの改訂作業に入り、すでに改訂はほぼ完成している。この後は、外部評価委員会からフィードバックを得て、実施していく。新しい3Pでは、各指標に対して、KPI（Key

performance index) や KGI (Key goal index) を作成し、そのデータを収集する方法を確立していく。これらの指標は、単に成果を測定するだけでなく、学生の学びや学修方法をも示すものでなくはない。

また、学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックするあり方や、その結果としての改善状況についても、同様に定期的に見直しを実施して、PDCA サイクルにより常に改善を図っていく。

[基準 3 の自己評価]

本学は、2018(平成 30)年度に、3 つのポリシーの見直しを行い、「神を畏れ、人を恐れず、人に仕えよ」という建学の精神に基づいて、「聖公会キリスト教の精神に基づき、全人格的人間形成をめざすとともに教育基本法及び学校教育法に従い、経済学とリハビリテーション学の理論並びに実践について研究教授することを目的とする」という使命・目的及び教育目的を踏まえて、「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)を策定し、周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた①単位認定基準、②卒業認定基準を適切に定め、厳正に適用している。

本学は、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)を策定し、周知している。本学のカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの間に一貫性を持たせ、カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成して実施している。シラバスは適切に整備され、CAP 制等、単位制度の実質を保つための工夫も行っている。専門教育や教養教育については、全学教育委員会と各学部の教務委員会が中心となって運営し、見直しを行って適切に実施されている。AL や PBL を推進する等、授業内容・方法に工夫を行うとともに、教授方法の改善を進めるために、大学教育センターで FD 研修会を毎年実施している。

本学は、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果をカリキュラム・ポリシーにおいて明示している。そして、学修成果を点検・評価するとともに、その結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。以上により、基準 3 を満たしていると判定する。

基準 4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

平成 27（2015）年の学校教学法改定に基づき学則を改定し、学長のリーダーシップを明確にした。また、学長の適切なリーダーシップを発揮するため、副学長を教学担当副学長副学長、学術研究担当副学長の 2 人体制とした。副学長の組織上の位置付け及び役割は、学則第 4 条第 4 項に「副学長は学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」と定めている。【資料 4-1-1】【資料 F-3】と同じ

学長は教学部門の代表かつ理事会の構成員であり、大学に関する審議事項を諮問し、各理事等に対して直接説明を行う等、学校法人と大学との橋渡しをする役割を担っている。また、学長は、理事会の方針や決定事項について全学的組織である教学運営会議の議長を務め、理事会の方針や決定事項をフィードバックするとともに、全学教授会を招集し大学運営や教育研究に関わる事項についての方針を説明し、構成員の理解や支持を得ている。

【資料 4-1-2】

教学運営会議では、本学及び学部等の運営について協議し、教員人事の基本方針に関する事項、教育課程及び教学運営に関し全学的な方針の策定や改善の推進などの重要事項について協議するとともに、学内の必要な調整を行い、今後の大学方針として報告し、学長の適切なリーダーシップを確立・発揮できる体制となっている。【資料 4-1-3】

教学運営会議では、事前に招集する部室長会で調整された優先順位の高い事項が重点的に議論されている。【資料 4-1-4】

さらに、学則第 40 条の 8 に基づき大学教育センターを、学則第 40 条の 9 に基づき IR (Institutional Research) センターを設置し、教育改善、大学の機関研究に必要な各種情報の収集、蓄積及び調査分析を行うことにより、大学運営、大学教育の企画立案、意思決定を支援している。【資料 4-1-5】【資料 4-1-6】

なお、教学運営会議等の議事内容は、各構成員に議事録を配付しており、構成員の業務に反映されている。

また、教育・研究に関する経常的な事案については、全学教授会、各学部教授会、教務委員会等各種委員会が年間を通して重要な役割を果たしている。

さらに、「神戸国際大学 中期計画（2016 年度～2021 年度）」で策定した活動方針を実現するために、年度ごとに具体的に取り組むべき重点課題を学長が「大学の運営方針」に定め、学部長、大学事務局長をはじめとする全教職員に周知している。【資料 4-1-7】【資料

1-2-4】と同じ

学長を中心とした各教学組織、職員組織との協働体制の構築を行っていくことで、学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制を強化している。

＜エビデンス集資料編＞

【資料 4-1-1】神戸国際大学学則第 4 条第 4 項

【資料 4-1-2】全学教授会議事録

【資料 4-1-3】教学運営会議規程

【資料 4-1-4】教学運営会議議事録

【資料 4-1-5】大学教育センター委員会議事録

【資料 4-1-6】IR センター委員会議事録

【資料 4-1-7】「グローバルキャンパス構想」事業計画 【資料 1-2-4】と同じ

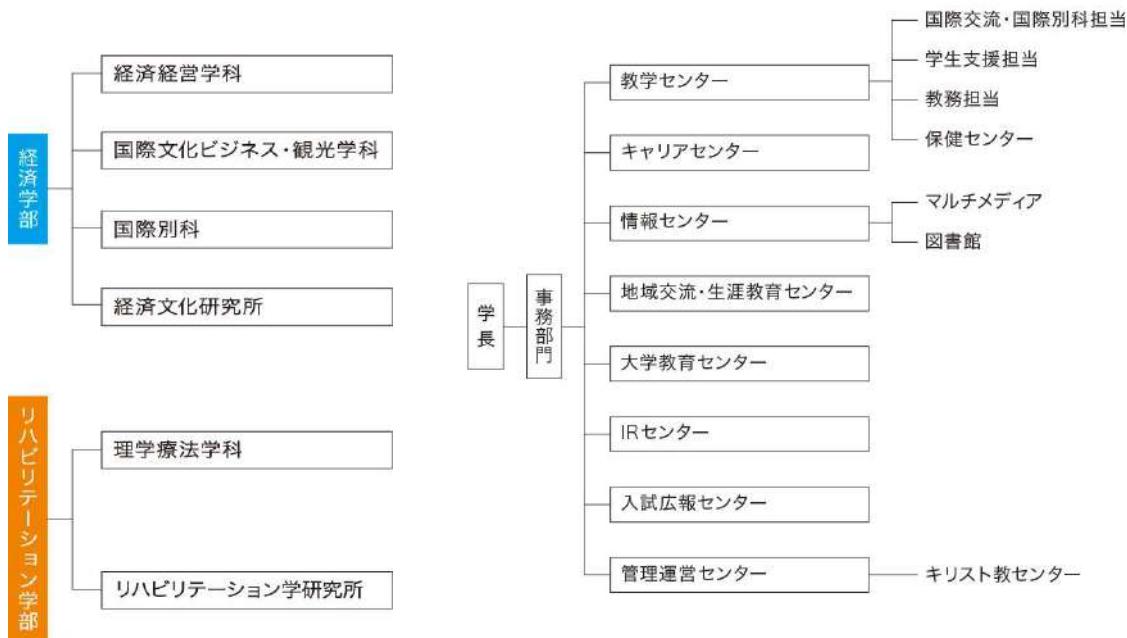
4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学では、学長の適切なリーダーシップを確立するため、学校教育法第 93 条第 2 項、第 3 項に基づき、学部教授会は決定権者である学長に対して意見を述べる関係にあることを学則各条項で規定し、学長と教授会の役割や両者の関係性を明確にしている。教授会の運営について定めた「教授会規程」において、審議事項として学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項、学位の授与に関する事項などを定めて、教授会の役割・権限を明示している。

なお、「教授会規程」に基づき審議事項は教授会において意見を聴いた上で学長が決定をしている。教授会は、各学部で実施され原則として毎月開催している。教授会は、学長、学部長、教授、准教授、講師、助手、大学事務局長で構成されている。【資料 4-1-8】

「教授会」のほかに、使命・目的を達成するための組織として、学長諮問の委員会が図表 1-2-1 の通り設置され、役割・権限を明確にしている。

図表 1-2-1 教育研究組織図



さらに、全学教授会と学部教授会の下部機関として各種専門委員会を設けている。この各種専門委員会は、教授会で選出された委員のほか事務局の担当部署の職員も出席しており、各部署の計画立案について原案の作成、協議等をおこなっており、その過程において教職員の意見をくみ上げる仕組みができている。【資料 4-1-9～4-1-24】

また、教学マネジメントに関する PDCA を推進するために、学長を中心に全教職員を対象とする自己点検・評価システムを導入している。

自己点検・評価システムでは、神戸国際大学自己点検・評価委員会規程に基づき学長を議長とする委員会を設置し、そこで審議された方法により、学生の大学教育研究や大学生活全般への満足度を高めることを共通課題として全教職員が年度初めに年間の活動計画を所属長とともに設計し、その計画に基づく活動を実践し、年度末にはそれぞれの活動成果を所属長とともに評価し、全学的活動成果を学長が総括し理事会で報告している。【資料 4-1-25】【資料 4-1-26】

また、教学運営会議に付議し、学長が決定を行った三つのポリシー改正（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）では、外部評価を受けると同時に各学部教授会においてその方針が徹底され、教職員協働のもと学長が決定する一連の流れ・責任体制を明確にしている。

このように大学の教育・研究に関わる意思決定は、学長のリーダーシップのもとで、教学運営会議及び部室長会、学部教授会等を通じて行われている。また、教育・研究に関する経常的な事案については、学部教授会、教務委員会、学術研究支援委員会等が年間を通して重要な役割を果たしている。その他、「大学教育センター委員会」及び「自己点検・評価委員会」等を開催して、教職員の資質能力の向上、適切な現状把握と情報共有を行うことで、業務改善への取り組みを推進している。【資料 4-1-27】

コロナ禍に対し、神戸国際大学危機管理規程に基づき、危機管理委員会が設置され、学長を議長として学生の安全を第一に大学運営の基本方針、授業の実施方法、部活動及び学

生サービス実施への指針等が審議のうえ決定された。委員会の決定事項に基づき、学長を中心に教職員協働のもと一連の適切な対応がなされている。【資料 4-1-28】

＜エビデンス集資料編＞

- 【資料 4-1-8】各学部教授会規程
- 【資料 4-1-9】神戸国際大学学部教務委員会規程
- 【資料 4-1-10】神戸国際大学学生委員会規程
- 【資料 4-1-11】神戸国際大学広報委員会規程
- 【資料 4-1-12】神戸国際大学入学試験委員会規程
- 【資料 4-1-13】神戸国際大学全学教務委員会規程
- 【資料 4-1-14】神戸国際大学キリスト教センター委員会規程
- 【資料 4-1-15】神戸国際大学情報センター委員会規程
- 【資料 4-1-16】神戸国際大学経済学部キャリア委員会規程
- 【資料 4-1-17】神戸国際大学リハビリテーション学部キャリア委員会規程
- 【資料 4-1-18】神戸国際大学経済文化研究所規程
- 【資料 4-1-19】神戸国際大学国際交流センター規程
- 【資料 4-1-20】神戸国際大学地域交流・生涯教育センター規程
- 【資料 4-1-21】神戸国際大学リハビリテーション学研究所規程
- 【資料 4-1-22】神戸国際大学大学教育センター規程
- 【資料 4-1-23】神戸国際大学キャリアセンター規程
- 【資料 4-1-24】神戸国際大学 IR センター規程
- 【資料 4-1-25】自己点検・評価委員会規程
- 【資料 4-1-26】理事会資料・議事録
- 【資料 4-1-27】大学教育センター委員会議事録【資料 4-1-5】と同じ
- 【資料 4-1-28】危機管理委員会議事録

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

組織体制は、「組織規程」に定めている。各組織が分掌する業務は「業務分掌規程」に定めている。このように、事務組織体系、事務分掌及び職務の内容を明確に規定しており、これらに則り必要な職員を適切に配置することにより、学内業務を円滑かつ効果的に行っている。これらの規程は、年度ごとに見直しを行っている。大学の事務組織には、学習支援や厚生補導など学生に対するサービスの窓口となる部署として、教学センター（教務・学生・国際交流）、教員への教育研究支援や会議の運営となる部署として管理運営センターを設置している。学生の履修・成績・学籍の管理や証明書の発行などに係る業務は、教学センター教務が担当している。情報教育支援のための情報インフラの保守・運営、携帯型パソコンの利用と運用管理など、大学教育情報システムの管理運営は、情報センター（マルチメディア）が担当している。

また、学生募集と入学試験については、入試広報センターが学長諮問委員会である入試委員会と連携を取りながら学生募集、入試制度の企画立案、入試運営等を行っている。学生の就職やキャリア開発の支援については、キャリアセンターを設置し各学部のキャリア

委員会を通して、キャリアセンターが教員と協働した就職支援体制を整え、諸施策の企画、立案、運営を行っている。

以上のとおり、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制、及び職員の配置による業務の効率的な執行体制が確保されていると自己評価する。

4-1 の改善・向上方策（将来計画）

中長期計画に基づき、学長のリーダーシップの下、教学マネジメントの機能性は確保され、権限の分散や役割の明確化によって、教学マネジメントを確立している。学長が示す「教育目標」の達成に向けて業務執行体制が確立されており、学長の適切なリーダーシップが発揮されている。今後も学長のリーダーシップの下、教職協働を意識したPDCAサイクルに基づく教学マネジメント体制を維持・発展させることで、その機能性が向上するものと考えている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

経済学部では、経済経営学科と国際文化ビジネス・観光学科から成っており、各基幹科目を担当する教員を配置している。また、専門科目担当教員と共に科目担当教員をバランスよく確保するように考慮している。

教員の採用については、欠員が発生した場合に今後必要となる科目も想定して担当教員を広く公募している。また、任期制（5年）の採用形態をとっている。教員採用の審査委員会（4名から構成され、その内1名が主査）が、模擬授業の内容や研究業績・教育業績等に基づいて採用候補を決定し、審査教授会に諮っている。それが承認された場合に、その採用案を常務理事会に上程し最終的に判定される。

教員の昇任については、教員の申請（一定の在職年数を前提とする）に基づき、研究業績・教育業績等を審査委員会（4名から構成され、その内1名が主査）が昇格基準により評価し、昇格の適否が審査教授会に提案され、判定される。昇格が承認されれば、常務理事会に上程し最終的に判定される。【資料4-2-1】

リハビリテーション学部は「神戸国際大学教授・准教授・専任講師・助教の任用に関する規定」、「神戸国際大学リハビリテーション学部専任教員人事の手続きに関する規程」、「神戸国際大学リハビリテーション学部理学療法学科昇格基準」、「神戸国際大学リハビリテーション学部理学療法学科教養科目等担当教員昇格基準」に基づいて適切に実施されている。

【資料4-2-2】【資料4-2-3】【資料4-2-4】

「審査教授会」において、最終学歴と学位、教育業績、研究業績、社会貢献等を審査して判定する。「審査教授会」で推薦を受けたものは、学部審査教授会の審議を経て、学長に意見を述べ、学長が常務理事会で諮り最終判定される。【資料 4-2-5】

採用形態は、リハビリテーション学部においては、欠員が生じるごとに公募制により、幅広く採用を募っている。また、任期 5 年とした任期制を採用しており、人的交流を促すことによって教育研究の活性化を図っている（学部開設時の教員は除く）。【資料 4-2-6】

＜エビデンス集資料編＞

【資料 4-2-1】神戸国際大学経済学部専任教員人事の手続きに関する規程

【資料 4-2-2】神戸国際大学リハビリテーション学部専任教員人事の手続きに関する規程

【資料 4-2-3】神戸国際大学リハビリテーション学部理学療法学科昇格基準

【資料 4-2-4】神戸国際大学リハビリテーション学部理学療法学科教養科目等担当教員昇格基準

【資料 4-2-5】教員構成、職位、年齢、性別の一覧表

【資料 4-2-6】神戸国際大学任期を定めて任用する教員の規程

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、2008（平成 20）年 4 月からの FD 義務化を受け、同年 4 月より施行された「FD 委員会規程」に基づき、FD 活動を実施してきたが、2012（平成 24）年の 4 月より施行された「大学教育センター規程」に基づき、現在は同センターの「運営委員会」において企画立案及び実施されている。本学においては、FD 活動を教授方法の改善に限らず、学内で発生する問題や課題、学修成果の点検・評価の結果を共有する教職協働の機会として捉えられている。具体的な活動項目は、① FD 研修会、② 教員表彰、③ オンライン教育の個別相談会である。さらに、関西地区 FD 連絡協議会に本学も加盟し、他大学の FD 活動に関する情報収集をおこなっている。

FD 研修会は 2009（平成 21）年度から実施している。2020（令和 2）年度は、FD 研修会を 5 回実施した。うち 4 回（第 1 回目、第 3 回目、第 4 回目、第 5 回目）は教授方法の改善および内部質保証に関する研修会であった。第 3 回目の FD 研修会では、前半は外部講師 2 名に「遠隔授業時代における大学教育の質保証のあり方」を講演いただき、後半は外部講師の方々と本学教員 1 名によるパネルディスカッションおよび本学教員と外部講師の方々とのディスカッションをおこなった。第 1 回目と第 5 回目の FD 研修会では、コロナ禍でのオンライン授業において学生アンケートの自由記入項目で評価の高いコメントが多く寄せられた教員による授業の事例紹介をおこなった。研修実施後には参加者に対してアンケートを実施し、研修の効果の測定と研修の今後の方向性を決定する資料としている。

教員表彰は 2017（平成 29）年度から実施している。学生による授業評価アンケートの結果にもとづき表彰者の選考をおこない、表彰者の授業は全教職員に対して公開される。2020（令和 2）年度はコロナ禍の影響で教員表彰および表彰者の授業公開は実施されなかったが、前述のように FD 研修会においてオンライン講義の事例紹介をおこなった。【資料

4-2-7】

オンライン教育の個別相談会は 2020（令和 2）年度より実施している。コロナ禍で遠隔授業となり従来の授業運営を大きく変更する必要が生じた。個別相談会は、前期末と後期末に 1 週間の期間を設けて実施し、教員が抱える① 授業運営上の難しさ・悩み、② 学生対応の難しさ・悩み、③ 遠隔授業における成績評価の困りごとや悩み等の解決を図った。相談会後には、相談員が紹介した解決案を自分なりに工夫した上で授業に取り入れる教員が複数おり、遠隔授業の内容・方法の改善の好機となった。

＜エビデンス集資料編＞

【資料 4-2-7】 FD 研修会実施状況 【資料 3-2-18】と同じ

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

経済学部では、教員の年齢構成に偏りが生じつつあることを考慮し、年齢構成のバランス改善に向けた採用計画を進めていく。昇任については、実務家教員の昇任を評価するための客観的かつ適切な基準を設け、昇任審査が適切に行われるよう努める。

リハビリテーション学部の教員の確保と配置については、指定規則および教育課程に沿ったものとなっている。

リハビリテーション学部の専門分野によっては教員の獲得がより難しくなることが懸念されるが、それを念頭に改善への努力を重ねる。昇任については、勤務評価制度のさらなる活用など、より客観的かつ多角的な評価の実施を進めていく。

2021（令和 3）年度以降の FD 活動は、従来の活動内容を維持しつつ、新たに① 同僚教員による相互の授業参観の実施、② 可視化された学修成果の活用事例をテーマにした研修会の実施、③ 障がい学生への理解度向上を目指した研修会の実施、④ 学習管理システム（LMS）の授業外での利用促進を検討している。

同僚教員による相互の授業参観は、他人の教授法や教材等について優れた取り組みを各自が見出し、自身の授業に取り入れて授業内容の改善と質の向上を目指すための取り組みである。可視化された学修成果の活用事例をテーマにした研修会は、IR センターと連携して実施する。具体的には、可視化された学修成果から、各学生に合った学習機会を予測する方法等の活用事例を教職員間で共有し、学生に合った学習機会の提供の促進を目指す。

障がい学生への理解度向上を目指した研修会では、障がい学生支援室および保健センターだけでは把握が困難な障がいの自覚がない学生の早期発見と、教職員間の連携の促進を目指す。

学習管理システム（LMS）の授業外での利用促進では、SD 研修会等を通じて、教員が保有する LMS の運用技能を職員とも情報共有する。LMS を授業外でも利用することで、例えば、キャリアセンターが実施している SPI 対策等についても学修成果を可視化することができ、また一元的に管理することが可能になると思われる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関する職員の資質・能力向上

への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では大学を取り巻く激変する社会に対応するため、職員研修制度を導入して能力開発に努めている。その取扱いについては「学校法人八代学院職員研修規程」に定めている。

【資料 4-3-1】

また、学院の事業計画書に則り、大学運営に関する職員の資質・能力向上やその必要性の再認識を目的として、教員の FD 研修と共に実施するものに加えて 2019 年度より外部で開催される研修会にも各部署の室長間で協議し、派遣者を決定して積極的に参加させており、事後レポートを課している。【資料 4-3-2】

2020 年度においてはコロナ禍の関係で、すべての外部研修がオンライン形式のセミナー参加となったことから、主査以上の職位にあるものに受講をさせている。

さらに 2021 年 8 月には事前配布したテキスト（『SD のための速解－大学職員の基礎知識－』特定非営利活動法人学校経理研究会刊）を用いて、大学職員としての理解度の再確認を行う予定で毎年度理解の定着に努める。【資料 4-3-3】

このように職員の資質・能力の向上につながる機会を適切に提供している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 4-3-1】学校法人八代学院職員研修規程

【資料 4-3-2】事後レポート

【資料 4-3-2】SD のための速解大学職員の基礎知識

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学は職員が不足という理由からでは増員が不可能になっている。この状況に対処するためには、職員一人ひとりの能力の向上が必要である。今後について、民間企業で行われている OJT や OFF-JT を併用して能力向上に努める。前者では、ジョブローテーションにより各職員が複数の業務を理解し遂行できるようする必要がある。これには関連する職員間でのスキルやノウハウの共有化が必要である。さらには、階層別 SD や外部研修参加後には学内報告会の実施によりその成果を共有し、知識の定着に注力する。今後も引き続き現行の仕組みを検証しつつ、職員の能力開発制度を含む人事制度全般について、より効率的な仕組みの構築を進める。

職員の業務の効率化は、DX によって推進される。2021（令和 3）年度から、本学でも DX 推進委員会が立ち上がった。これはデジタル化により教育の質保証の推進、特に学生の学修の成果の可視化と、学修能力の向上、講義の理解やキャリア形成に対して、適切にアドバイスを行うことができる。これに加えて、職員の日常業務活動の削減・効率化を行い、少數の職員でも様々な業務に対応でき、節約した時間は自己のスキルアップに用いることができる。今後は DX の推進に積極的に取り組む。

4-4 研究支援

4-4-①研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-①研究環境の整備と適切な運営・管理

研究環境の整備については、まず大学附属図書館の適切な運用が挙げられる。附属図書館では、図書約20万冊、雑誌850タイトル、そのほか新聞、視聴覚資料、マイクロフィルム、貴重資料を収蔵している。それらについて、大学教員は50冊を上限とし、6か月間貸出することができる。また、個人研究費での購入図書については貸出冊数を無制限、貸出期間についても在職中無期限とし、教員個人の研究を円滑に進められるようにしている。

教員に対しては、全専任教員に対して個人研究室が与えられ、空調、ネットワーク環境、本棚などが整えられ、研究に取り組む環境を整備している。

研究資金面からの支援体制については、大学予算から個人研究費として教員一人当たり30万円が支給されている。この金額は近隣大学等と比較して同様の金額となっている。近年、研究費は教員自らが科学研究費等の競争的資金を獲得することが普遍的に行われている。このために本学では、学術情報センターに公的研究費担当者を配置し、公的研究費の公募に関する情報等を収集し、それを教員に周知し、外部資金の獲得を奨励している。

4-4-②研究倫理の確立と厳正な運用

本学における研究活動の不正行為防止対策の基本方針を策定・周知し実施するとともに、不正行為と疑われる事案を調査し然るべき措置を行うため、学長のもとに「不正防止計画推進委員会」（以下「推進委員会」という）が設置されている【資料 4-4-1】。

「推進委員会」が中心となり、研究倫理教育を専任教職員対象に年 1 回行っている【資料 4-4-2】。

本学では、教員と研究経費に関わる職員とが互いに信頼する関係を維持するとともに、不正を未然に防止するための連携に努めている。そのことを実現するために、最高管理責任者を学長、統括管理責任者を副学長、コンプライアンス推進責任者を各学部長として「神戸国際大学公的研究費の運営及び管理に関する規程」に定め、機関内の責任体制を明確にしている【資料4-4-3】。

研究倫理やコンプライアンスは、一般的な服務規程として規程集に掲げられている。しかし、それらは1967（昭和47）年に定められ、今日的なコンプライアンスとは必ずしも合致していない。社会が求めるような倫理や行動規範へと改訂する必要がある。まずその手始めとして、2021（令和3）年2月に神戸国際大学研究活動行動規範が新たに定められた。これは、本学が建学の精神に基づき、自由な研究と自治を保証する一方で、学術研究面で社会からの信頼や尊敬を受け、その負託に応えることを宣言するものとなっている。今後

も、一連の研究倫理ポリシーを確立するため規程の新設や改正を行う。【資料4-4-4】

また、研究倫理やコンプライアンスの中でも、公的研究費の厳正な管理や適正な執行が求められている。昨今公的研究費の管理・執行に違反する事件が相次いで摘発され、管理執行体制の確立が文科省や日本学術振興会から求められているからである。特に、2021(令和3)年1月に日本学術振興会により科学研究費助成の実地検査が行われ、その結果、いくつかの重要な改善点が指摘された。それに則して教授会において一連の規程を改定した。2月には文科省により研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインが改正されたので、それに従って、4月に神戸国際大学公的研究費の運営及び管理に関する規程、神戸国際大学研究活動不正行為の防止及び調査に関する規程、公的研究費等に関する内部監査マニュアル等が改正された。

また、学生に対しては、大学教育センターにおいて『レポートの書き方』を作成し、必修の授業の中で周知することにより研究倫理への意識を高めている【資料4-4-5】。

<エビデンス集・資料編>

【資料4-4-1】神戸国際大学研究活動不正行為の防止及び調査に関する規程

【資料4-4-2】不正防止研修会資料

【資料4-4-3】神戸国際大学公的研究費の運営及び管理に関する規程

【資料4-4-4】神戸国際大学研究活動行動規範

【資料4-4-5】『レポートの書き方』

4-4-③研究活動への資源の配分

本学では、毎年「研究活動助成金」として、「個人研究費」「高等教育研究・実践GP助成」「出版助成」の三つの枠組みを設定し、助成金を交付している。「個人研究費」は一律一人あたり30万円、当該年度に日本学術振興会科学研究費に申請した場合は「科研費申請奨励費」として2万円が、また学外誌に論文を刊行した場合には論文一編に付1万円が支給される。これは、外部資金の獲得や研究成果の公刊を奨励する目的のために設定されている。学長裁量経費は、高等教育に関わる今日的課題についての特色ある教育実践または研究に対して、経費全体で年間50万円が分配される形で支給されている。ただし2020(令和2)年度においてはコロナ禍における対学生支援の経費として捻出された。【資料4-4-5】【資料4-4-6】

経済文化研究所及びリハビリテーション学研究所においては、個人研究支援として、在外研究員制度や特別研修制度が、共同研究支援としてはプロジェクトチームを公募し、調査研究支援や出版助成を行っている。

このように、個人研究から共同研究まで広く研究活動を研究費の面で支援し、奨励をしている。

<エビデンス集・資料編>

【資料4-4-5】個人研究費支給規程

【資料4-4-6】科学研究費申請奨励研究費規程

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学では全専任教職員を対象に、毎年研究倫理に関する研修会を実施しているが、非常勤教職員に対しては実施していない。2020（令和2）年度より研修会を録画しており、映像として配布可能となったこともあり、非常勤教職員へのオンデマンド配信を進めていきたい。

外部資金の獲得については、公的研究費担当者によって周知はなされているものの、申請数・獲得数の増加には至っていない。その要因の一つとしては申請書類の書き方・表現方法などについての理解が不足していることが挙げられる。そこで、申請書類の書き方などについての理解を共有するために、採択された申請書類を教員間で共有するなどの方策について検討する。

科研費申請の奨励については、各大学で実施されている申請と個人研究費のリンクが考えられる。これは科研費を申請しない場合は、個人研究費を一定の率で削減する制度である。この制度の導入は監事会でも指摘されていることであり、今後実施を検討するのが適当である。

[基準4の自己評価]

本学は、学長のリーダーシップのもとで教学と研究それぞれを担当する副学長体制を整備するとともに、教学運営会議、各学部教授会などの職務や権限を明確に規定し、実務を執行する教学センターに適切に職員を配置することで、権限の適切な分散と責任・役割の明確化に配慮した教学マネジメント体制が構築されている。

昨年からのコロナ禍では、学長をトップする危機管理委員会のもと、コロナ感染状況に応じて臨機応変に対面授業と遠隔授業のバランスを図り、学生の学修効果の維持に努めるなど状況に応じた適切な教学マネジメントがなされた。

教員採用については、各学部の教育目標、教育課程に即した採用、昇任が規程に基づき実施されており、教員配置については、大学設置基準、養成施設の指定に則る人員を配置している。

職能開発では、教員について教育内容・教育方法改善のための FD、職員について大学運営に必要な資質や能力向上を図る SD がそれぞれ適切に実施されている。このような g 学内研修に加えて、2019（令和元）年度より OFFJT が開始され、外部で開催される研修会に積極的に職員を参加させている。今後は、この両者を併用して、職員の能力開発や向上に努めていく。さらに、少ない職員数で多くの業務を遂行するには、DX の推進による効率化意外には考えられない。DX 推進委員会の元で将来のプランや工程表を作成し、大学が一体となって実現を図る。

研究倫理やコンプライアンスは、一般的な服務規程として規程集に掲げられているが、今日的なコンプライアンスとは必ずしも合致していない。今日社会が求めるような倫理や行動規範へと改訂する必要がある。新たに神戸国際大学研究活動行動規範が定められた。これは、本学が建学の精神に基づき、自由な研究と自治を保証する一方で、学術研究面で社会からの信頼や尊敬を受け、その負託に応えることを宣言するものとなっている。今後も、一連の研究倫理ポリシーを確立するため規程の新設や改正を行う。

研究支援については、研究環境の整備、研究倫理の確立、研究活動支援への適切な資源配分が行われている。

以上のことから、本学は、権限・責任・役割を明確する組織体制を整備し、適切な教職員の人員を配置し、研究倫理規範を設け、職員に対して効果的な能力開発を実施している点などから、基準4の教員・職員基準を満たしていると評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学院の経営は、私立学校としての自主性を保ちながら、教育機関としての公共性を確保するための組織体制を整えると共に諸規定を定め、高等教育機関として社会の要請に応えることができる規律正しい経営を行っている。教育基本法及び学校教育法を遵守し、同法の趣旨に従って教育機関としての目的を寄附行為に明示し、理事会および理事、監事、評議員会および評議員についてそれぞれに役割を明確に位置付け、教職員については必要事項を定めた「学校法人八代学院服務規程」に従って業務を遂行している。【資料 5-1-1】

【資料 5-1-2】

また、私立学校振興助成法や学校法人会計基準等の関係法令を遵守し、監事、会計監査人及び内部監査人による監査体制や内部監査規程及び公的研究費の運営及び管理に関する規程等を整備しており、内部監査人においては経営管理体制及びコンプライアンス体制の確立と強化のため、公正な立場で経営諸活動の遂行状況を検証・評価している。【資料 5-1-3】

【資料 5-1-4】

監事会については年 5 回（ただし、2020(令和 2)年度はコロナ禍で 4 回）開催しており、財務情報はホームページに公開をしている。【資料 5-1-5】

経営の規律としての組織倫理、危機管理に関する規程の認識の共有を図るため、諸規程等については Web 上で確認できる。【資料 5-1-6】

情報の公開について、学校教育施行規則第 172 条の 2 に基づき、教育研究活動等の状況を、私立学校法第 47 条第 2 項に基づき財務諸表並びに事業報告書、監事の監査報告書をキャンパスに備え置き、関係者への閲覧に供し手織り、それぞれの情報はホームページにおいて公表している。【資料 5-1-7】

<エビデンス集・資料編>

【資料 5-1-1】学校法人八代学院寄附行為 【資料 F-1】と同じ

【資料 5-1-2】学校法人八代学院服務規程

【資料 5-1-3】学校法人八代学院内部監査規程

【資料 5-1-4】神戸国際大学公的研究費の運営及び管理に関する規程【資料 4-4-3】と同じ

【資料 5-1-5】ホームページ <https://www.kobe-kiu.ac.jp/> （大学紹介→事業報告・財務情報）

【資料 5-1-6】学校法人八代学院規程集【資料 F-9】と同じ

【資料 5-1-7】ホームページ <https://www.kobe-kiu.ac.jp/> （大学紹介→公開情報）

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本法人では、学校法人八代学院寄附行為の第3条において「この法人は、聖公会キリスト教の精神に基づき、教育基本法及び学校教育法に従って教育事業を行い、国際社会に通用する人材を育成することを目的とする。」と定めている。【資料 5-1-8】

この目的を実現するために、本法人の最高意思決定機関である理事会は理事15人、諮問機関である評議員会は36人で構成している。理事には、法曹界や産業界や医療関係から外部理事が選任され、使命・目的の実現に向けて公正で建設的な経営判断がされる体制となっている。【資料 5-1-9】

中期的な計画、事業計画、予算、事業報告、決算計算書類を始め 資産の増減に大きくかかわる事項や、学則の変更など、寄附行為に定める規程に従って理事会の承認を経て手続きを行っている。

また、学則第1条に定めた、本学の使命・目的の実現に向けて、学長の諮問機関として学長、副学長、学部長、大学事務部長等で構成する教学運営会議において教育研究活動における重要事項を毎月検討し大学運営の改善に努めている。それらの検討内容については、部室長会議や教授会の審議を経て、学長により最終決定がなされ、そのリーダーシップの下で実現に向けた継続的な努力がなされている。【資料 5-1-10】【資料 5-1-11】【資料 5-1-12】

さらに法人との連携が必要な事項については、教学の代表で理事でもある学長が理事長と協議の上、理事会に諮り方針を定めている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 5-1-8】学校法人八代学院寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 5-1-9】ホームページ <https://www.kobe-kiu.ac.jp/> （大学紹介→公開情報）

【資料 5-1-10】神戸国際大学学則【資料 F-3】と同じ

【資料 5-1-11】神戸国際大学教学運営会議規程

【資料 5-1-12】神戸国際大学部室長会議規程

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

学校法人の寄附行為、就業規則等の諸規程は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、さらには労働関係法令等に則って適切に制定されており、教職員はこれらの規程や法令を遵守している。また、教育機関に対して厳しく求められているハラスメント、個人情報保護、障がいを理由とする差別の解消推進については、規程等を適宜改正し、法令や規範を遵守した運営を行っている。

環境保全については、労働安全衛生規則に基づき衛生委員会規則を制定し、教職員の健康管理及び労働災害の防止を組織的に実施している。環境保全に係る施策として、「健康増進法」趣旨を踏まえ、受動喫煙を減らし、学生及び教職員の健康を守るために喫煙場所を移動し、1か所に限定して喫煙場所以外での禁煙を推進してきた。

また、学生の利便性や労働衛生環境の観点から、事務所の配置変更を計画している。

施設面においては、年次計画としてLED等省エネ型照明器具への更新や型の古い冷暖房機を更新するなど、省エネに努めている。【資料 5-1-13】

ハラスメント問題や個人情報保護といった人権への配慮については、規程を定めて適宜対応しており、啓発に努めている。教職員の快適な教育・研究環境を害し、教職員の円滑な業務遂行の妨げとなる様々なハラスメントにも対応できるようハラスメント防止に関する規則を制定している。また、学生に対するセクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント等のハラスメント全般について、それらの防止を図り適切な対応を行うため、「学校法人八代学院ハラスメントの防止等に関する規程」制定し、それらの行為防止に努めている。

加えて個人情報保護法に基づき「個人情報の保護に関する規程」を、公益通報者保護法に基づき「学校法人八代学院公益通報者の保護に関する規程」をそれぞれ制定し、人権への配慮についての体制を整えている。【資料 5-1-14～17】

安全については、本学において発生する様々な事象に伴う危機に対して組織的かつ迅速に対処するために「危機管理規程」を制定し、学生及び教職員等の安全及び教育研究活動等の確保を図ると共に、社会的な責任を果たすことを目指している。

災害時における教職員の勤務については「災害発生時等の勤務規程」を整備し、教職員の安全の確保に努めている。

特に新型コロナウイルス感染症対応については、規程に基づき設置された危機管理委員会を開催して対応している。【資料 5-1-18】【資料 5-1-19】

災害に対して被害を最小限度にとどめるために、学校法人八代学院防火管理規程」に基づき毎年、避難訓練・消火訓練を実施し、さらには防災（地震津波対策）動画を配信して防災意識の啓発に努めている。【資料 5-1-20】

以上のように、本学は環境保全、人権、安全への配慮を行っている。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 5-1-13】衛生委員会運営規程

【資料 5-1-14】学校法人八代学院ハラスメントの防止に関する規程

【資料 5-1-15】学校法人八代学院個人情報の保護に関する規程

【資料 5-1-16】神戸国際大学個人情報の保護に関する規程

【資料 5-1-17】学校法人八代学院公益通報者の保護に関する規程

【資料 5-1-18】神戸国際大学危機管理規程

【資料 5-1-19】災害発生時や警報・公共交通機関運休における事務職員等の勤務規程

【資料 5-1-20】学校法人八代学院防火管理規程

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性については引き続き関係法令を遵守し、速やか対応を行うと共に、今後の改正についても的確に対応できるように体制整備を行い、本学の使命や目的を実現するために継続的に努力する。教職員は本学の使命や目的を認識し、理解を深めるとともに帰属意識の向上を目指す。また、社会的な役割を担う機関として必要な組織倫理、規則を維持し、人権及び安全に対する配慮を怠ることなく、さらには安全・安心なキャンパス環境の保持のための危機管理に加え、環境保全についても積極的に省エネルギー対策にも取り組んでいく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は「学校法人八代学院寄附行為」、「学校法人八代学院寄附行為施行細則」、「学校法人八代学院理事会運営規程」、「学校法人八代学院常務理事会運営規程」に則り、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備している。諮問機関である評議員会においても「学校法人八代学院評議員会運営規程」に従い、適切に運営されている。理事会、評議員会において欠席時には議案毎に回答書、意見書の提出を求め、確認を行っている。

【資料 5-2-1～5】

また、学校法人八代学院寄附行為第 16 条に「理事長の職務の代行者」に係る条文を設け、あらかじめ理事会において定めた順位の理事の順で、理事長職の代行を行うこととし、万一の際にも法人運営に支障をきたさないように体制を整えている。

加えて法人運営会議（理事長・事務局長・学長・校長・顧問）では、法人と大学・附属高等学校間での経営的課題を共有し、法人運営が円滑に行われるようになっている。【資料 5-2-6】

<エビデンス集・資料編>

【資料 5-2-1】学校法人八代学院寄附行為 【資料 F-1】と同じ

【資料 5-2-2】学校法人八代学院寄附行為施行細則

【資料 5-2-3】学校法人八代学院理事会運営規程

【資料 5-2-4】学校法人八代学院常務理事会運営規程

【資料 5-2-5】学校法人八代学院評議員会運営規程

【資料 5-2-6】学校法人八代学院法人運営会議規程

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も学外の役員から積極的に意見聴取を行い、法人運営に活用するとともに法人全体にとって迅速にかつ有益な意思決定がなされるようにコミュニケーションを重視した理事会運営を行う。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

理事会の意思決定に際して、あらかじめ法人及び大学の管理運営の円滑化と教学組織との連絡調整することを目的として 2018（平成 30）年度より原則として毎月第 2 水曜日開催の「法人運営会議」を設置し、理事長の主宰のもと円滑な運営を行っている。法人運営会議は学長、校長、法人事務局長、顧問をもって構成し、「理事長は、この構成員以外の者を出席させることができる」という規程に基づきオブサーバーとして法人事務局次長、大学事務部長及び附属事務部長の出席により管理運営について協議が行われ、常務理事会に上程する事項を確認し、常務理事会の円滑な連絡調整とチェックを行っている。【資料 5-3-1】【資料 5-3-2】

また、法人運営の重要事項である毎年度の予算及び事業計画については、私立学校法第 42 条により評議員会に諮問し、理事会で決議している。

さらに同法第 46 条により決算及び事業報告については理事会承認後に評議員会に報告して意見を求めている。

なお、常務理事会あるいは理事会決定事項については教授会を通じて、職員については各部署の室長から構成される室長会議等を通じて報告し、意思の疎通を図ると共に室長会議等を通じて室長会議からの意見を反映する体制となっている。

このように学校法人八代学院寄附行為に基づき適正に機能していると言える。【資料 5-3-3～6】

<エビデンス集・資料編>

【資料 5-3-1】学校法人八代学院法人運営会議規程

【資料 5-3-2】学校法人八代学院常務理事会運営規程

【資料 5-3-3】学校法人八代学院理事会運営規程

【資料 5-3-4】学校法人八代学院評議員会運営規程

【資料 5-3-5】学校法人八代学院寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 5-3-6】室長会議規程

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックを行う体制として評議員会を組織している。（寄附行為第 23 条）寄附行為第 23 条第 2 項に基づき選任される評議員は、定数は 31 名以上 40 名以下で、現員は 36 名で評議員会を構成し、理事会の諮問機関として意見を聞くこととなっており、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックは機能している。【資料 5-3-7】

また、監事は寄附行為第 6 条（2）及び同 8 条に基づき理事会において選出し、評議員会の同意を得て定数 2 名以上 3 名以内で現員は 2 名の監事を理事長が選任し、監事は理事会及び評議員会に毎回出席するほか、寄附行為に基づいての財産の状況、業務執行の状況を監査し意見を述べている。【資料 5-3-8】

さらに監事は監査法人及び内部監査人と連携して業務運営と会計経理の監査を行ってい

る。【資料 5-3-9】

このように本法人の管理運営体制は相互のチェック体制を整備していると言える。

<エビデンス集・資料編>

【資料 5-3-7】学校法人八代学院法人寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 5-3-8】学校法人八代学院評議員会運営規程

【資料 5-3-9】学校法人八代学院監事監査規程

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

私立学校法改正により、学校法人の責務や役員の職務と責任の明確化がなされたことで、監事も含めた理事会でのチェック機能や評議員会との相互チェックの機能はさらに重要性を増している。本法人は、理事会、評議員会、常務理事会、教授会等の構成により、法人と大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化の仕組みや相互チェックの機能は整備されているが、今後も相互の連携強化を図り、円滑な運営を行える環境を整えていく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

私立大学の経営を取り巻く環境が厳しさを増す中においても、中長期計画としてのグローバルキャンパス構想を推進する毎年度の事業計画の最重要課題は財政基盤の確立を重点方針と掲げている。18 歳人口の減少に加えて、大学数の増加や定員増等により志願者数の減少が予想される中で、入学者数の確保はもとより、中退学等による離学者数の減少についての対策を講じることで学生生徒等納付金収入の確保に努めており、収入は安定的に推移している。しかしながら収入の大部分を学生生徒等納付金に依存している状況下では、今後も安定的に維持するために様々な施策を展開する必要があり、収入源の多様化は重要な課題 と言える。外部資金等補助金の獲得は学生生徒等納付金に次ぐ重要な収入源であるものの研究の活性化等を鑑みると短期間で増加を見込むことは難しいが最大限の努力が不可欠である。補助金政策等の動向を見極めたりうえで、申請要件等学内へ情報共有し、補助金獲得に向けて検討している。

事業計画において、将来構想を推進するために財務バランスの改善維持と財政基盤の強化を掲げ、将来に渡る法人運営を目指している。【資料 5-4-1】【資料 5-4-2】

表 5-1 入学定員充足率の推移

学部・学科別の入学定員、入学者数、定員充足率(過去5年間)

| 経済学部 | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|---------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 経済経営学科 | 入学定員 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 |
| | 入学者数 | 225 | 225 | 251 | 226 | 239 |
| | 充足率% | 125.0% | 125.0% | 139.0% | 126.0% | 133.0% |
| 国際文化ビジネス・観光学科 | 入学定員 | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 |
| | 入学者数 | 132 | 112 | 124 | 119 | 124 |
| | 充足率% | 110.0% | 93.0% | 103.0% | 99.0% | 103.0% |
| 学部計 | 入学定員 | 300 | 300 | 300 | 300 | 300 |
| | 入学者数 | 357 | 337 | 375 | 345 | 363 |
| | 充足率% | 119.0% | 112.0% | 125.0% | 115.0% | 121.0% |
| リハビリテーション学部 | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
| 理学療法学科 | 入学定員 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 |
| | 入学者数 | 82 | 76 | 92 | 94 | 90 |
| | 充足率% | 103.0% | 95.0% | 115.0% | 118.0% | 113.0% |

<エビデンス集・資料編>

【資料 5-4-1】「グローバルキャンパス構想」事業計画【資料 1-2-4 と同じ】

【資料 5-4-2】2021 年度事業計画【資料 F-6 と同じ】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

財務基盤の確立や収支バランスにおいては、収支構造が安定していることが最も重要であり、本学においても事業計画における収支見通しを検証し、収支構造を改善する努力を行っている。

2020（令和 2）年度の経常収支差額比率において、大学部門では 22.1%で法人全体としても 15.0%と事業計画における目標値を上回っており、過去 5 か年間の事業活動収支差額比率を見ても安定している。

このように法人全体において教育活動収支の均衡を図り、経常収支差額が収入超過となることを基本とし、長期財政計画の目標である経常収支差額比率の 10%以上を達成していることから、安定した財務基盤が確立していると言える。【資料 5-4-2】【資料 5-4-3】【資料 5-4-4】

<エビデンス集・資料編>

【資料 5-4-2】2021 年度事業計画【資料 F-6 と同じ】

【資料 5-4-3】2020 年度事業報告書【資料 F-7 と同じ】

【資料 5-4-4】過去 5 か年の財務比率の推移（大学部門）

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、18 歳人口減少の社会的局面においても安定した収支バランスを確保するため、外部資金の獲得にも積極的に取組むとともに、支出面においては、施設設備の更新等大学移転時以降の課題を進めるために投資・支出の峻別を一層厳格にし、収支均衡の健全な状況を保持することに努め、財務の早期健全化を図っていく。法人として新たに中長期計画を策定する中で、毎年度の決算においては様々な財務分析を行い、より一層財政の健全化と財政基盤の強化を図ることを目指す。また、施設・設備の拡充並びに維持・改修に向けた中長期計画を進めるために積み立て資金の充実を図る。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本法人の会計処理は、学校法人会計基準及び学校法人八代学院経理規程等に則り、適正に会計処理を行っている。会計処理の判断が困難なものは、適宜監査法人の指導・助言を受け、適切に行うように努めている。

また、当年度予算は、前年度の 2 月理事会において承認を得ているが、その後の状況 や事業の進捗状況を勘案し、原則として 5 月と 12 月にそれぞれ補正予算を編成し、評議員会に意見を聞き、理事会で決定している。【資料 5-5-1～7】

<エビデンス集・資料編>

【資料 5-5-1】学校法人八代学院経理規程

【資料 5-5-2】学校法人八代学院固定資産管理規程

【資料 5-5-3】経理規程勘定科目処理細則

【資料 5-5-4】学校法人八代学院経理規程建設仮勘定処理細則

【資料 5-5-5】学校法人八代学院基本金の処理に関する事務取扱規程

【資料 5-5-6】学校法人八代学院経理規程予算の編成及び執行に関する事務細則

【資料 5-5-7】学校法人八代学院経理規程預り金の処理に関する事務取扱細則

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

私立学校振興助成法第14条第3項に基づき監査法人による会計監査を実施し、無限定適正意見の監査報告書を得ている。また、私立学校法第37条第3項及び学校法人八代学院寄附行為第17条に基づき監事による監事会を実施し、監査報告書を理事会及び評議員会に提出し、承認を得ている。

監事は、理事会、評議員会へ出席するほか、学校法人八代学院監事会規程に基づき監事会を招集し、監査法人の公認会計士に出席を求めて監査の連携をはかり、また常務理事会や教授会の議事録・資料などの閲覧、理事長・学長・校長・法人事務局長等への聴取などを行い、学校法人の業務及び財産の状況について監査を実施している。

また、学校法人八代学院内部監査規程に基づき内部監査を実施している。内部監査人も監事会に出席して監事、監査法人と連携を図っており、三様監査のシステムが有効に機能するよう努めている。【資料5-5-8～11】

<エビデンス集・資料編>

【資料5-5-8】学校法人八代学院寄附行為 第17条【資料F-1】と同じ

【資料5-5-9】学校法人八代学院監事監査規程

【資料5-5-10】学校法人八代学院内部監査規程

【資料5-5-11】監査報告書

(3) 5-5の改善・向上方策（将来計画）

学校法人会計基準に則り、適切な会計処理を行えるように引き続き準備を整えるとともに、監事、監査法人、内部監査人が効率的かつ効果的に監査を実施できるように監査体制の充実をはかる。

また、会計担当者の関連法令等についての知識や理解を深めることで会計処理の適正化を進める。

[基準5の自己評価]

本学は、その設置目的を達成していくため、学校教育法、私立学校法等をはじめとした法令を遵守した適切な経営管理運営システムを構築して運営しており、その充実と機能向上に努めている。

また、学校法人会計基準等に基づき、適正な会計処理を行っており、監査法人と監事と内部監査人の連携を図るなど監査体制を整備し、厳正に監査が実施されているものと判断している。

本学がその設置目的を達成するために必要不可欠な財務基盤の確立と維持に必要な収支バランスの確保については、財政状態も徐々に改善しており、その情報については閲覧に加えてホームページ上でも公開しており、法令に遵守している。

さらに危機管理体制についても様々なリスク、とりわけコロナ禍においては再三にわたり危機管理委員会を開催して全学的な体制を組むなど、適切に機能している。

環境保全については省エネ対策も積極的に進めており、法人一体で取り組んでいる。

よって基準5を満たしているものと言える。

基準6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1の自己判定

基準項目6-1を満たしている。

(2) 6-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学の「内部質保証」の考え方は、I. 3. 本学の個性と特色の箇所（2～3ページ）で記述したように、入学した学生が4年間で激動の経済やビジネスで生き抜く力が備わった人材に育って卒業することを、大学全体で制度的に担保するものとなっている。全学での学修者本位の教育を実現するために、次の3つのシステムを設けている。（i）期待される人材を育むカリキュラム、（ii）学生の学びをサポートする教職員の学生支援、（iii）組織・体制をPDCAにより改善を図るための評価である。本学はこの3つのシステムを有機的に結合し、大学全体として内部質保証を確実なものとしていく。

本学は、学則第2条の目的を踏まえ、学則第2条の2において「本学は、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」と定めている。【資料6-1-1】

本学は内部質保証を担保するための組織として、学長を委員長とする常置の「神戸国際大学自己点検・評価委員会」（以下「委員会」という。）を設置している。【資料6-1-2】委員会の構成員は、学長、副学長、経済学部長、リハビリテーション学部長、大学教育センター長、IRセンター長、大学事務部長である。自己点検・評価の基本方針及び自己点検・評価項目の策定に係る事項、自己点検・評価の実施、組織及び体制に係る事項、各組織の自己点検・評価の統括及び検証に係る事項、自己点検・評価報告書の作成に係る事項、自己点検・評価報告書の公表に係る事項、外部評価及び第三者評価に係る事項、学校教育法に定める認証評価に係る事項などを審議している。2016（平成28）年度より全教員、2019（令和元）年度よりセンター・部・事務組織等の自己点検・評価を実施しており、委員会でヒアリングを行っている。【資料6-1-3】

このように、自己点検・評価は組織的かつ責任ある体制が確立されている。

委員会の自己点検・評価活動は、教授会及び室長会議に報告し、全教職員の共通理解を図っている。

本学の自己点検・評価には、外部の意見も取入れている。2017（平成29）年11月には、外部の有識者にお願いし、本学の3つのポリシーについて点検・評価を行った。【資料6-1-4】

また、2018年（平成30）2月には、外部の高等教育機関の有識者にお願いし、本学の中期計画「グローバルキャンパス構想」の点検・評価を行っている。2020（令和2）年月には中期計画評価の中間報告がなされ、同計画の事業の約75%が着手されたと述べられている。【資料6-1-5】

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 6-1-1】神戸国際大学学則（第 2 条及び第 2 条の 2）（【資料 F-3】と同じ）

【資料 6-1-2】神戸国際大学自己点検・評価委員会規程【資料 4-1-25】と同じ

【資料 6-1-3】自己点検・評価委員会議事録

【資料 6-1-4】外部評議員からの提言書

【資料 6-1-5】「グローバルキャンパス構想」外部委員会中間報告書

（3）6-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も内部質保証を 3 つの側面から推進し、学生の学びの向上、教育研究活動がさらに改善向上するようサポートシステムや自己点検・評価活動の充実を図り、その有効性を高めていく。PDCAサイクルに基づく組織の運営が求められることから、委員会は点検・評価体制や方法を検討し、全教職員の点検・評価活動に対する意識を高め、よりきめ細やかに点検・評価が行えるような実施体制と方法を整えていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

（1）6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

（2）6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の取り組みとしては、教員による自己評価があり、一年間の教育、研究、社会貢献、学内管理・運営の 4 つの項目について申告書の提出が求められている。これまででは、各評価項目について何を行ったかの活動報告の体裁をとっていた。これでは改善につながらないので 2020（令和 3）年度から、PDCA サイクルを援用する方式に変更した。つまり、4 つの評価項目について、Plan, Do, Check, Action の 4 つから自己評価し、最終的には当初の課題である Plan がどこまで実現したかを記載することになっている。さらに、Action は次年度の Plan となり、評価を継続していく。教員には PDCA サイクルに従って常に改善することが求められ、これまでの評価とは異なり、自己変容を起こしやすいようにしている。

本学は 2014（平成 26）年度から毎年度、学内で自己点検・評価を実施している。教員の自己点検・評価については、各項目を点数化したものと平均点を各教員にフィードバックしている。これは、2014（平成 26）年を最後に実施されていない。【資料 6-2-1】

2020（令和 2）年度より始まった各部署の自主的・自律的な自己点検・評価では、各室長による組織・担当業務の振り返り及び業務目標の設定を PDCA サイクルに従って実施し、結果は冊子化して配布している。これも PDCA サイクルの考え方の徹底により、事務局の改善に資するものとなっている。【資料 6-2-2】

外部からの提言も自己点検・評価に反映させている。2017（平成 29）年度には、本学が立地する地域の有識者により、3P の第三者評価を実施し公表した。【資料 6-2-3】

また、2020（令和2）年2月には、外部の高等教育機関の有識者からなる外部評価委員会から、中期計画「グローバルキャンパス構想」の中間点検・評価を行ってもらい、結果は公表された。【資料6-2-4】

次に、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価ではないが、公的評価機関による評価の実施を経年的にまとめてみる。まず、2009（平成21）年度に財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審するにあたり、自己点検・評価を実施し、2010（平成22）年3月に「日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしている」と認定された。次に、2015（平成27）年度に財団法人日本高等教育評価機構による2度目の大学機関別認証評価を受審するにあたり、自己点検・評価を実施し、2016（平成28）年3月に「日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしている」と認定された。2度の認証評価委の際に使用した『自己点検・評価報告書』は、本学ホームページの「公表情報」に掲載し、社会に対して情報を共有している。【資料6-2-5】

以上により、自己点検・評価、及びその結果を踏まえた改善活動の状況等に関する学内共有と社会への公表は適切に実施されている。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料6-2-1】教員の自己点検・評価票

【資料6-2-2】各部署の自己点検・評価票

【資料6-2-3】外部評議員からの提言書

【資料6-2-4】「グローバルキャンパス構想」外部委員会中間報告書（【資料6-1-5】と同じ）

【資料6-2-5】神戸国際大学自己点検評価書

6-2-② IR（Institutional Research）などを活用した十分な調査・データの収集と分析

内部質保証のための自己点検・評価の実施において、その根拠となる関連資料のうち、学修活動や教育活動の現状を把握するための情報収集や分析は、2015（平成27）年より「神戸国際大学IRセンター」及び「神戸国際大学IRセンター委員会」を設置し、そこで行っている。【資料6-2-6】

学生の学修活動については、「学修状況調査」で、教育に関する事項については各学期に実施する学生による「授業改善アンケート」によりデータを収集し分析を行っている。

また、「学生生活に関する調査」を教学センター（学生支援）で実施していて、今後、早急にIRセンターでのデータの収集・集約・分析が求められている。

本学ディプロマ・ポリシーの観点に基づく「目標設定・自己評価シート」については2021（令和3）年度より学生への利用実施を目指し、鋭意環境整備を進めているところである。具体的には、「学修状況調査」は2014（平成26）年度から大学教育センターが、「授業改善アンケート」は2009（平成21）年度から教務、IRセンターがそれぞれ実施してきた。2020（令和2）年4月に、これらの調査データを収集のためのシステムを一本化するとともに、2009年度から教学センター（学生支援）が卒業時に実施している「学生生活に関する調査」や、入学時アンケート等についてもシステムを集約したうえで、収集・分析してい

くことが望まれる。

教学運営会議では、学修状況・単位修得状況・授業改善アンケート・GPA・中途退学などの教育成果のデータをもとに分析を行い、学長を中心に教育課程の再編成や授業実施方法などの検討を進めており、各組織及び全教員にも協力をお願いしている。【資料 6-2-7】

以上のように、IRセンターを中心に本学の教育活動を的確に捉えるために多面的な情報の収集と分析をしていることから、学校教育法第 109 条、学校教育法施行規則第 166 条、大学設置基準第 1 条を遵守し、内部質保証のための自己点検・評価を行う上で調査・データの収集と分析を行っていっているといえる。

<エビデンス集・資料編>

【資料 6-2-6】神戸国際大学 IR センター委員会規程（【資料 4-1-24】と同じ）

【資料 6-2-7】教育の質保証向上検討委員会議事録

（3）6-2 の改善・向上方策（将来計画）

自らをチェックし現状を確認することにより改善・向上を行う、大学として当然の責務である。今まで以上に情報・データの収集及び分析が内部質保証に大きく関わってくるという意識の共有化を図ることが大切であり、実現に向けて各種委員会とIRセンターとの連携体制を推進し、大学全体で活用される土台を構築していく。特に、データの一元管理及び分析については、IR機能の充実化が求められている。

中でも、内部質保証のためのデータの一元化が、情報・データの収集及び分析にとって最大のボトルネックとなっている。必要なデータは、それぞれスタンドアローン型のシステムに収集・蓄積され、その一元化は極めて困難である。

課題解決には、まず各種データの収集と蓄積が必要であり、データは自動的に収集されるのが望ましい。各種データは一つのサーバ等に集約・蓄積される必要がある。現在の本学の教学システムでは、キャンパスプラン、遠隔授業サーバLMS（Moodle）、学習成果可視化システム（START）がそれぞれ独立して稼働していて、連携されていない。その理由は、導入時期が異なり、内部質保証のためのデータ収集という意識がなかったこと、経費の関係から必要最小限の機能に限定しているので、システムの拡張が困難であることが挙げられる。当面の間、データ連携を可能になるようにサーバプログラムを改修し、構成変更をもって対応するしかない。しかし、今後はDXを推進することにより、データ連携のためのプラットフォーム（KIU Common DX Platform）を構築する必要がある。つまり、個別に収集された教学に関するあらゆるデータを、一つのプラットフォームに蓄積し、例えば、学生、教員、講義科目毎にソートし、分析するのである。このプラットフォームをベースに各種の目的を遂行する個別のシステム、例えば、教育サポートDXシステム、学生ポートフォリオシステム、講義ログシステム、国家試験合格率向上システム、退学抑止システム、教育質保証評価システム等々が構築される。今後このような大学のDXの推進を強力に推し進めるべきである。

さらに、学生・教職員をはじめとする大学関係者はもちろん、大学の現状を知ろうとするすべての人に対して分かりやすい内容を積極的に発信し続けることも、大学の責務である。情報発信においては、内容の客觀性・適切性を確保しつつ、自己評価の根拠となるエ

ビデンスの活用スキルの向上を図っていく。また、IRセンターの機能を充実させて、情報の適切な収集・整理・活用等を行い、速やかで正確な情報公開に努めていく。

リハビリテーション学部理学療法学科においては、日本高等教育評価機構による機関別認証評価に加え、2015（平成27）年にリハビリテーション学校協会における専門分野別の評価認定審査を受けている。今後さらなる内部質保証の確立に努める。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

（1）6-3の自己判定

基準項目6-3を満たしている。

（2）6-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

教学運営会議では、IRセンター、その他各部署から報告された調査結果やデータ分析を基に、新たな課題や改善方策を提言し、「教育の質保証向上検討委員会」を立ち上げて各部署と連携してプロジェクトを実施し、内部質保証のための大学全体のPDCAサイクルを稼働させている。【資料6-3-1】

とりわけ、本学の教育改善及び質の向上に資することとして、学修成果に関する各種調査・分析結果を踏まえ、三つのポリシーを起点とした内部質保証に以下のとおり取組んでいる。

アドミッション・ポリシーの検証に関しては、志望動機の分析・集計や受験結果分析のほか、大学を取り巻く現状や受験生の意識等を全教職員と共有し、入試判定時の確認事項や学修支援体制の改善に活かしている。具体的には、2-1-②で記載したように、入試制度でのPDCAサイクルは、①入試センター職員が進学説明会や高校訪問時に進路指導教員から情報収集、②受験産業や教育関係企業からの当年度入試動向について情報や説明、③年度の入学試験終了後、入試結果（入試別の出願者数、受験者数、合格者数、手続者数等）を集計し入試センターにおいて分析、以上の取り組みにより入試制度の検討や改善案を作成している。【資料6-3-2】

カリキュラム・ポリシーの検証に関しては、学期末の単位修得状況、学生による授業評価アンケートのデータ等を活用し、期待どおりの成果が出ているかどうかどうかを調査・分析している。現在、学生カルテや学生ポートフォリオを立ち上げたばかりであり、今後の活用を検討する。また、単位修得数や必修科目の出席が少ない学生に対して、教職員が協働でフォローを行っている。【資料6-3-3】

また、カリキュラム・マネジメントの観点から、単位修得状況等を踏まえ、専門科目全体の履修順序を示した「科目履修体系図」の見直しや、成績評価基準等を定めた「シラバス作成ガイドライン」の更新を隨時行っている。毎年シラバスの作成時には、シラバスの作成方法を作成し、教員に配付するとともに、FD研修会を開催して、趣旨に則して記載するように求めている。【資料6-3-4】

ディプロマ・ポリシーの検証に関しては、教学センター（学生支援）が実施している「学

生生活に関する調査」等によって検証を行っている。また、どのような知識・技能を修得できているか学生カルテや学生ポートフォリオから視覚的に把握できるようにしており、学生自身も確認できるようにしている。【資料 6-3-5】【資料 6-3-6】

教学運営会議では、これらの学修成果に関わるアンケート結果を経年的に集計分析し、達成度が低い項目の洗い出しや、卒業後のキャリア等への影響も検証しながら、教育課程全体の編成に関わる改善を行っている。

経済学部では、学長のもとに「教育の質保証委員会」を設置し、今後の 3P やカリキュラムの改革や改善、学生の意欲向上の方策について検討している。【資料 6-3-7】

リハビリテーション学部では、学内最終試験の合否や国家試験の合格率、臨床実習の対応など、教授会において検討している。【資料 6-3-7】

以上、本自己点検評価書の全体を通じて説明してきた自主的・自律的な自己点検・評価活動とその検証結果に基づく改善活動の継続により、内部質保証のための大学全体の PDCA サイクルは効果的に機能しているといえる。

<エビデンス集資料編>

【資料 6-3-1】教育の質保証向上検討委員会議事録

【資料 6-3-2】FD 資料（入試の現状）

【資料 6-3-3】教学運営会議議事録

【資料 6-3-4】シラバス作成ガイドライン

【資料 6-3-5】学生生活に関する調査

【資料 6-3-6】レーダーチャート

【資料 6-3-7】リハビリテーション学部教授会議事録

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

PDCA サイクルをより機能的に回すためには自主的・自律的な自己点検・評価が偏った主觀に基づいたものにならないよう全学的な共有と参画が欠かせない。また大学全体という大きな枠組みだけではなく、個々の学生状況の把握につなげ学修者本位の教育研究を提供することを目指していく。3 つのポリシーに基づいた入試分析やカリキュラム、アセスメントツールによる分析などトレーサビリティを生かした取り組むべき課題を全学的な視点から PDCA サイクルの機能充実を図っていく必要がある。

上記の機能が十全に働くためには、各種データの一元的収集と蓄積が必要である。現行のシステムでは、キャンパスプラン、遠隔授業サーバLMS（Moodle）、学習成果可視化システム（START）がそれぞれ独立して稼働していて、連携されていない。しかし、今後はDXを推進することにより、データ連係のためのプラットフォーム（KIU Common DX Platform）を構築し、教学に関するあらゆるデータを、一つのプラットフォームに蓄積するのである。データを目的に応じて、例えば、学生、教員、講義科目毎にソートし、分析するのである。このプラットフォームをベースに、教学以上の個別システム、例えば、教育サポートDXシステム、学生ポートフォリオシステム、講義ログシステム、国家試験合格率向上システム、退学抑止システム、教育質保証評価システム等々が構築されるの

である。今後このような大学のDXが必要とされる。

[基準 6 の自己評価]

本学の内部質保証のための自己点検・評価は、学則第2条の2に則り、本学の使命・目的及び教育目標を踏まえて自主的かつ自律的に実施している。設置する「自己点検・評価委員会」は毎年度、各室長による組織・担当業務の自己点検・評価と、各教員による主として研究に関する個人業績の整理と自己点検・評価を行う。自己点検・評価結果は、全学的に共通認識を図っている。

IRに関しては、IR機能を強化するため、2015（平成27）年度からはIRセンターを設置し、各種情報・データの収集及び分析を各種委員会とIRセンターが連携して進めている途上である。その結果は全学で必要に応じ活用している。今後はDXを推進し、教学上のあらゆるデータを一元化する学内プラットフォームを構築し、データに基づいた分析を基礎に、内部質保証を高めて行く必要がある。

2017（平成29）年度には外部の有識者により三つのポリシー、2018（平成30）年度と2020（令和2）年度には中期計画の外部評価が行われ、その結果の活用及び改善・向上方策の具体的な取組みがなされている。

以上のことから、大学全体の内部質保証のためのPDCAサイクルの仕組みは確立されており、「基準 6 内部質保証」を満たしている。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 国際交流

A-1 グローバル教育の推進

A-1-① 留学の促進と留学制度の構築

A-1-② 海外の協定大学との交流

A-1-③ 留学生受入れとサポート体制

A-1-④ コロナ禍における対策

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 留学の促進と留学制度の構築

終戦直後日本人が海外渡航できない時代から、創立者八代斌助師が海外に渡航し、天皇のメッセージを英国王に伝え、オックスフォード大学の名誉博士号を授与されるなど、国際交流において様々な重要な役割を果たしてきた。本学の国際交流は、このように創立者の思いや熱意が込められ、本学の関係者の間で 53 年間面々と引き継がれてきたものである。今回の認証評価では、この国際交流を取り上げ、改めて本学の軌跡をたどることにする。

「I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」で述べたように、本学の創立者八代斌助師は「国際大学として国際社会に役立つ有為な人材育成」を目指していた。その意思を受け継ぎ、1992（平成 4）年に八代学院大学から神戸国際大学へ校名を変更し、グローバル大学としてのより明確な教育方針と教育内容を築くことを宣言した。

それに先立ち、1991（平成 3）年にインターナショナル・センターを設立し、留学の促進と支援を行うこととした。さらに、海外協定大学が増え、海外からの留学生が増えるにつれますます国際交流の機能が重視されることとなり、2008（平成 20）年に国際交流センターに改組した。【資料 A-1-1】

現在、単位化している留学プログラムは、「アジア研修（科目名：留学セミナー（研修基礎））」、「海外施設研修（科目名：海外施設研修）」、「夏期英語研修（グループ型）（経済学部科目名：海外研修 A(A)、リハビリテーション学部科目名：海外語学研修 A)」、「フィリピン・英語研修（科目名：海外研修 A(B)）」、「夏期英語研修（個人型）（科目名：海外研修 B・C・D)」、「海外インターンシップ（科目名：インターンシップⅢA、ⅢB)」、「海外ボランティア実習（科目名：サービスラーニング)」、「交換留学」「セメスター留学」の 9 プログラムであり、「交換留学」「セメスター留学」については、現地で学習した科目や時間数を本学の科目として読み替え、半期最大 18 単位を限度に単位認定を行っている。【資料 A-1-2】

リハビリテーション学部生については、臨床実習の日程を確保するため、履修できる留学プログラムは、「夏期英語研修（グループ型）（リハビリテーション学部科目名：海外語学研修 A)」「海外施設研修（科目名：海外施設研修）」の 2 プログラムのみであるが、2020（令和 2）年度からはオンラインプログラムの活用を促進しているところである。

「アジア研修（科目名：留学セミナー（研修基礎））」は、アジア圏内にある本学の協定大学で実施する随行教員付きの研修である。研修中はその国の文化・歴史だけでなく、研修先大学生との交流や企業訪問を行い、旅行では得ることのできない体験・発見をすることで、異文化理解を深める。また、日系企業および現地企業の視察を行うことにより、日本と現地との経済関係について学ぶ。2016（平成28）年度は28名、2017（平成29）年度は17名、2018（平成30）年度は23名の学生を派遣したが、2019（令和元）年度以降新型コロナウイルスの影響で派遣が止まっている。【資料A-1-3】

「夏期英語研修（グループ型）（経済学部科目名：海外研修A（A）、リハビリテーション学部科目名：海外語学研修（A）」は、海外は初めてという初心者を対象とした、約1ヶ月のプログラムである。現地プログラムには本学の教員が随行する。定員は15名。2016（平成28）～2019（令和元）年度は希望者が20～30名で推移しており、2チームを派遣している。費用に対するサポートとして、大学と学術研究会から一部補助を行っている。ほぼ隔年でオーストラリア（ウーロンゴン大学、ボンド大学）と英国（ウェールズ・アベリストウィス大学、カンタベリー・クライスト・チャーチ大学）、アイルランド（グリフィス大学）に派遣している。【資料A-1-3】

「フィリピン・英語研修（科目名：海外研修A（B）」は、2019（令和元）年度に開始した英語研修プログラムで、科目名が「夏期英語研修（グループ型）」と同じ「海外研修A」であるが、実施時期を春期休暇期間中に設定している。1年次生から参加可能で、フィリピンにある協定大学のシリマン大学でインテンシブイングリッシュプログラムを3週間受講する。現地プログラムには本学の教員が随行する。定員は15名で2019（令和元）年度は17名を派遣する予定であったが、新型コロナウイルスの影響により直前で受け入れがなくなった。【資料A-1-3】

「夏期英語研修（個人型）（科目名：海外研修B・C・D）」は、「海外研修A」の経験者もしくは同等の英語力を有する学生が協定大学でインディペンデント・スタディーを行うプログラムである。1科目につき約4週間のプログラムで、組み合わせにより最大3ヶ月の留学が可能になる。研修校は本学の協定大学から選択する。費用に対するサポートとして、大学と学術研究会から一部補助金が出る。2016（平成28）年度は5名、2017（平成29）年度は3名、2018（平成30）年度は3名、2019（令和元）年度は2名の学生を派遣したが、2020年度以降新型コロナウイルスの影響で派遣が止まっている。【資料A-1-3】

「海外インターンシップ（科目名：インターンシップⅢA、ⅢB）」では、タイやベトナムにある本学の協定大学を拠点に、現地の日系企業や協定大学の関係会社において5日間の就業体験を行う。国際社会で活躍する人材を育成するという趣旨に則り、海外企業での実体験を通じて、グローバル人材として求められる基礎的素養を涵養することを目的としている。2017（平成29）年度、2018（平成30）年度にそれぞれ2名の学生を派遣。2019（令和元）年度以降新型コロナウイルスの影響で派遣が止まっている。【資料A-1-3】

「海外ボランティア実習（科目名：サービスラーニング）」は、グローバルネットワークであるCUAC（世界聖公会大学連合会）とフィリピン・トリニティ大学との連携により同大学において実施されるサービスラーニングに参加するプログラムである。ボランティア活動及び現地でのディスカッション等は全て英語で行われるため一定の英語力を必要とする。実習を通して、日本国内の聖公会関係大学や韓国、フィリピン等の大学生と共に、地

域に寄り添う具体的な方法を考えることを趣旨とし、グローバルな視点で社会的問題について考えることができる人材育成を目標とする。2017（平成 29）年度以前はキリスト教センターを所管部署としていたが、2018（平成 30）年度から教学センター国際交流担当に所管を移し、2名を派遣。2019（令和元）年度は新型コロナウイルスの影響でプログラムが中止となった。【資料 A-1-3】

「セメスター留学」は2019（令和元）年度に開始した個別の留学プログラムで、2年次以上の学生が休学することなく後期の1学期間を協定大学、米国・カリフォルニア州立大学サクラメント校、ハワイ州立大学付属カピオラニ・コミュニティカレッジ、カナダ・ナイアガラカレッジ、ニュージーランド・リンクーン大学、オーストラリア・ボンド大学のいずれかへ留学することができ、留学中の学習活動に対し、本学の単位が最大18単位（半期）まで認定される。セメスター留学を希望する学生は、事前に面接のスクリーニングを実施している。これまでの海外経験に基づいたスキルを基盤とし、半年の留学を通してグローバル社会において必要となるスキルの習得とともに、将来の進路選択において国際社会に貢献できる人材育成を目指す。英語能力のさらなる向上に加えて、卒業後グローバル社会において活躍する際に必要とされる、自分の立場を相手に伝えられる自己発信型のコミュニケーション能力を高めることを到達目標とする。2019（令和元）年度は3名の学生が参加した。【資料 A-1-3】

単位互換を伴う「交換留学」は、半年から1年の中・長期プログラムで、HUMAP[（公財）ひょうご震災記念 21世紀研究機構]や神戸国際大学奨学金等を受給し、2年次以上の学生が奨学生として協定大学へ留学するものである。留学中の学習活動に対して、本学の単位が半期最大18単位まで認定される。標準取得単位数・英語の学力テスト（英語圏派遣学生のみ）・面接等による選考のうえ派遣学生を決定する。

研修校での学費が免除されるほか、研修校で取得した単位が本学単位として互換されるため、4年間での卒業が可能である。派遣校としては、トリニティ大学（フィリピン）、クイーンズランド工科大学（オーストラリア）、セント・マーティンズ大学（アメリカ合衆国）、オスロ&アケシュス応用科学大学（現・オスロメトロポリタン大学）（ノルウェー）、グリフィス大学（アイルランド）、蘇州大学（中国）、臺北城市科技大学（台湾）、イースタン・アジア大学（タイ）への実績があり、2016（平成 28）年度は5名、2017（平成 29）年度は7名、2018（平成 30）年度は2名、2019（令和元）年度は4名の学生を派遣した。【資料 A-1-3】

「海外施設研修（科目名：海外施設研修）」は、リハビリテーション学部2年次生以上が履修できる海外研修プログラムである。夏期休暇期間中に協定大学、中山医学大学（台湾）の附属病院で1週間～10日間、台湾のリハビリテーション現場での体験学習を通して、理学療法に対する感性を育成するとともに、視野の拡大と見識の向上を図ることを目標としている。現地プログラムには本学の教員が随行する。定員は10～15名で2019（令和元）年度は8名を派遣した。【資料 A-1-3】

また2020（令和2）年度には、海外留学プログラムだけでなく、日本にいながらにしてオンラインでグローバルな学びを体験できる「バーチャルツアー」「オンライン英会話」「バーチャル留学」を含む一連の「グローバルキャンパス体験プログラム」を企画。経済学部・リハビリテーション学部のいずれの学部生も対象に、様々な事情で留学に行けない学生の

ニーズに応えるため、語学レベルに応じて受講可能なオンライン留学プログラムを提供した。【資料 A-1-15】

「バーチャルツアー」は海外初心者に向けた、海外の雰囲気を味わうためのオンラインツアーで、2020（令和2）年度はベトナム・ホーチミンとタイ・バンコクのツアーを実施。アプリを使って海外街歩きや協定大学ホーチミン市経済財政大学（ベトナム）、イースタン・アジア大学（タイ）学生との交流を行った。2020（令和2）年度は2回のバーチャルツアーで延べ50名の学生が参加した。【資料 A-1-16】

「オンライン英会話」は協力会社の運営により、フィリピンにある語学学校の先生からマンツーマンで1回25分のレッスンを受講するプログラムである。2020（令和2）年度は春期休暇期間の定められた1か月間に30回受講するプログラムを提供し、10名の学生が参加した。2021（令和3）年度はさらに4か月で38回を受講するコースを追加し、学生が恒常的にネイティブ・スピーカーの英語に触れることができる環境を確保している。

【資料 A-1-16】

「バーチャル留学」は協定大学の講師による外国語の授業を受講するオンラインプログラムで2020年度はウーロンゴン大学（オーストラリア）、リンカーン大学（ニュージーランド）、長榮大学（台湾）のそれぞれのプログラムを春期休暇期間中に提供し、合計5名の学生が参加した。【資料 A-1-16】

その他、留学に備えた英語力をアップさせるため、地域交流・生涯教育センター主催によるTOEIC®L&R450/スタートアップ講座（450点達成もしくは通年でスコアが100点以上UPすれば受講料を返還）、TOEIC®L&R600講座（受験料等全額を大学が負担、ただし、選抜試験あり）や、語学試験検定料補助を実施するなど、手厚い学生サービスを行っている。【資料 A-1-4】

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 A-1-1】神戸国際大学国際交流センター規程

【資料 A-1-2】海外派遣プログラム一覧

【資料 A-1-3】海外派遣プログラム参加者数（5年）

【資料 A-1-4】TOEIC講座 参加者数および成果

【資料 A-1-15】コロナ対応 オンライン・グローバルキャンパス体験プログラム

【資料 A-1-16】コロナ対応 オンライン・グローバルキャンパス体験プログラム

参加者数 および アンケート結果

A-1-② 海外の協定大学との交流

現在、海外13か国62大学との学術交流協定を締結し、双方の機関が学術及び教育上関心を持つ分野において、共同研究、教員の交流、学生の交流、情報交換等についての活動を促進している。【資料 A-1-5】

教員の交流では2016（平成28）年度は2名、2017（平成29）年度は4名、2019（平成30）年度は1名をタイ、ベトナムの各協定大学と実施した。【資料 A-1-6】

学生の交流では、前述のとおり派遣学生数も増加傾向にあり、外国人留学生の受け入れにおいても、日本語や日本文化を総合的に学ぶための短期研修など多様なプログラムを用

意しており、双方向の交流活動として稼働している。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 A-1-5】海外協定大学一覧

【資料 A-1-6】海外協定大学との研究者交流実績（5年）

A-1-③ 留学生受入れとサポート体制

本学は設立当初から国際交流を重視し、積極的に留学生を迎えてきた。中期計画で「小さいながらもグローバルな大学として、アジアを中心とした海外の学生を招き、我が国の学生と共に学ぶことができる国際大学を目指す」という目標が立てられ、留学生の数が増えてきた。留学生数の増加に伴い、留学生の教学支援を担当していた国際交流センターと教務課、学生課を統合して、教学センターを組織した。これにより、留学生の教学支援を迅速に行えるようになった。

また、2009（平成 21）年に経済学部に国際別科を創設し、留学を志す学生に日本語や日本文化を教育し、学部進学希望者に対して学部履修に必要な日本語能力を身につけさせている。国際別科は 2 学期制で、前期は 4 月 1 日から 9 月 30 日、後期は 10 月 1 日から 3 月 31 日までとしている。2021（令和 2）年 5 月 1 日現在、12ヶ国（中国、韓国、台湾、ベトナム、ネパール、タイ、モンゴル、スリランカ、ミャンマー、カンボジア、インドネシア、イタリア）から学部生 448 名、国際別科生 18 名、日本語研修生 4 名、交換留学生 4 名、1セメスタープログラム生 15 名、研究生 7 名の計 496 名が在籍している。【資料 A-1-7】留学生に対しては、次のようなきめ細かいサポートを行っている。

(1) 授業支援

教学面では、1 年次留学生を対象に、初年次の必修科目である「大学基礎論 I・II（基礎学力クラス）」で日本語レベルの強化を図り、「国際文化ビジネス・観光学入門」「キャリア・プランニング」「現代経済学入門」などの初年次配当科目において留学生専用クラスを設けている。【資料 A-1-8】

また、留学生専用のオリエンテーションを実施して履修登録など教学に関するサポートを実施している。【資料 A-1-9】

(2) 生活支援

海外から直接 1 年次や 3 年次に入学・編入する場合や、転入する場合は、本学が提携する学生寮に 1 年間入寮することになっている。寮では、日本における生活の様々な注意点を指導している。

日本文化を留学生に伝える目的で、2014（平成 26）年度に日本文化サークルが設立、2016（平成 28）年度に部活動として承認され、現在にいたるまで日本文化部として茶道、書道パフォーマンスを通して日本人学生との交流を深めている。2020（令和 2）年度時点で日本人学生 9 人、留学生 13 人が所属しており、特に留学生に人気の部活動である。【資料 A-1-10】

また、日本人学生と留学生の異文化交流は、新入留学生歓迎会、交流バス旅行、餅つき、留学生研修旅行＆4 年生送別会等の交流行事が多数実施されており、留学生のみならず、日本人学生の異文化体験にもつながっている。【資料 A-1-11】

(3) 授業料減免

支援が必要な留学生に対し入学1年目に30%の授業料減免を実施しており、ほとんどすべての留学生が授業料減免を受けている。次年度以降、取得単位数やGPAによって減免率は変化するようになっている。標準取得単位数以上を取得していれば引き続き同額の授業料減免が受けることができ、就学環境の改善に寄与している。

また、成績優秀者には神戸国際大学奨学金を給付し、さらには、兵庫県私費外国人留学生奨学金をはじめとする、学外の奨学金にも積極的に応募している。【資料A-1-12】

(4) 就職・進学支援

キャリア指導については、原則、日本人学生と同様に実施されるが、別途留学生のみを対象としたキャリアガイダンスを実施、特定活動ビザの案内を含め、特別に指導を行っている。【資料A-1-13】

また卒業後の進路に大学院進学を志望する留学生については、大学院進学プログラムを実施しており、毎年10名以上の大学院進学者を輩出している。【資料A-1-14】

<エビデンス集・資料編>

【資料A-1-7】留学生数（5年 学部・国際別科）

【資料A-1-8】留学生専用科目一覧 2016-2020

【資料A-1-9】新入生ガイダンス資料

【資料A-1-10】日本文化部 2016-2020年度 在籍者数

【資料A-1-11】留学生行事参加者数（5年）

【資料A-1-12】外国人留学生奨学金・授業料減免制度

【資料A-1-13】留学生キャリアガイダンス

【資料A-1-14】留学生大学院進学講座

A-1-④ コロナ禍における対策

海外派遣プログラムは2019（令和元）年度後期より3期にわたり中止が続くなが、A-1-①で述べたように、本学では学生の学びの機会を担保すべく、日本にいながらにしてオンラインでグローバルな学びを体験できる「バーチャルツアーア」「オンライン英会話」「バーチャル留学」を含む一連の「グローバルキャンパス体験プログラム」を企画。経済学部・リハビリテーション学部のいずれの学部生も対象に、様々な事情で留学に行けない学生のニーズに応えるため、語学レベルに応じて受講可能なオンライン留学プログラムを提供し、のべ218人の学生が参加した。【資料A-1-15】【資料A-1-16】

他方、留学生の受入れにおいても同様にオンラインでの「日本語プログラム」や学生間交流等を企画して、将来、日本留学を希望する海外協定大学の学生約200人が参加した。

【資料A-1-17】

新入留学生に対しては、「新入生向けオンライン・バーチャル・ツアーア」と称し、本学在学生が神戸を案内するオンラインツアーアを企画。学生がよく訪れるエリアや留学生が興味を示しそうなスポット（三宮・有馬温泉・六甲山・京都）を紹介するツアーアに延べ157名の留学生が参加した。他にも国際別科に在籍する留学生を対象に奈良オンラインツアーアを実施。例年行っていた4年生の卒業研修旅行もオンラインで実施した。卒業研修旅行は例

年近場での実施であったが、オンラインの利点を生かし、東北のツアーや関西圏で見ることができない大量の雪の迫力を感じる映像と現地ツアーガイドとのやりとりに、オンラインの新たな魅力と可能性を見出し、今後のICTを活用した新たなプログラムにつながる研修を提供できた。Zoomを用いた多言語カフェでは、対面での実施と変わらず、学生同士の積極的なコミュニケーションの場を提供し、2021年度も引き続きオンラインで実施している。【資料A-1-18】

また、渡日ができない母国足止め留学生が2021年5月現在で約100名にのぼっていて、入国できない留学生には、オンラインでの授業はもとより、以下のようなサポート業務を行った。

- ① オリエンテーション：オンラインで行えるように動画にて手続きを説明した
- ② ビザ更新：在留期限が切れる留学生と連絡をとり、申請書類準備等をオンラインでフォローした
- ③ 学費等：負担を軽減するために、特別休学、分納、延納などの措置をとった
- ④ 相談窓口：アプリを利用し足止め学生専用のグループを作成し、アプリと電話で連絡をとった
- ⑤ 日本人学生との交流行事：オンラインにて実施した。
- ⑥ 秋入学式および学位記授与式等：ハイブリッド形式で実施し、足止め学生にはオンラインで実施した。【資料A-1-19】【資料A-1-20】

＜エビデンス集・資料編＞

【資料A-1-15】コロナ対応オンライン・グローバルキャンパス体験プログラム(OUTBOUND)

【資料A-1-16】コロナ対応オンライン・グローバルキャンパス体験プログラム(OUTBOUND)参加者数およびアンケート結果

【資料A-1-17】コロナ対応オンライン・グローバルキャンパス体験プログラム(INBOUND)

【資料A-1-18】コロナ対応　日本人学生・留学生のオンライン交流行事

【資料A-1-19】コロナ対応　足止め留学生数

【資料A-1-20】コロナ対応　国際別科オンライン入学式・修了式

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

「学生間交流」は今後、より積極的に学生を海外協定大学へ送り出し、学習成果を得るために、レベルに応じて提供されている各種プログラムへの参加者数のさらなる増加を図りたい。従来の移動を伴う海外留学のみならず、ICTを積極的に活用したオンライン留学を並行して稼働させることで、経済的な理由や健康上の理由から留学を断念してきた学生に、新たな留学方法を定着させたいと考えている。「教員交流」「研究交流」は近年徐々に進んでいるが、一過性に終わることなく一層の継続と充実に努める。また、新型コロナウイルス感染拡大において海外協定大学との交流を減速させることなく、Zoom等のオンラインコミュニケーションツール活用し、遠隔での関係強化等さらなる深耕拡大のための努

力を講じる。

[基準Aの自己評価]

グローバル教育の推進は中期目標及び事業計画において具体的な方針、計画を定めている。本学の個性・特色である教育体制のもと、日本人学生と外国人留学生がキャンパス内で活発な交流を行っており、日常の大学生活においても異文化体験の場を提供できていると考える。派遣プログラムではレベルに応じた豊富なラインナップが用意されており、参加学生数も増加傾向にあることから本学が目指す「小さいながらもグローバルな大学」は実現しつつある。また、留学生を受け入れる大学としてのフォローオン体制として、初年次の専用クラスなどの教学フォローをはじめ、各種手続きの集中管理、授業料減免制度、交流行事の提供などを充実させており、結果「受入れ適正校」となっている。今後は学生進路のグローバル化や、教員・研究交流をさらに推進させることで、キャンパスのグローバル化を図っていかなければならない。

これまで述べてきたような本学の国際交流の活動は、週刊東洋経済 2021（令和3）年5月での「本当に強い大学－総合ランキング」で、国際分野における私立大学の中で昨年に続き2年連続第30位にランクされている。学外で評価されている事例である。【資料A-1-21】週刊東洋経済「本当に強い大学－総合ランキング」

しかしながら、本学の国際交流に課題がないわけではない。以下の改善が望まれる。

(1) 国際交流の規模から質への転換

これまで主に海外協定大学を量的に拡大する戦略がとられてきたが、海外協定大学としてはアジア諸国が多くなっている。留学生もその地域からが最も多い。多様な国の留学生が本学に学びに来ることが望まれる。他方、本学から留学する先としては、英語圏の大学が圧倒的に多い。英語を習得したいという学生の希望から仕がないが、アジア諸国への留学も増加させることが必要である。

(2) 協定大学との研究交流の促進

本学の今ひとつ国際交流の特徴が、学生の交流が中心となっていることである。教員の交流、特に研究交流の一層の活発化が望まれる。海外の研究者を招へいし、共同研究を行うこと、協定大学との研究上の関係を強化することである。日本は、これまで高齢化の進行、ITの活用といった面で先進国に遅れを取っている。アジア諸国が現在同様の課題に直面している。課題先進国としての日本の経験を活かすためにも、アジアの大学との連携は必要である。60校以上の海外協定大学をもつ本学は、まずこれらの大学と研究上のネットワークを構築し、アジアの大学、さらには世界の大学との研究ネットワークのハブとなることが求められる。

(3) 国際化と内部質保証

様々な国際的活動が、本学の教育や研究といった教育の質保証とどう関連しているのか、これらを検証する必要がある。単なる大学のブランド化に貢献するだけでなく、学生の学びの質の向上につなげる必要があろう。

これらが実現してはじめて、創立者が本学に託した夢が実現するのである。

V. 特記事項

1. 地域連携事業

神戸国際大学では、施設の貸し出しや公開講座、各種研修会や子どもたちが楽しめるイベントなど、より良いまちづくりに貢献している。また、学生の地域に対する意識を向上させるとともに、活動の場を提供いている。

① ファッション美術館との協定

2018（平成30）年12月に本学と神戸ファッション美術館が「神戸国際大学×神戸ファッション美術館 協定プロジェクト」を締結し、2019（令和元）年度より、インターンシップの受け入れが始まった。2019（令和元）年度にはインターンシップ期間中に、「KIU Summer Program for KIDs」の一環として美術館ツアーを実施し、地域の子どもたちが参加した。2020（令和2）年度以降は、コロナ禍によりインターンシップは中断している。

【資料 特1-1-1】

② フレンドシップ会員の募集

2002（平成14）年度より、地域住民を「フレンドシップ会員」として募集し、本学施設の使用、開放講義の受講、生涯教育講座の割引受講などの仕組みを構築してきた。ただし、2020（令和2）年度はコロナ禍のために、開放講義や施設利用が実施できず、その代替として、六甲アイランド中央にある広場で隔週土曜日に移動図書館を開設し、書籍の貸し出しを実施した。【資料 特1-1-2】【資料 特1-1-3】

③ 子ども向けプログラムの実施

2017（平成29）年度より、地域に住む子どもたちを対象としたSummer KIDs Programを夏季休暇中3日間程度で実施し、地域の小学生以下の子どもたちが参加した。また2019（令和元）年度には大学祭と同日にKIU Academic Program for Kidsとして、本学の教員による講座が開講された。2020（令和2）年度には、コロナ禍によりZoomを使ってKIU Online Program for KIDsを開講したが、これも好評であった。【資料 特1-1-4】

④ 産官学連携プロジェクトへの学生派遣

本学は産学連携や地域での活動への学生派遣を行っているが、2020年度からは学生に広く周知し、より積極的な参加を呼びかけている。地域での活動を通じて、成長と学びの機会を得るための一環として取り組んでいる。

④ 「にさんがろくプロジェクト」について

にさんがろくプロジェクトは、神戸市経済観光局農水産課が主体となる産学連携のプロジェクトで、市内の農業や漁業のPRと活性化のために地元農家、漁協、企業やクリエイターノウハウと学生のアイデアと行動力を融合させ、企画を遂行するものである。平成24年度から継続されている。【資料 特1-1-5】<エビデンス集・資料編>

【資料 特1-1-1】神戸国際大学紀要第99号 山本ひとみ「神戸国際大学と神戸ファッション美術館との取り組みに関する報告」

【資料 特1-1-2】神戸国際大学フレンドシップ会員規約

【資料 特1-1-3】開放講義聴講者数一覧

【資料 特1-1-4】KIDs Program 受講者数一覧

【資料 特1-1-5】にさんがろくプロジェクト

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|--------|----------|--|------------|
| 第 83 条 | ○ | 本学は、学校法人八代学院の建学の理念並びに教育基本法及び学校教育法に基づき全人格的人間形成を目指している。(学則第 1 条) | 1-1 |
| 第 85 条 | ○ | 本学に設置する学部・学科、それぞれの入学定員・収容定員は次のとおりとする。(学則 3 条) | 1-2 |
| 第 87 条 | ○ | 経済学部、リハビリテーション学部の修業年限は 4 年とする。(学則 11 条) | 3-1 |
| 第 88 条 | ○ | 編入学の年次は、第 3 年次とする。ただし、単位認定の結果第 2 年次編入とすることがある。これは教授会の議を経て学長が決定する。(学則 20 条、神戸国際大学編入学規程) 転入学の選考に合格した者の入学年次は、2 年次若しくは 3 年次とする。ただし、海外の大学との協定に基づいて受け入れる場合は、協定に基づく年次とする。なお、当該学生が在学することのできる年数は、入学年次に在学する学生と同一とする。(学則第 20 条、神戸国際大学転入学規程) | 3-1 |
| 第 89 条 | ○ | 本学に 4 年以上修学し、第 31 条の規定に従い所定の課程を修めた者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。(学則 34 条) | 3-1 |
| 第 90 条 | ○ | 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。 (1) 高等学校を卒業した者 (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。) (3) 文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると指定した者 (4) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者 (5) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定(国の検定に準ずるものも含む。次号において同じ。)に合格した者で、18 歳に達した者 (6) 外国において、高等学校に対応する学校の課程を修了した者(これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であるとみとめられる当該国の検定に合格した者を含む。)で文部科学省の認める教育施設において我が国の大学に入学するための準備教 | 2-1 |

| | | | |
|---------|---|---|-------------------|
| | | 育を行う課程を修了し、かつ、18歳に達した者 (7) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者 (8) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者 (9) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者（学則 15 条） | |
| 第 92 条 | ○ | 本学では教授（学長、副学長、学部長含む）、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を配置している。 | 3-2 4-1 4-2 |
| 第 93 条 | ○ | 学部、両学部（全体）教授会を置いている。 | 4-1 |
| 第 104 条 | ○ | 学部にあって卒業を認定された者には、経済学修士、理学療法修士の学士を授与している。（学則 34 条） | 3-1 |
| 第 105 条 | — | 該当なし | 3-1 |
| 第 108 条 | — | 該当なし | 2-1 |
| 第 109 条 | ○ | 教育水準の向上を図り、本学の目的、使命を果たすため、大学の教育研究活動について自己点検及び評価を行い、結果を公表している。また日本高等教育評価機構により評価を受審している。 | 6-2 |
| 第 113 条 | ○ | 自己点検評価委員会により自己点検評価報告書を作成し HP 等で公表している。またその他教育情報も同様に HP にて好評している。 | 3-2 |
| 第 114 条 | ○ | 本学は事務職員を配置している。 | 4-1 4-3 |
| 第 122 条 | ○ | 高等専門学校を卒業したものは大学に編入することができる。（学則 15 条） | 2-1 |
| 第 132 条 | ○ | 専修学校の専門課程を修了した者は編入学することができる。（学則 15 条） | 2-1 |

学校教育法施行規則

| 遵守状況 | 遵守状況の説明 | 該当基準項目 |
|-------|---|------------|
| 第 4 条 | 修業年限（第 11 条） 学年（第 12 条） 学期（学則第 13 条） 休業日（学則第 14 条） 部科並びに課程 学習の評価及び課程修了認定 収容定員及び職員組織 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項（第 15 条から 授業料、入学料その他費用徴収に関する事項 | 3-1 3-2 |

| | | | |
|-----------------|---|--|-----|
| | | 賞罰に関する事項 寄宿舎に関する事項 | |
| 第 24 条 | ○ | 成績原簿（成績証明書）を作成している。 | 3-2 |
| 第 26 条 第 5 項 | ○ | 学則第 37 条 | 4-1 |
| 第 28 条 | ○ | 文書保存規程に基づき保存している。 | 3-2 |
| 第 143 条 | - | 該当なし | 4-1 |
| 第 146 条 | ○ | 科目等履修生として対応している。学則第 39 条、科目等履修生に関する規程 | 3-1 |
| 第 147 条 | ○ | 本学に 4 年以上修学し、第 31 条の規定に従い所定の課程を修めた者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。（学則第 34 条） | 3-1 |
| 第 148 条 | - | 該当なし | 3-1 |
| 第 149 条 | ○ | 転入学・編入学制度により対応している。（神戸国際大学転入学規程、神戸国際大学編入学規程） | 3-1 |
| 第 150 条 | ○ | <p>第 15 条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 高等学校を卒業した者</p> <p>(2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）</p> <p>(3) 文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると指定した者</p> <p>(4) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者</p> <p>(5) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。次号において同じ。）に合格した者で、18 歳に達した者</p> <p>(6) 外国において、高等学校に対応する学校の課程を修了した者（これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であるとみとめられる当該国の検定に合格した者を含む。）で文部科学省の認める教育施設において我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を修了し、かつ、18 歳に達した者</p> <p>(7) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者</p> <p>(8) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者</p> | 2-1 |

| | | | |
|---------|---|---|-----|
| | | (9) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者（学則第 15 条） | |
| 第 151 条 | - | 該当なし | 2-1 |
| 第 152 条 | - | 該当なし | 2-1 |
| 第 153 条 | - | 該当なし | 2-1 |
| 第 154 条 | - | 該当なし | 2-1 |
| 第 161 条 | ○ | <p>第 1 条 神戸国際大学学則第 20 条に規定する編入学に関する規程は、この規程による。</p> <p>(編入学の資格)</p> <p>第 2 条 本学に編入学を志願する者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 大学、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者及び卒業見込みの者</p> <p>(2) 専修学校の専門課程(修業年限が 2 年以上であること、その他文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る)を修了の者及び修了見込みの者</p> <p>(3) その他相当の年齢に達し、前 2 号と同等以上の学力があると本学が認めた者</p> <p>(編入学の時期)</p> <p>第 3 条 編入学の時期は、学年の初めとする。</p> <p>(編入学の年次)</p> <p>第 4 条 編入学の年次は、第 3 年次とする。ただし、単位認定の結果第 2 年次編入とすることがある。これは教授会の議を経て学長が決定する。（神戸国際大学編入学規程）</p> | 2-1 |
| 第 162 条 | ○ | <p>第 1 条 神戸国際大学学則第 20 条に規定する編入学に関する規程は、この規程による。</p> <p>(編入学の資格)</p> <p>第 2 条 本学に編入学を志願する者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 大学、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者及び卒業見込みの者</p> <p>(2) 専修学校の専門課程(修業年限が 2 年以上であること、その他文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る)を修了の者及び修了見込みの者</p> <p>(3) その他相当の年齢に達し、前 2 号と同等以上の学力があると本学が認めた者</p> <p>(編入学の時期)</p> <p>第 3 条 編入学の時期は、学年の初めとする。</p> <p>(編入学の年次)</p> | 2-1 |

| | | | |
|------------|---|---|---------------------------------|
| | | 第 4 条 編入学の年次は、第 3 年次とする。ただし、単位認定の結果第 2 年次編入とすることがある。これは教授会の議を経て学長が決定する。(神戸国際大学編入学規程) | |
| 第 163 条 | ○ | 学年の始期及び終期は学則第 12 条、第 13 条で規程されている。 | 3-2 |
| 第 163 条の 2 | ○ | 科目等履修生に対して成績証明書又は単位修得証明書を交付する。(神戸国際大学科目等履修生に関する規程) | 3-1 |
| 第 164 条 | - | 該当しない | 3-1 |
| 第 165 条の 2 | ○ | 大学、学部、学科ごとに 3 つのポリシーについて本学 HP 上で公表している。 | 1-2 2-1 3-1 3-2 6-3 |
| 第 166 条 | ○ | 自己点検・評価委員会にて点検を行っている。 | 6-2 |
| 第 172 条の 2 | ○ | 該当項目について本学 HP で公表している。 | 1-2 2-1 3-1 3-2 5-1 |
| 第 173 条 | ○ | 学則第 34 条により学位記授与式にて学長が学位記を授与している。 | 3-1 |
| 第 178 条 | ○ | 次の各号の一に該当する者で、本学に編入学を願い出る者があるときは、その資格を審査し、試験選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。 (1) 大学、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者及び卒業見込みの者 (学則第 20 条) | 2-1 |
| 第 186 条 | ○ | 本学に編入学を志願する者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。 (1) 大学、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者及び卒業見込みの者 (2) 専修学校の専門課程(修業年限が 2 年以上であること、その他文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る)を修了の者及び修了見込みの者 (3) その他相当の年齢に達し、前 2 号と同等以上の学力があると本学が認めた者 (編入学の時期) 第 3 条 編入学の時期は、学年の初めとする。 (編入学の年次) 第 4 条 編入学の年次は、第 3 年次とする。ただし、単位認定の | 2-1 |

| | | |
|--|--|--|
| | 結果第2年次編入とすることがある。これは教授会の議を経て学長が決定する。 (学則第20条、神戸国際大学編入学規程) | |
|--|--|--|

大学設置基準

| 遵守状況 | 遵守状況の説明 | 該当基準項目 |
|------|---|-------------------|
| ○ | 聖公会キリスト教の精神に基づき全人格的人間形成をめざすとともに教育基本法及び学校教育法に従い経済学とリハビリテーション学部理論並びに実践について研究教授することを目的とし、その目的を達成する為に教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行っている。(学則第1条) | 6-2 6-3 |
| ○ | 学則第2条に学部、学科の人材育成に関する目的を明示している。 | 1-1 1-2 |
| ○ | 入学者の選抜は「入学試験要項」に基づき公正かつ妥当な方法により適切な体制を整えて行っている。 | 2-1 |
| ○ | 教員と事務職員等の適切な役割分担のもとで、連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われている。(神戸国際大学組織図) | 2-2 |
| ○ | 各学部は、教育研究の必要に応じ組織されており、教育研究上適切な規模、内容を有るし、教員組織、教員数も学部として適切に配置している。 | 1-2 |
| ○ | 学則第3条に学部、学科の入学定員、収容定員を明示している。 | 1-2 |
| - | 該当なし | 1-2 |
| ○ | 大学の教育研究上の目的を達成するための学部以外の基本組織として大学教育センター、IRセンター、情報センター、キャリアセンター、キリスト教センター、地域交流・生涯教育センター、経済文化研究所、リハビリテーション学研究所がある。 | 1-2 3-2 4-2 |
| ○ | 本学の教員組織は、教授27人、准教授13人、講師11人、助教2人の合計53人で構成され、設置基準に定める教員数を満たしている。 | 3-2 4-2 |
| ○ | 主要授業科目については専任教員が担当している。 | 3-2 4-2 |
| ○ | 本学では5年以上の実務経験を有する実務家教員が多数在籍し、教務委員会等において教育課程編成に参画している。 | 3-2 |
| - | 該当なし | 3-2 4-2 |
| ○ | 他大学の専任教員を本学の専任教員として雇用していない。 | 3-2 4-2 |

| | | | |
|-----------|-----------------------|---|------------|
| 第 13 条 | <input type="radio"/> | 令和 3 年 5 月現在の専任教員数は 53 人（教授 27 人）であり、設置基準を満たしている。 | 3-2 4-2 |
| 第 13 条の 2 | <input type="radio"/> | 神戸国際大学学長候補者選考規程に則り学長選挙にて候補者を理事会に推薦し選出している。 | 4-1 |
| 第 14 条 | <input type="radio"/> | 神戸国際大学教授・准教授・専任講師・助教の任用に関する規程に基づき大学設置基準を踏まえた教授の審査を行っている。 | 3-2 4-2 |
| 第 15 条 | <input type="radio"/> | 神戸国際大学教授・准教授・専任講師・助教の任用に関する規程に基づき大学設置基準を踏まえた准教授の審査を行っている。 | 3-2 4-2 |
| 第 16 条 | <input type="radio"/> | 神戸国際大学教授・准教授・専任講師・助教の任用に関する規程に基づき大学設置基準を踏まえた専任講師の審査を行っている。 | 3-2 4-2 |
| 第 16 条の 2 | <input type="radio"/> | 神戸国際大学教授・准教授・専任講師・助教の任用に関する規程に基づき大学設置基準を踏まえた助教の審査を行っている。 | 3-2 4-2 |
| 第 17 条 | <input type="radio"/> | 神戸国際大学教授・准教授・専任講師・助教の任用に関する規程に基づき大学設置基準を踏まえた助手の審査を行っている。 | 3-2 4-2 |
| 第 18 条 | <input type="radio"/> | 学則第 2 条に学部、学科、学則第 3 条に学科ごとの入学定員、収容定員を明示している。 | 2-1 |
| 第 19 条 | <input type="radio"/> | 教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成している。また各学部の専門科目だけでなく幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する授業科目を配置している。 | 3-2 |
| 第 19 条の 2 | - | 該当なし | 3-2 |
| 第 20 条 | <input type="radio"/> | 開設科目を必修・選択必修・選択科目に区分し、各科目を配当年次を定めて課程編成を行っている。 | 3-2 |
| 第 21 条 | <input type="radio"/> | 1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義及び演習については 15 時間から 30 時間の授業をもって 1 単位、実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位としている。（学則第 29 条） | 3-1 |
| 第 22 条 | <input type="radio"/> | 1 年間の授業を行う期間は定期試験を含め 35 週を原則としている。（シラバスに記載） | 3-2 |
| 第 23 条 | <input type="radio"/> | 各授業科目の授業は 10 週または 15 週にわたる期間を単位として行っている。（シラバスに記載） | 3-2 |
| 第 24 条 | <input type="radio"/> | ゼミや実習を伴う科目は少人数クラス編成とし教育的効果を配慮した人数配置を行っている。 | 2-5 |
| 第 25 条 | <input type="radio"/> | 授業は講義、演習、実習ないしは実技、または併用により実施し、各科目のシラバスに記載している。 | 2-2 3-2 |
| 第 25 条の 2 | <input type="radio"/> | シラバスにおいて授業概要、授業方法、授業計画、到達目標を記載している。評価、卒業認定については学生便覧。シラバスに記載している。 | 3-1 |
| 第 25 条の 3 | <input type="radio"/> | 本学では大学教育センターにて教員・職員を対象とした FD を企画 | 3-2 |

| | | | |
|-----------|---|---|------------|
| | | 実施している。 | 3-3 4-2 |
| 第 26 条 | - | 該当なし | 3-2 |
| 第 27 条 | ○ | 各科目の成績の評価は試験及び平常の成績により A, S, B, C, D, F の評価付けを行っている。(学則 32 条) | 3-1 |
| 第 27 条の 2 | ○ | 卒業要件として年次ごとに履修登録できる単位数の上限は 48 単位としている。(履修規程) | 3-2 |
| 第 27 条の 3 | - | 該当なし | 3-1 |
| 第 28 条 | ○ | 転入学を志願できる者は他の大学に在学している者で、2 年次転入学にあっては 30 単位、3 年次転入学にあっては 60 単位を修得見込みの者とする。(学生便覧 259P) 入学前既修得単位認定申請ができるものは新たに本学の 1 年次に入学および転入学したものとする。(学生便覧 267P) | 3-1 |
| 第 29 条 | ○ | 転入学を志願できる者は他の大学に在学している者で、2 年次転入学にあっては 30 単位、3 年次転入学にあっては 60 単位を修得見込みの者とする。(学生便覧 259P) 入学前既修得単位認定申請ができるものは新たに本学の 1 年次に入学および転入学したものとする。(学生便覧 267P) | 3-1 |
| 第 30 条 | ○ | 転入学を志願できる者は他の大学に在学している者で、2 年次転入学にあっては 30 単位、3 年次転入学にあっては 60 単位を修得見込みの者とする。(学生便覧 259P) 入学前既修得単位認定申請ができるものは新たに本学の 1 年次に入学および転入学したものとする。(学生便覧 267P) | 3-1 |
| 第 30 条の 2 | - | 該当なし | 3-2 |
| 第 31 条 | ○ | 科目等履修生制度を設けている。(神戸国際大学科目等履修生に関する規程) | 3-1 3-2 |
| 第 32 条 | ○ | 卒業要件は、各学部に 4 年以上在籍し経済学部で 124 単位、リハビリテーション学部で 126 単位以上の単位取得としている、 | 3-1 |
| 第 33 条 | - | 該当なし | 3-1 |
| 第 34 条 | ○ | 校舎の敷地内に学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有している。 | 2-5 |
| 第 35 条 | ○ | 校舎の敷地内に運動場を 1 カ所、体育館 1 棟、トレーニングルームを有している。 | 2-5 |
| 第 36 条 | ○ | 本学には学長室、学部長室、会議室、事務室、研究室、教室（講義室、演習室、実習室）、図書館、保健室、コンピュータ教室、コンピュータ自習室、学生利用多目的室（アクアホール）を有している。 | 2-5 |
| 第 37 条 | ○ | 本学の校地面積は 30,932 m ² であり設置基準を上回る。 | 2-5 |
| 第 37 条の 2 | ○ | 本学の校舎面積は 15845.5 m ² であり設置基準を上回る。 | 2-5 |

| | | | |
|---------------|-----------------------|---|------------|
| 第 38 条 | <input type="radio"/> | 本学には図書館を設置し、教育研究上必要な資料を備えている。 図書館には閲覧スペース、書庫等を設置し、十分な座席数（212 席）を設置している。 | 2-5 |
| 第 39 条 | - | 法令に該当する学部の設置はない。 | 2-5 |
| 第 39 条の 2 | - | 該当なし | 2-5 |
| 第 40 条 | <input type="radio"/> | 必要な種類及び数の機器、器具、標本を備えている。 | 2-5 |
| 第 40 条の 2 | - | 該当なし | 2-5 |
| 第 40 条の 3 | <input type="radio"/> | 授業時以外に利用できるコンピュータ自習室や校舎内 Wi-Fi、学生貸出用パソコン、リハビリテーション学部生が研究にも利用できるトレーニングルームを有している。 | 2-5 4-4 |
| 第 40 条の 4 | <input type="radio"/> | 大学の名称については学則第 1 条にある各学部、学科の目的にふさわしいものになっている。 | 1-1 |
| 第 41 条 | <input type="radio"/> | 本学は専任事務職員を 49 名配置している。 | 4-1 4-3 |
| 第 42 条 | <input type="radio"/> | 本学は厚生補導の組織として教学センター学生支援（保健センタ一含）を配置している。 | 2-4 4-1 |
| 第 42 条の 2 | <input type="radio"/> | 卒業後自らの資質向上、社会的及び職業的自立を図る上で必要な能力を養うため、教育課程については教務委員会（全学、各学部）、厚生補導については学生委員会、キャリア醸成についてはキャリア委員会を設置し、情報共有・連携を図るために教授会、FD・SD を実施している。 | 2-3 |
| 第 42 条の 3 | <input type="radio"/> | 本学は大学教育センターにて FD を企画実施している。また事務局にて事務職員対象の SD についても実施している。 | 4-3 |
| 第 42 条の 3 の 2 | - | 該当なし | 3-2 |
| 第 43 条 | - | 該当なし | 3-2 |
| 第 44 条 | - | 該当なし | 3-1 |
| 第 45 条 | - | 該当なし | 3-1 |
| 第 46 条 | - | 該当なし | 3-2 4-2 |
| 第 47 条 | - | 該当なし | 2-5 |
| 第 48 条 | - | 該当なし | 2-5 |
| 第 49 条 | - | 該当なし | 2-5 |
| 第 49 条の 2 | - | 該当なし | 3-2 |
| 第 49 条の 3 | - | 該当なし | 4-2 |
| 第 49 条の 4 | - | 該当なし | 4-2 |
| 第 57 条 | - | 該当なし | 1-2 |
| 第 58 条 | - | 該当なし | 2-5 |
| 第 60 条 | - | 該当なし | 2-5 |

| | | | |
|--|--|--|------------|
| | | | 3-2 4-2 |
|--|--|--|------------|

学位規則

| 遵守状況 | 遵守状況の説明 | 該当基準項目 |
|------|---|--------|
| ○ | 本学を卒業した者に対して学士（経済学部 経済学、リハビリテーション学部 理学療法学）の学位を授与している。（学則第34条） | 3-1 |
| ○ | 各学科（経済経営学科、国際文化ビジネス・観光学科、理学療法学科）として適切な学士の名称としている。 | 3-1 |
| - | 該当なし | 3-1 |
| ○ | リハビリテーション学部設置認可後、変更は行っていない。 | 3-1 |

私立学校法

| 遵守状況 | 遵守状況の説明 | 該当基準項目 |
|------|---|------------|
| ○ | 理事会のガバナンス強化、財務等基盤強化に取り組むことに加え積極的な情報公開を行っている。 | 5-1 |
| ○ | 役員、教職員に対する特別な利益供与は行っていない。 | 5-1 |
| ○ | 寄附行為を事務所に備え付けており請求があった場合には閲覧に供するとともに、本学HPに掲載している。 | 5-1 |
| ○ | 役員として理事14名、監事2名を置き、うち1名は理事長である。 | 5-2 5-3 |
| ○ | 学校法人と役員の関係は、委任に関する規程に従っている。 | 5-2 5-3 |
| ○ | 理事会は寄附行為に沿って適正に開催されている。 | 5-2 |
| ○ | 理事長、理事、監事の職務は適正に遂行されている。 | 5-2 5-3 |
| ○ | 理事の選任については適正に処理されている。 | 5-2 |
| ○ | 監事は、理事、評議員又は学校法人の職員と兼務していない。 | 5-2 |
| ○ | 法令及び寄附行為を遵守して運用されている。 | 5-2 |
| ○ | 評議員会は、法令を遵守し運営されている。 | 5-3 |
| ○ | 理事長は評議員会の意見を聞かなければならない事項について法令を遵守して諮詢している。 | 5-3 |
| ○ | 評議員会は理事会からの諮詢に答え意見を述べている。 | 5-3 |
| ○ | 評議員の選任は法令を遵守して行われている。 | 5-3 |
| ○ | 役員は、その責務を怠った場合、学校法人に対して損害賠償責任を負っており、周知されている。 | 5-2 5-3 |

| | | | |
|-----------|-----------------------|---|-------------------|
| 第 44 条の 3 | <input type="radio"/> | 役員が職務を行うについて悪意、重大な過失があった場合、当該役員は第三者に生じた損害を賠償する責任を負うことを理解している。 | 5-2 5-3 |
| 第 44 条の 4 | <input type="radio"/> | 役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役人も当該損害を賠償する責任を負うときは、連帶債務者となることが理解されている。 | 5-2 5-3 |
| 第 44 条の 5 | <input type="radio"/> | 寄付行為、寄付行為施行細則にて明記している。 | 5-2 5-3 |
| 第 45 条 | <input type="radio"/> | 寄付行為の変更については所定の手続きを経ている。 | 5-1 |
| 第 45 条の 2 | <input type="radio"/> | 予算及び事業計画、中期的な計画を作成している。 | 1-2 5-4 6-3 |
| 第 46 条 | <input type="radio"/> | 理事長は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に、決算並びに事業の結果を評議員会に諮問し、意見を求めている。 | 5-3 |
| 第 47 条 | <input type="radio"/> | 毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書を作成し、監査報告書を事務所に備え付け、請求があった場合には閲覧に供している。 | 5-1 |
| 第 48 条 | <input type="radio"/> | 役員に対する報酬について、高額でない水準で規程を定めており、役員報酬規程は本学 HP にて公表している。 | 5-2 5-3 |
| 第 49 条 | <input type="radio"/> | 会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わっている。 | 5-1 |
| 第 63 条の 2 | <input type="radio"/> | 学校法人は定められた内容を遅滞なく本学 HP に公開している。 | 5-1 |

学校教育法（大学院関係）

| 遵守状況 | 遵守状況の説明 | 該当基準項目 |
|------|---------|--------|
| − | 該当なし | 1-1 |
| − | 該当なし | 1-2 |
| − | 該当なし | 2-1 |

学校教育法施行規則（大学院関係）

| 遵守状況 | 遵守状況の説明 | 該当基準項目 |
|------|---------|--------|
| − | 該当なし | 2-1 |

大学院設置基準

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|-----------|----------|---------|-------------------|
| 第 1 条 | - | 該当なし | 6-2 6-3 |
| 第 1 条の 2 | - | 該当なし | 1-1 1-2 |
| 第 1 条の 3 | - | 該当なし | 2-1 |
| 第 1 条の 4 | - | 該当なし | 2-2 |
| 第 2 条 | - | 該当なし | 1-2 |
| 第 2 条の 2 | - | 該当なし | 1-2 |
| 第 3 条 | - | 該当なし | 1-2 |
| 第 4 条 | - | 該当なし | 1-2 |
| 第 5 条 | - | 該当なし | 1-2 |
| 第 6 条 | - | 該当なし | 1-2 |
| 第 7 条 | - | 該当なし | 1-2 |
| 第 7 条の 2 | - | 該当なし | 1-2 3-2 4-2 |
| 第 7 条の 3 | - | 該当なし | 1-2 3-2 4-2 |
| 第 8 条 | - | 該当なし | 3-2 4-2 |
| 第 9 条 | - | 該当なし | 3-2 4-2 |
| 第 10 条 | - | 該当なし | 2-1 |
| 第 11 条 | - | 該当なし | 3-2 |
| 第 12 条 | - | 該当なし | 2-2 3-2 |
| 第 13 条 | - | 該当なし | 2-2 3-2 |
| 第 14 条 | - | 該当なし | 3-2 |
| 第 14 条の 2 | - | 該当なし | 3-1 |
| 第 14 条の 3 | - | 該当なし | 3-3 4-2 |
| 第 15 条 | - | 該当なし | 2-2 2-5 3-1 |

| | | | |
|-----------|---|------|-------------------|
| | | | 3-2 |
| 第 16 条 | - | 該当なし | 3-1 |
| 第 17 条 | - | 該当なし | 3-1 |
| 第 19 条 | - | 該当なし | 2-5 |
| 第 20 条 | - | 該当なし | 2-5 |
| 第 21 条 | - | 該当なし | 2-5 |
| 第 22 条 | - | 該当なし | 2-5 |
| 第 22 条の 2 | - | 該当なし | 2-5 |
| 第 22 条の 3 | - | 該当なし | 2-5 4-4 |
| 第 22 条の 4 | - | 該当なし | 1-1 |
| 第 23 条 | - | 該当なし | 1-1 1-2 |
| 第 24 条 | - | 該当なし | 2-5 |
| 第 25 条 | - | 該当なし | 3-2 |
| 第 26 条 | - | 該当なし | 3-2 |
| 第 27 条 | - | 該当なし | 3-2 4-2 |
| 第 28 条 | - | 該当なし | 2-2 3-1 3-2 |
| 第 29 条 | - | 該当なし | 2-5 |
| 第 30 条 | - | 該当なし | 2-2 3-2 |
| 第 30 条の 2 | - | 該当なし | 3-2 |
| 第 31 条 | - | 該当なし | 3-2 |
| 第 32 条 | - | 該当なし | 3-1 |
| 第 33 条 | - | 該当なし | 3-1 |
| 第 34 条 | - | 該当なし | 2-5 |
| 第 34 条の 2 | - | 該当なし | 3-2 |
| 第 34 条の 3 | - | 該当なし | 4-2 |
| 第 42 条 | - | 該当なし | 4-1 4-3 |
| 第 42 条の 2 | - | 該当なし | 2-3 |
| 第 42 条の 3 | - | 該当なし | 2-4 |
| 第 43 条 | - | 該当なし | 4-3 |
| 第 45 条 | - | 該当なし | 1-2 |
| 第 46 条 | - | 該当なし | 2-5 4-2 |

専門職大学院設置基準

| 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|-----------|---------|--|
| 第 1 条 | － 該当なし | 6-2 6-3 |
| 第 2 条 | － 該当なし | 1-2 |
| 第 3 条 | － 該当なし | 3-1 |
| 第 4 条 | － 該当なし | 3-2 4-2 |
| 第 5 条 | － 該当なし | 3-2 4-2 |
| 第 6 条 | － 該当なし | 3-2 |
| 第 6 条の 2 | － 該当なし | 3-2 |
| 第 6 条の 3 | － 該当なし | 3-2 |
| 第 7 条 | － 該当なし | 2-5 |
| 第 8 条 | － 該当なし | 2-2 3-2 |
| 第 9 条 | － 該当なし | 2-2 3-2 |
| 第 10 条 | － 該当なし | 3-1 |
| 第 11 条 | － 該当なし | 3-2 3-3 4-2 |
| 第 12 条 | － 該当なし | 3-2 |
| 第 12 条の 2 | － 該当なし | 3-1 |
| 第 13 条 | － 該当なし | 3-1 |
| 第 14 条 | － 該当なし | 3-1 |
| 第 15 条 | － 該当なし | 3-1 |
| 第 16 条 | － 該当なし | 3-1 |
| 第 17 条 | － 該当なし | 1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3 |
| 第 18 条 | － 該当なし | 1-2 3-1 3-2 |

| | | | |
|--------|---|------|-----|
| 第 19 条 | - | 該当なし | 2-1 |
| 第 20 条 | - | 該当なし | 2-1 |
| 第 21 条 | - | 該当なし | 3-1 |
| 第 22 条 | - | 該当なし | 3-1 |
| 第 23 条 | - | 該当なし | 3-1 |
| 第 24 条 | - | 該当なし | 3-1 |
| 第 25 条 | - | 該当なし | 3-1 |
| 第 26 条 | - | 該当なし | 1-2 |
| | | | 3-1 |
| | | | 3-2 |
| 第 27 条 | - | 該当なし | 3-1 |
| 第 28 条 | - | 該当なし | 3-1 |
| 第 29 条 | - | 該当なし | 3-1 |
| 第 30 条 | - | 該当なし | 3-1 |
| 第 31 条 | - | 該当なし | 3-2 |
| 第 32 条 | - | 該当なし | 3-2 |
| 第 33 条 | - | 該当なし | 3-1 |
| 第 34 条 | - | 該当なし | 3-1 |
| 第 42 条 | - | 該当なし | 6-2 |
| | | | 6-3 |

学位規則（大学院関係）

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|--------|----------|---------|------------|
| 第 3 条 | - | 該当なし | 3-1 |
| 第 4 条 | - | 該当なし | 3-1 |
| 第 5 条 | - | 該当なし | 3-1 |
| 第 12 条 | - | 該当なし | 3-1 |

大学通信教育設置基準

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|-------|----------|---------|------------|
| 第 1 条 | - | 該当なし | 6-2 6-3 |
| 第 2 条 | - | 該当なし | 3-2 |
| 第 3 条 | - | 該当なし | 2-2 3-2 |
| 第 4 条 | - | 該当なし | 3-2 |
| 第 5 条 | - | 該当なし | 3-1 |

| | | | |
|--------|---|------|------------|
| 第 6 条 | － | 該当なし | 3-1 |
| 第 7 条 | － | 該当なし | 3-1 |
| 第 9 条 | － | 該当なし | 3-2 4-2 |
| 第 10 条 | － | 該当なし | 2-5 |
| 第 11 条 | － | 該当なし | 2-5 |
| 第 12 条 | － | 該当なし | 2-2 3-2 |
| 第 13 条 | － | 該当なし | 6-2 6-3 |

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「－」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

| コード | タイトル | 備考 |
|----------|-----------------------------------|------|
| 【共通基礎】 | 認証評価共通基礎データ | |
| 【表 F-1】 | 理事長名、学長名等 | |
| 【表 F-2】 | 附属校及び併設校、附属機関の概要 | |
| 【表 F-3】 | 外部評価の実施概要 | |
| 【表 2-1】 | 学部、学科別在籍者数（過去 5 年間） | |
| 【表 2-2】 | 研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間） | 該当なし |
| 【表 2-3】 | 学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間） | |
| 【表 2-4】 | 就職相談室等の状況 | |
| 【表 2-5】 | 就職の状況（過去 3 年間） | |
| 【表 2-6】 | 卒業後の進路先の状況（前年度実績） | |
| 【表 2-7】 | 大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績） | |
| 【表 2-8】 | 学生の課外活動への支援状況（前年度実績） | |
| 【表 2-9】 | 学生相談室、保健室等の状況 | |
| 【表 2-10】 | 附属施設の概要（図書館除く） | 該当なし |
| 【表 2-11】 | 図書館の開館状況 | |
| 【表 2-12】 | 情報センター等の状況 | |
| 【表 3-1】 | 授業科目の概要（経済学部）（リハビリテーション学部） | |
| 【表 3-2】 | 成績評価基準 | |
| 【表 3-3】 | 修得単位状況（前年度実績） | |
| 【表 3-4】 | 年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数） | |
| 【表 4-1】 | 学部、学科の開設授業科目における専兼比率 | |
| 【表 4-2】 | 職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別） | |
| 【表 5-1】 | 財務情報の公表（前年度実績） | |
| 【表 5-2】 | 事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの） | |
| 【表 5-3】 | 事業活動収支計算書関係比率（大学単独） | |
| 【表 5-4】 | 貸借対照表関係比率（法人全体のもの） | |
| 【表 5-5】 | 要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間） | |

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

| コード | タイトル | |
|----------|---|----|
| | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 【資料 F-1】 | 寄附行為（紙媒体） 学校法人八代学院 寄附行為 | |
| 【資料 F-2】 | 大学案内 Kobe International University キッカケはここから | |
| 【資料 F-3】 | 大学学則（紙媒体） 神戸国際大学 学則 | |
| 【資料 F-4】 | 学生募集要項、入学者選抜要綱 2022（令和 4）年度入学試験要項、2022（令和 4）年度経済学部特別入学試験要項、2022（令和 4）年度リハビリテーション学部特別入学試験要項 | |

| | | |
|-----------|--|--|
| 【資料 F-5】 | 学生便覧 | |
| | 学生便覧 | |
| 【資料 F-6】 | 事業計画書 | |
| | 2021（令和3）年度事業計画書 | |
| 【資料 F-7】 | 事業報告書 | |
| | 2020（令和2）年度事業報告書 | |
| 【資料 F-8】 | アクセスマップ、キャンパスマップなど | |
| | アクセスマップ | |
| 【資料 F-9】 | 法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ） | |
| | 学校法人八代学院規程集 | |
| 【資料 F-10】 | 理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料 | |
| | 役員名簿、理事会・評議員会の前年度開催状況 | |
| 【資料 F-11】 | 決算等の計算書類（過去5年間）及び監事監査報告書（過去5年間） | |
| | 決算書（平成28年度～令和2年度）、監事監査報告書 | |
| 【資料 F-12】 | 履修要項、シラバス（電子データ） | |
| | 履修要綱（令和3（2020）年度新入生） | |
| 【資料 F-13】 | 三つのポリシー一覧（策定単位ごと） | |
| | 神戸国際大学 3つのポリシー | |
| 【資料 F-14】 | 設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの） | |
| | 設置計画履行状況調査への対応状況 | |
| 【資料 F-15】 | 認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの） | |
| | 指摘事項への改善報告書 | |

基準1. 使命・目的等

| 基準項目 | | |
|----------------------------|---|-------------|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定 | | |
| 【資料 1-1-1】 | 学校法人八代学院寄附行為 第3条 | 【資料 F-1】と同じ |
| 【資料 1-1-2】 | 神戸国際大学学則 第1条 | 【資料 F-3】と同じ |
| 【資料 1-1-3】 | ホームページ http://www.kobe-kiu.ac.jp (大学紹介→建学の精神・教育目標) | |
| 【資料 1-1-4】 | Kobe International University キッカケはここから | 【資料 F-2】と同じ |
| 【資料 1-1-5】 | チャペルニュース | |
| 【資料 1-1-6】 | ホームページ https://www.kobe-kiu.ac.jp/about/educational_policy/ | |
| 【資料 1-1-7】 | 2021年度 学生便覧 3～7頁 | 【資料 F-5】と同じ |
| 【資料 1-1-8】 | First Step Guide ~新入生の皆さんへ~2021 | |
| 【資料 1-1-9】 | ホームページ https://www.kobe-kiu.ac.jp/about/message/ (大学紹介→学長メッセージ) | |
| 【資料 1-1-10】 | 学長の新3P | |
| 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映 | | |
| 【資料 1-2-1】 | 神戸国際大学学則 | 【資料 F-3】と同じ |
| 【資料 1-2-2】 | ホームページ http://www.kobe-kiu.ac.jp (大学紹介) | |
| 【資料 1-2-3】 | 2021年度 学生便覧 3～7頁 | 【資料 F-5】と同じ |
| 【資料 1-2-4】 | 「グローバルキャンパス構想」事業計画 | |
| 【資料 1-2-5】 | 神戸国際大学中長期計画策定・推進会議規程 | |

| | | |
|-------------|---|----------------|
| 【資料 1-2-6】 | ホームページ https://www.kobe-kiu.ac.jp/about/educational_policy/ | 【資料 1-1-6 と同じ】 |
| 【資料 1-2-7】 | 2021 年度 学生便覧 32,55 頁 | 【資料 F-5】と同じ |
| 【資料 1-2-8】 | ホームページ https://www.kobe-kiu.ac.jp/ (学部・学科) | |
| 【資料 1-2-9】 | ホームページ https://www.kobe-kiu.ac.jp/ (教育・研究) | |
| 【資料 1-2-10】 | 学校法人八代学院事務組織規程 | |
| 【資料 1-2-11】 | オンライン講義受講生アンケート | |

基準 2. 学生

| 基準項目 | | |
|--------------------|--|-------------|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 2-1. 学生の受入れ | | |
| 【資料 2-1-1】 | 2022（令和 4）年度 入学試験要項 表紙裏、2022（令和 4）年度 経済学部特別入学試験要項 表紙裏、2022（令和 4）年度 リハビリテーション学部特別入学試験要項 表紙裏 | |
| 【資料 2-1-2】 | ホームページ http://www.kobe-kiu.ac.jp/ (公表情報→アドミッション・ポリシー) | |
| 【資料 2-1-3】 | Kobe International University キッカケはここから 3 頁 | 【資料 F-2】と同じ |
| 【資料 2-1-4】 | 2022（令和 4）年度 入学試験要項、2022（令和 4）年度 経済学部特別入学試験要項、2022（令和 4）年度 リハビリテーション学部特別入学試験要項 | 【資料 F-4】と同じ |
| 【資料 2-1-5】 | 学部・学科別の入学定員、入学者数、定員充足率（過去 5 年間） | |
| 【資料 2-1-6】 | 2020（令和 2）年度オープンキャンパス参加者数資料（過去 5 年間） | |
| 2-2. 学修支援 | | |
| 【資料 2-2-1】 | オフィスアワー記録 | |
| 【資料 2-2-2】 | 神戸国際大学障がい学生支援室規程 | |
| 【資料 2-2-3】 | 「退学抑止タスクフォース」議事録 | |
| 【資料 2-2-4】 | 保護者相談会記録 | |
| 【資料 2-2-5】 | 新入生履修指導予定表 | |
| 【資料 2-2-6】 | 修学支援委員会記録 | |
| 【資料 2-2-7】 | 留学生サポーター | |
| 【資料 2-2-8】 | オリター制度 | |
| 2-3. キャリア支援 | | |
| 【資料 2-3-1】 | 神戸国際大学キャリアセンター規程 | |
| 【資料 2-3-2】 | 神戸国際大学経済学部キャリア委員会規程 | |
| 【資料 2-3-3】 | 神戸国際大学リハビリテーション学部キャリア委員会規程 | |
| 【資料 2-3-4】 | 神戸国際大学 キャリア教育・支援のモデル | |
| 【資料 2-3-5】 | 2019・2020 年度就職ガイダンススケジュール | |
| 【資料 2-3-6】 | 就職活動リスタートセミナー | |
| 【資料 2-3-7】 | 冬季就活合宿講座 | |
| 【資料 2-3-8】 | 留学生向け就職応援プログラム | |
| 【資料 2-3-9】 | 合同企業説明会 | |
| 【資料 2-3-10】 | 2020 年度ゼミ担当表 | |
| 【資料 2-3-11】 | 経済学部 CAREER GUIDE BOOK | |
| 【資料 2-3-12】 | インターンシップ受入先一覧 | |
| 【資料 2-3-13】 | 神戸ファッショント美術館インターンシッププログラム | |
| 【資料 2-3-14】 | 海外エンターテイメント業界研究 in ベトナム | |
| 【資料 2-3-15】 | ハローワーク出張就職相談会 | |
| 【資料 2-3-16】 | 就活継続アンケート | |

| | | |
|--------------------|---|----------------|
| 【資料 2-3-17】 | 2020 年度各種対策講座・行事 | |
| 【資料 2-3-18】 | リハビリテーション学部就職ハンドブック | |
| 【資料 2-3-19】 | 2020 年度就職に関するアンケート | |
| 【資料 2-3-20】 | 2020 年度キャリア支援関連講座と参加状況 | |
| 【資料 2-3-21】 | 経済学部卒業時アンケート集計 | |
| 【資料 2-3-22】 | リハビリテーション学部卒業時アンケート集計 | |
| 2-4. 学生サービス | | |
| 【資料 2-4-1】 | 神戸国際大学奨学生規程 | |
| 【資料 2-4-2】 | 奨学生給付・貸与状況 | |
| 【資料 2-4-3】 | 経済学部入学時特待生規程 | |
| 【資料 2-4-4】 | 経済学部進級時特待生規程 | |
| 【資料 2-4-5】 | 経済学部 AO I 期等入学生授業料減免規程 | |
| 【資料 2-4-6】 | スポーツ特別推薦入学者授業料減免規程 | |
| 【資料 2-4-7】 | スポーツスクラッシュ奨学生一覧 | |
| 【資料 2-4-8】 | 神戸国際大学海外研修援助金支給規程 | |
| 【資料 2-4-9】 | 神戸国際大学海外交換留学(派遣)奨学生支給細則 | |
| 【資料 2-4-10】 | 2020 年度海外留学プログラムに係る補助申請について | |
| 【資料 2-4-11】 | KIU 学生支援緊急給付金採用者数一覧 | |
| 【資料 2-4-12】 | 新型コロナウイルス感染症授業料減免採用決定者 | |
| 【資料 2-4-13】 | 政府による学生支援緊急給付金について | |
| 【資料 2-4-14】 | 保健センター相談利用者数 | |
| 【資料 2-4-15】 | 学生会会則 | |
| 【資料 2-4-16】 | 2020 年度リーダーズ研修会の開催について | |
| 【資料 2-4-17】 | リーダーズ研修 アンケート① | |
| 【資料 2-4-18】 | リーダーズ研修会 アンケート② | |
| 【資料 2-4-19】 | 学生団体決算・予算 | |
| 【資料 2-4-20】 | 2020 年度学生団体部員統計一覧表 | |
| 【資料 2-4-21】 | 神戸国際大学後援会会則 | |
| 【資料 2-4-22】 | 2020 年度神戸国際大学後援会収支予算概要 | |
| 【資料 2-4-23】 | 学生生活(卒業生)アンケート集計結果 | |
| 【資料 2-4-24】 | 学生サービス向上のための 2 号館 3 階スペース等改装完了について | |
| 【資料 2-4-25】 | 2020 年度本学学生の地域貢献活動への参加・応募状況 | |
| 【資料 2-4-26】 | 新入生向け出身地別オンライン座談会 | |
| 【資料 2-4-27】 | 2020 年度大学祭開催の報告について | |
| 【資料 2-4-28】 | 在学生企画新入生向けオンライン・バーチャル・ツアーレポート書 | |
| 【資料 2-4-29】 | KIU English Salon 附属高校 | |
| 【資料 2-4-30】 | 東北バーチャルツアーレポート | |
| 【資料 2-4-31】 | 神戸国際大学障がい学生支援室規程 | 【資料 2-2-2 と同じ】 |
| 【資料 2-4-32】 | 障がい学生支援数 | |
| 【資料 2-4-33】 | 神戸国際大学経済学部私費外国人留学生授業料減免規程 | |
| 【資料 2-4-34】 | 神戸国際大学経済学部私費外国人留学生授業料減免規程内規 | |
| 【資料 2-4-35】 | 2020 年度神戸国際大学私費外国人留学生授業料減免【春期入学者対象】について | |
| 【資料 2-4-36】 | 2020 年度前期神戸国際大学私費外国人留学生授業料減免【秋期入学者対象】について | |
| 【資料 2-4-37】 | 神戸国際大学学生寮規程 | |
| 【資料 2-4-38】 | 2020 留学生用寮の入居状況 | |
| 【資料 2-4-39】 | 2020 年度留学生用寮収支まとめ | |

| 2-5. 学修環境の整備 | | |
|-------------------|------------------------|--|
| 【資料 2-5-1】 | 検査・点検報告書 | |
| 【資料 2-5-2】 | 2020 年度第 1 回危機管理委員会議事録 | |
| 【資料 2-5-3】 | 情報センター（図書館）統計データ | |
| 【資料 2-5-4】 | 所蔵電子書籍リスト | |
| 【資料 2-5-5】 | 情報センター(図書館)利用案内 | |
| 【資料 2-5-6】 | 図書館オリエンテーション動画サイト | |
| 【資料 2-5-7】 | 波のおと vol32 | |
| 【資料 2-5-8】 | オンライン授業の手引き | |
| 【資料 2-5-9】 | 2021 年前期パソコンの貸与について | |
| 【資料 2-5-10】 | ハザードマップ | |
| 【資料 2-5-11】 | 2 号館施工図 | |
| 【資料 2-5-12】 | 非常用物品備蓄数 | |
| 2-6. 学生の意見・要望への対応 | | |
| 【資料 2-6-1】 | 学修状況調査【経済】【リハ】 | |
| 【資料 2-6-2】 | 授業改善アンケート【経済】【リハ】 | |
| 【資料 2-6-3】 | 学修状況調査および授業改善アンケート回答率 | |
| 【資料 2-6-4】 | 障がい学生支援室会議議事録 | |
| 【資料 2-6-5】 | 学生の満足度調査 | |

基準 3. 教育課程

| 基準項目 | | |
|---------------------|---|---------------|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定 | | |
| 【資料 3-1-1】 | ホームページ https://www.kobe-kiu.ac.jp/about/educational_policy/ | 【資料 1-1-6】と同じ |
| 【資料 3-1-2】 | 2021 年度 学生便覧 3~7 頁 | 【資料 F-5】と同じ |
| 【資料 3-1-3】 | First Step Guide ～新入生のみなさんへ～ 26~27 頁 | 【資料 1-1-8】と同じ |
| 【資料 3-1-4】 | 経済学部履修規程 | |
| 【資料 3-1-5】 | リハビリテーション学部履修規程 | |
| 【資料 3-1-6】 | グレード・ポイント・アベレージ制度規程 | |
| 【資料 3-1-7】 | 臨床実習に係る内規 | |
| 【資料 3-1-8】 | 神戸国際大学学則 | 【資料 F-3】と同じ |
| 【資料 3-1-9】 | 定期試験監督マニュアル | |
| 【資料 3-1-10】 | 神戸国際大学経済学部試験規程 | |
| 【資料 3-1-11】 | 神戸国際大学リハビリテーション学部試験規程 | |
| 【資料 3-1-12】 | 神戸国際大学学則 | 【資料 F-3】と同じ |
| 【資料 3-1-13】 | 神戸国際大学経済学部試験内規 | |
| 【資料 3-1-14】 | 神戸国際大学リハビリテーション学部試験内規 | |
| 【資料 3-1-15】 | 編入学規程 | |
| 【資料 3-1-16】 | 神戸国際大学転入学規程 | |
| 【資料 3-1-17】 | 経済学部転入学生受け入れについての取扱要領 | |
| 【資料 3-1-18】 | 入学前取得単位認定についての取扱要領 | |
| 3-2. 教育課程及び教授方法 | | |
| 【資料 3-2-1】 | 経済学部カリキュラム・ポリシー | |
| 【資料 3-2-2】 | ディプロマ・ポリシーと各科目の関係マトリックス表（経済） | |
| 【資料 3-2-3】 | 学生ポートフォリオの画面（経済） | |
| 【資料 3-2-4】 | 経済経営学科カリキュラム・ポリシー | 【資料 3-2-1】と同じ |
| 【資料 3-2-5】 | 国際文化ビジネス・観光学科カリキュラム・ポリシー | 【資料 3-2-1】と同じ |

| | | |
|-------------|------------------------------|---------------|
| 【資料 3-2-6】 | 履修モデル | |
| 【資料 3-2-7】 | リハビリテーション学部カリキュラム・ポリシー | |
| 【資料 3-2-8】 | ディプロマ・ポリシーと各科目の関係マトリックス表（リハ） | |
| 【資料 3-2-9】 | 学生ポートフォリオの画面（リハ） | |
| 【資料 3-2-10】 | 神戸国際大学経済学部履修規程 | 【資料 3-1-4】と同じ |
| 【資料 3-2-11】 | 神戸国際大学経済学部履修要綱 | 【資料 F-12】と同じ |
| 【資料 3-2-12】 | 神戸国際大学リハビリテーション学部履修規程 | 【資料 3-1-5】と同じ |
| 【資料 3-2-13】 | 神戸国際大学リハビリテーション学部履修要綱 | 【資料 F-12 と同じ】 |
| 【資料 3-2-14】 | 神戸国際大学経済学部履修規程 | 【資料 3-1-4】と同じ |
| 【資料 3-2-15】 | 神戸国際大学経済学部履修要綱 | 【資料 F-12 と同じ】 |
| 【資料 3-2-16】 | 神戸国際大学リハビリテーション学部履修規程 | 【資料 3-1-5】と同じ |
| 【資料 3-2-17】 | 神戸国際大学リハビリテーション学部履修要綱 | 【資料 F-12 と同じ】 |
| 【資料 3-2-18】 | FD 研修会実施状況 | |
| 【資料 3-2-19】 | 学生による授業評価アンケート結果 | |
| 【資料 3-2-20】 | 神戸国際大学専任教員の教育業績評価に関する内規 | |

3-3. 学修成果の点検・評価

| | | |
|------------|---------------------|---------------|
| 【資料 3-3-1】 | 経済学部標準年限卒業率 | |
| 【資料 3-3-2】 | リハビリテーション学部標準年限卒業率 | 【資料 3-3-1】と同じ |
| 【資料 3-3-3】 | 経済学部 GPA 分布図 | |
| 【資料 3-3-4】 | リハビリテーション学部 GPA 分布図 | 【資料 3-3-3】と同じ |
| 【資料 3-3-5】 | リハビリテーション学部国家試験合格率 | |
| 【資料 3-3-6】 | 各種資格の取得状況 | |
| 【資料 3-3-7】 | 就職率の推移 | |

基準 4. 教員・職員

| 基準項目 | | |
|--------------------------|----------------------------|---------------|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 4-1. 教学マネジメントの機能性 | | |
| 【資料 4-1-1】 | 神戸国際大学学則第 4 条第 4 項 | 【資料 F-3】と同じ |
| 【資料 4-1-2】 | 全学教授会議事録 | |
| 【資料 4-1-3】 | 教学運営会議規程 | |
| 【資料 4-1-4】 | 教学運営会議議事録 | |
| 【資料 4-1-5】 | 大学教育センター委員会議事録 | |
| 【資料 4-1-6】 | IR センター委員会議事録 | |
| 【資料 4-1-7】 | 「グローバルキャンパス構想」事業計画 | 【資料 1-2-4】と同じ |
| 【資料 4-1-8】 | 各学部教授会規程 | |
| 【資料 4-1-9】 | 神戸国際大学学部教務委員会規程 | |
| 【資料 4-1-10】 | 神戸国際大学学生委員会規程 | |
| 【資料 4-1-11】 | 神戸国際大学広報委員会規程 | |
| 【資料 4-1-12】 | 神戸国際大学入学試験委員会規程 | |
| 【資料 4-1-13】 | 神戸国際大学全学教務委員会規程 | |
| 【資料 4-1-14】 | 神戸国際大学キリスト教センター委員会規程 | |
| 【資料 4-1-15】 | 神戸国際大学情報センター委員会規程 | |
| 【資料 4-1-16】 | 神戸国際大学経済学部キャリア委員会規程 | |
| 【資料 4-1-17】 | 神戸国際大学リハビリテーション学部キャリア委員会規程 | |
| 【資料 4-1-18】 | 神戸国際大学経済文化研究所規程 | |
| 【資料 4-1-19】 | 神戸国際大学国際交流センター規程 | |
| 【資料 4-1-20】 | 神戸国際大学地域交流・生涯教育センター規程 | |
| 【資料 4-1-21】 | 神戸国際大学リハビリテーション学研究所規程 | |

| | | |
|-------------------------|--------------------------------------|----------------|
| 【資料 4-1-22】 | 神戸国際大学大学教育センター規程 | |
| 【資料 4-1-23】 | 神戸国際大学キャリアセンター規程 | |
| 【資料 4-1-24】 | 神戸国際大学 IR センター規程 | |
| 【資料 4-1-25】 | 神戸国際大学自己点検・評価委員会規程 | |
| 【資料 4-1-26】 | 理事会資料・議事録 | |
| 【資料 4-1-27】 | 大学教育センター委員会議事録 | 【資料 4-1-5】と同じ |
| 【資料 4-1-28】 | 危機管理委員会議事録 | |
| 4-2. 教員の配置・職能開発等 | | |
| 【資料 4-2-1】 | 神戸国際大学経済学部専任教員人事の手続きに関する規程 | |
| 【資料 4-2-2】 | 神戸国際大学リハビリテーション学部専任教員人事の手続きに関する規程 | |
| 【資料 4-2-3】 | 神戸国際大学リハビリテーション学部理学療法学科昇格基準 | |
| 【資料 4-2-4】 | 神戸国際大学リハビリテーション学部理学療法学科教養科目等担当教員昇格基準 | |
| 【資料 4-2-5】 | 教員構成、職位、年齢、性別の一覧表 | |
| 【資料 4-2-6】 | 神戸国際大学任期を定めて任用する教員の規程 | |
| 【資料 4-2-7】 | FD 研修会実施状況 | 【資料 3-2-18】と同じ |
| 4-3. 職員の研修 | | |
| 【資料 4-3-1】 | 学校法人八代学院職員研修規程 | |
| 【資料 4-3-2】 | 事後レポート | |
| 【資料 4-3-3】 | SD のための速解 大学職員の基礎知識 | |
| 4-4. 研究支援 | | |
| 【資料 4-4-1】 | 神戸国際大学研究活動不正行為の防止及び調査に関する規程 | |
| 【資料 4-4-2】 | 不正防止研修会資料 | |
| 【資料 4-4-3】 | 神戸国際大学公的研究費の運営及び管理に関する規程 | |
| 【資料 4-4-4】 | 神戸国際大学研究活動行動規範 | |
| 【資料 4-4-5】 | 『レポートの書き方』 | |
| 【資料 4-4-6】 | 個人研究費支給規程 | |
| 【資料 4-4-7】 | 科学研究費申請奨励研究費規程 | |

基準 5. 経営・管理と財務

| 基準項目 | | |
|-----------------------|--|---------------|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 5-1. 経営の規律と誠実性 | | |
| 【資料 5-1-1】 | 学校法人八代学院寄附行為 | 【資料 F-1】と同じ |
| 【資料 5-1-2】 | 学校法人八代学院服務規程 | |
| 【資料 5-1-3】 | 学校法人八代学院内部監査規程 | |
| 【資料 5-1-4】 | 神戸国際大学公的研究費の運営及び管理に関する規程 | 【資料 4-4-3】と同じ |
| 【資料 5-1-5】 | ホームページ https://www.kobe-kiu.ac.jp/about/information/finance/ (大学紹介→事業報告・財務情報) | |
| 【資料 5-1-6】 | 学校法人八代学院規程集 | 【資料 F-9】と同じ |
| 【資料 5-1-7】 | ホームページ https://www.kobe-kiu.ac.jp/ (大学紹介→公開情報) | |
| 【資料 5-1-8】 | 学校法人八代学院寄附行為 | 【資料 F-1】と同じ |
| 【資料 5-1-9】 | ホームページ https://www.kobe-kiu.ac.jp/ (大学紹介→公開情報) | 【資料 5-1-7】と同じ |
| 【資料 5-1-10】 | 神戸国際大学学則 | 【資料 F-3】と同じ |
| 【資料 5-1-11】 | 神戸国際大学教学運営会議規程 | |
| 【資料 5-1-12】 | 神戸国際大学部室長会議規程 | |

| | | |
|-------------|---------------------------------|--|
| 【資料 5-1-13】 | 衛生委員会運営規程 | |
| 【資料 5-1-14】 | 学校法人八代学院ハラスメントの防止に関する規程 | |
| 【資料 5-1-15】 | 学校法人八代学院個人情報の保護に関する規程 | |
| 【資料 5-1-16】 | 神戸国際大学個人情報の保護に関する規程 | |
| 【資料 5-1-17】 | 学校法人八代学院公益通報者の保護に関する規程 | |
| 【資料 5-1-18】 | 神戸国際大学危機管理規程 | |
| 【資料 5-1-19】 | 災害発生時や警報・公共交通機関運休における事務職員等の勤務規程 | |
| 【資料 5-1-20】 | 学校法人八代学院防火管理規程 | |

5-2. 理事会の機能

| | | |
|------------|-------------------|-------------|
| 【資料 5-2-1】 | 学校法事人八代学院寄附行為 | 【資料 F-1】と同じ |
| 【資料 5-2-2】 | 学校法事人八代学院寄附行為施行細則 | |
| 【資料 5-2-3】 | 学校法人八代学院理事会運営規程 | |
| 【資料 5-2-4】 | 学校法人八代学院常務理事会運営規程 | |
| 【資料 5-2-5】 | 学校法人八代学院評議委員会運営規程 | |
| 【資料 5-2-6】 | 学校法人八代学院法人運営会議規程 | |

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

| | | |
|------------|-------------------|---------------|
| 【資料 5-3-1】 | 学校法人八代学院法人運営会議規程 | 【資料 5-2-6】と同じ |
| 【資料 5-3-2】 | 学校法人八代学院常務理事会運営規程 | 【資料 5-2-4】と同じ |
| 【資料 5-3-3】 | 学校法人八代学院理事会運営規程 | 【資料 5-2-3】と同じ |
| 【資料 5-3-4】 | 学校法人八代学院評議員会運営規程 | 【資料 5-2-5】と同じ |
| 【資料 5-3-5】 | 学校法人八代学院寄附行為 | 【資料 F-1】と同じ |
| 【資料 5-3-6】 | 室長会議規程 | |
| 【資料 5-3-7】 | 学校法人八代学院法人寄附行為 | 【資料 F-1】と同じ |
| 【資料 5-3-8】 | 学校法人八代学院評議員会運営規程 | 【資料 5-2-5】と同じ |
| 【資料 5-3-9】 | 学校法人八代学院監事監査規程 | |

5-4. 財務基盤と収支

| | | |
|------------|-----------------------|---------------|
| 【資料 5-4-1】 | 「グローバルキャンパス構想」事業計画 | 【資料 1-2-4】と同じ |
| 【資料 5-4-2】 | 2021 年度事業計画 | 【資料 F-6】と同じ |
| 【資料 5-4-3】 | 2020 年度事業報告 | 【資料 F-7】と同じ |
| 【資料 5-4-4】 | 過去 5 か年の財務比率の推移（大学部門） | |

5-5. 会計

| | | |
|-------------|-------------------------------|---------------|
| 【資料 5-5-1】 | 学校法人八代学院経理規程 | |
| 【資料 5-5-2】 | 学校法人八代学院固定資産管理規程 | |
| 【資料 5-5-3】 | 経理規程勘定科目処理細則 | |
| 【資料 5-5-4】 | 学校法人八代学院経理規程建設仮勘定処理細則 | |
| 【資料 5-5-5】 | 学校法人八代学院基本金の処理に関する事務取扱規程 | |
| 【資料 5-5-6】 | 学校法人八代学院経理規程予算の編成及び執行に関する事務細則 | |
| 【資料 5-5-7】 | 学校法人八代学院経理規程預り金の処理に関する事務取扱細則 | |
| 【資料 5-5-8】 | 学校法人八代学院寄附行為 第 17 条 | 【資料 F-1】と同じ |
| 【資料 5-5-9】 | 学校法人八代学院監事監査規程 | 【資料 5-3-9】と同じ |
| 【資料 5-5-10】 | 学校法人八代学院内部監査規程 | 【資料 5-1-3】と同じ |
| 【資料 5-5-11】 | 監査報告書 | |

基準 6. 内部質保証

基準項目

| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
|------------------------------|--------------------------|----------------|
| 6-1. 内部質保証の組織体制 | | |
| 【資料 6-1-1】 | 学則（第2条及び第2条の2） | 【資料 F-3】と同じ |
| 【資料 6-1-2】 | 神戸国際大学自己点検・評価委員会規程 | 【資料 4-1-25】と同じ |
| 【資料 6-1-3】 | 自己点検評価委員会議事録 | |
| 【資料 6-1-4】 | 外部評価委員からの提言書 | |
| 【資料 6-1-5】 | 「グローバルキャンパス構想」外部委員会中間報告書 | |
| 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価 | | |
| 【資料 6-2-1】 | 教員の自己点検・評価票 | |
| 【資料 6-2-2】 | 各部署の自己点検・評価票 | |
| 【資料 6-2-3】 | 外部評価委員からの提言書 | 【資料 6-1-4】と同じ |
| 【資料 6-2-4】 | 「グローバルキャンパス構想」外部委員会中間報告書 | 【資料 6-1-5】と同じ |
| 【資料 6-2-5】 | 神戸国際大学自己点検評価書(2015年度受審) | |
| 【資料 6-2-6】 | 神戸国際大学 IRセンター委員会規程 | 【資料 4-1-24】と同じ |
| 【資料 6-2-7】 | 教育の質保証向上検討委員会議事録 | |
| 6-3. 内部質保証の機能性 | | |
| 【資料 6-3-1】 | 教育の質保証向上検討委員会議事録 | 【資料 6-2-7】と同じ |
| 【資料 6-3-2】 | FD資料（入試の現状） | |
| 【資料 6-3-3】 | 教学運営会議議事録 | 【資料 4-1-4】と同じ |
| 【資料 6-3-4】 | シラバス作成ガイドライン | |
| 【資料 6-3-5】 | 学生生活に関する調査 | 【資料 2-4-23】と同じ |
| 【資料 6-3-6】 | レーダーチャート | |
| 【資料 6-3-7】 | リハビリテーション学部教授会議事録 | |

基準 A. 国際交流

| 基準項目 | | |
|------------------------|--|----|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| A-1. グローバル教育の推進 | | |
| 【資料 A-1-1】 | 神戸国際大学国際交流センター規程 | |
| 【資料 A-1-2】 | 海外派遣プログラム一覧 | |
| 【資料 A-1-3】 | 海外派遣プログラム参加者数（5年） | |
| 【資料 A-1-4】 | TOEIC講座 参加者数および成果 | |
| 【資料 A-1-5】 | 海外協定大学一覧 | |
| 【資料 A-1-6】 | 海外協定大学との研究者交流実績（5年） | |
| 【資料 A-1-7】 | 留学生数（5年 学部・国際別科） | |
| 【資料 A-1-8】 | 留学生専用科目一覧 2016-2020 | |
| 【資料 A-1-9】 | 新入生ガイダンス資料 | |
| 【資料 A-1-10】 | 日本文化部 2016-2020年度 在籍者数 | |
| 【資料 A-1-11】 | 留学生行事参加者数（5年） | |
| 【資料 A-1-12】 | 外国人留学生奨学金・授業料減免制度 | |
| 【資料 A-1-13】 | 留学生キャリアガイダンス | |
| 【資料 A-1-14】 | 留学生大学院進学講座 | |
| 【資料 A-1-15】 | コロナ対応 オンライン・グローバルキャンパス体験プログラム (OUTBOUND) | |
| 【資料 A-1-16】 | コロナ対応 オンライン・グローバルキャンパス体験プログラム (OUTBOUND) 参加者数 および アンケート結果 | |

| | | |
|-------------|---|--|
| 【資料 A-1-17】 | コロナ対応 オンライン・グローバルキャンパス体験プログラム (INBOUND) | |
| 【資料 A-1-18】 | コロナ対応　日本人学生・留学生のオンライン交流行事 | |
| 【資料 A-1-19】 | コロナ対応　足止め留学生数 | |
| 【資料 A-1-20】 | コロナ対応　国際別科オンライン入学式・修了式 | |
| 【資料 A-1-21】 | 週刊東洋経済「本当に強い大学・総合ランキング」 | |

V. 特記事項

| 基準項目 | | |
|-------------|--|----|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| V.特記事項 | | |
| 【資料特 1-1-1】 | 神戸国際大学紀要第 99 号 山本ひとみ「神戸国際大学と神戸ファッショニズム美術館との取り組みに関する報告」 | |
| 【資料特 1-1-2】 | 神戸国際大学フレンドシップ会員規約 | |
| 【資料特 1-1-3】 | 開放講義聴講者数一覧 | |
| 【資料特 1-1-4】 | KIDs Program 受講者数一覧 | |
| 【資料特 1-1-5】 | にさんがろくプロジェクト | |

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。